平成19年度外務省政策評価(平成18年度に実施した施策に係る 政策評価)の結果の政策への反映状況について

平成20年4月 外務省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)第11条「行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。」との規定に基づき、平成18年度に実施した施策に係る政策評価の結果の政策への反映状況につき公表する。

1. 事後評価

平成18年度に実施した施策に係る政策評価の事後評価については、「施策ごとの評価(73件)」、「政府開発援助の未着手・未了案件の事後評価(26件)(※注)」の計99件を対象として行い、その結果を平成19年8月に公表した。今回の政策への反映状況に関する調査では、平成19年度に実施した施策に係る政策評価の結果を受け、平成19年度以降の政策の企画立案に具体的にどのように反映されたかをとりまとめた。

※注 政府開発援助の未着手・未了案件については、平成18年度において未着手案件 (政策決定後5年を経過した時点で貸付実行が開始されていない有償資金協力案件)2件は引き続き貸付を継続することとした。また、未了案件(政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である有償資金協力案件)24件のうち1件は案件中止、23件については引き続き貸付を継続することとした。

2. 事前評価

平成19年4月から20年3月までに実施された事前評価の結果の政策への 反映状況については、無償資金協力案件17件及び有償資金協力案件23件の 計40件を実施することとなった。また、平成18年度に実施された事前評価 のうち、平成20年度予算要求へ反映した案件についても掲載した。(了)

外務省における評価対象政策の一覧

1 事後評価

(1)施策ごとの評価

	ことの評価					
No.	評 価 対 象 政 策					
1	東アジアにおける地域協力の強化					
2	朝鮮半島の安定に向けた努力					
3	未来志向の日韓関係の推進					
4	未来志向の日中関係の推進					
5	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化					
6	インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援					
7	南西アジア諸国との友好関係の強化					
	大洋州地域諸国との友好関係の強化					
	米国との政治分野での協力推進					
	米国との経済分野での協力推進					
	米国との安全保障分野での協力推進					
_	カナダとの政治分野での協力推進					
	カナダとの経済分野での協力推進					
10	中南米諸国地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化(南米諸国及びカ					
14	リブ共同体(カリコム)諸国との協力・交流の強化に関するものを除く)					
15	南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化					
16	欧州地域との総合的な関係強化					
17	西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進					
18	中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進					
19	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展					
_						
20	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化					
21	中東和平実現に向けた働きかけ					
22	イラクの平和と安定のための支援					
	アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援					
-	中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大					
25	TICADプロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進					
26	G8、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化					
27	アフリカとの重層的な交流の実施					
28	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信					
29	日本の安全保障政策に関する外交政策					
30	国際平和協力の拡充、体制の整備					
31	国際テロ対策協力					
32	国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現					
	国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強					
34	国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進					
35	国際組織犯罪への取組					
36	大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散					
37	地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化					
38	原子力の平和的利用のための国際協力の推進					
39	科学技術に係る国際協力の推進					
40	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進					
41	グローバル化の進展に対応する国際的な取組					
42	重層的な経済関係の強化					
43	経済安全保障の強化					
44	海外の日本企業支援と対日投資の促進					
45	人間の安全保障の推進					
46	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組					
47	地球環境問題への取組					
48	難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組					
49	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用					
50	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施					
-						

51	経済分野における国際約束の締結・実施
52	社会分野における国際約束の締結・実施
53	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
54	海外広報
55	国際文化交流の促進
56	文化の分野における国際協力
57	効果的な外国報道機関対策の実施
58	適切な国内広報・報道機関対策の実施
59	効果的なIT広報の実施
60	領事サービスの改善・強化
61	海外邦人の安全確保に向けた取組
62	外国人問題への対応強化
63	ITを活用した業務改革
64	外交実施体制基盤の整備・強化
65	対ベトナム国別援助政策
66	対ブータン国別援助政策
67	対モロッコ国別援助政策
68	対ザンビア国別援助政策
69	対マダガスカル国別援助政策
70	農業・農村開発に関する我が国の援助政策
71	地球的規模の問題への取組(環境・森林保全)に関する我が国の援助政策
72	地域協力(中米地域)に関する我が国の援助政策
73	体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施

(2)未着手案件

	No.	評 価 対 象 政 策
Ī	1	「次世代航空保安システム整備計画」(フィリピン)
	2	「北ルソン風力発電計画」(フィリピン)

(3)未了案件

No.	評 価 対 象 政 策
1	「イスタンブール上水道整備計画」(Ⅱ)(トルコ)
2	「コロンボ北部上水道整備計画」(スリランカ)
3	「ワラウェ川左岸灌漑改修拡張計画」(Ⅱ)(スリランカ)
4	「キングストン首都圏上水道整備計画」(ジャマイカ)
5	「海岸線汚染対策・上水道整備計画」(レバノン)
6	「全国排水路整備計画」(パキスタン)
7	「バロチスタン州中等教育強化改善計画」(パキスタン)
8	「パラナ州環境改善計画」(ブラジル)
9	「セアラ州風力発電建設計画」(ブラジル)
10	「ユンカン(パウカルタンボⅡ)水力発電所建設計画」(ペルー)
11	「カリガンダキA水力発電所建設計画」(ネパール)
12	「パダン新空港建設計画」(インドネシア)
13	「幹線道路補強計画(Ⅱ)」(インドネシア)
14	「多目的ダム発電計画」(インドネシア)
15	「バリ海岸保全計画」(インドネシア)
16	「ハノイ市インフラ整備計画(第1フェーズ:タンロン北地区公的支援)」(ベトナム)
17	「ダニム電力システム改修計画」(ベトナム)
18	「ケララ州上水道整備計画」(インド)
19	「シマドリ石炭火力発電所建設計画」(インド)
20	「デリー高速輸送システム建設計画」(インド)
21	「ツイリアル水力発電所建設計画」(インド)
22	「ソンドゥ・ミリウ水力発電計画」(ケニア)
23	「社会改革支援地方港湾開発計画」(フィリピン)
24	「メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御計画」(フィリピン)

2 事前評価

(1)無償資金協力案件(平成19年度に公表された案件)

No.	評 価 対 象 政 策
1	「デブブ州地方都市給水計画」(エリトリア国)
2	「新マナー建設及び連絡道路整備計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
3	「首都圏基幹道路改修計画」(パラオ共和国)
4	「キルワ道路拡幅計画(2/2 期))」(タンザニア連合共和国)
5	「ラギューン母子病院整備計画」(ベナン共和国)
6	「ザンベジア州及びテテ州地方道路橋梁建設計画」(モザンビーク共和国)
7	「西部地域県病院整備計画」(ケニア共和国)
8	「小児感染予防計画」(ナイジェリア連邦共和国)
9	「モウルビバザール気象レーダー設置計画」(バングラデシュ人民共和国)
10	「中部高原地域地下水開発計画」(ベトナム社会主義共和国)
11	「第二次プノンペン市洪水防御及び排水改善計画」(カンボジア王国)
12	「ウランバートル市廃棄物管理改善計画」(モンゴル国)
13	「中波ラジオ放送網整備計画」(ウガンダ共和国)
14	「持続的沿岸漁業振興計画」(インドネシア共和国)
15	「鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画」(インドネシア共和国)
16	「第四次小学校建設計画」(ベナン共和国)
17	「オロミア州小学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)

(2)有償資金協力案件(平成19年度に公表された案件)

No.	評 価 対 象 政 策
1	「コール・アルズベール肥料工場改修計画」(イラク共和国)
2	「原油輸出施設復旧計画」(イラク共和国)
3	「電力セクター復興計画」(イラク共和国)
4	「バスラ上水道整備計画」(イラク共和国)
5	「パナマ市及びパナマ湾浄化計画」(パナマ共和国)
6	「マファラシュトラ州送変電網整備計画」(インド)
7	「ゴア州上水道整備計画」(インド)
8	「モンバサ港開発計画」(ケニア共和国)
9	「災害復興・管理セクター・プログラム・ローン」(インドネシア共和国)
10	「ハリプール新発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
11	「新ウランバートル国際空港建設計画」(モンゴル国)
12	「ハリヤナ州送変電網整備計画」(インド)
13	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ 2)(第三期)」(インド)
14	「ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ 1)」(インド)
15	「ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策計画」(インド)
16	「第4次開発政策借款」(インドネシア共和国)
17	「中部ルソン高速道路計画」(フィリピン共和国)
18	「南北高速道路建設計画(ホーチミン市-ゾーザイ市)(第一期)(ベトナム社会主義共和国)
19	「ハノイ環状3号線整備計画」(ベトナム社会主義共和国)
20	「フエ市水環境改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
21	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)」(I)(タイ王国)
22	「ヴァルナ港及びブルガス港コンテナターミナル整備計画」(ブルガリア共和国)
23	「ジャワ南線複線化計画(第三期)」(インドネシア共和国)

(3)平成18年度に公表された事前評価で、平成20年度予算要求に反映した案件

No.	評 価 対 象 政 策				
無償資	無償資金協力				
1	「南タラワ水産業関連道路整備計画」(キリバス共和国)				
2	「マラディ州及びザンデール州小学校教室建設計画」(ニジェール共和国)				

3	「アンツィラナナ州及びトリアラ州小学校教室建設計画」(マダガスカル共和国)		
有償資金協力			
4	「インダス・ハイウェイ建設計画(第Ⅲ期)」(パキスタン・イスラム共和国)		
5	「港湾整備計画」(イラク共和国)		
6	「アル・ムサイブ火力発電所改修計画」(イラク共和国)		
7	「大コロンボ圏都市交通整備計画」(スリランカ民主社会主義共和国)		
8	「北西スマトラ連系送電線建設計画」(インドネシア共和国)		
9	「貧困削減地方インフラ開発計画」(インドネシア共和国)		
10	「プサンガン水力発電所建設計画」(インドネシア共和国)		
11	「ハイデラバード都市圏送電網整備計画」(インド)		
12	「アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画」(インド)		
13	「グジャラート州森林開発計画(II)」(インド)		
14	「ケララ州上水道整備計画(II)」(インド)		
15	「アグラ上水道整備計画」(インド)		
16	「オリッサ州総合衛生改善計画」(インド)		
17	「ホーチミン市都市鉄道建設計画(ベンタイン-スオイティエン間(1 号線))(I)」(ベトナム)		
18	「ギソン火力発電所建設計画(I)」(ベトナム)		

1 事後評価

(1) 施策ごとの評価

施策名	東アジアにおける地域協力の強化
施策の概要	日本の安全と繁栄に密接な関係を有する東アジアに長期的に安定した国際環境を形成するため、 二国間関係に加え、様々な多国間地域協力枠組みを通して地域共通の課題に取り組んでいくことが 必要である。具体的には、1)日・ASEAN、2)ASEAN+3 (日中韓)、3)東アジア首脳会議(EAS)、4)日中 韓協力その他の枠組みを発展・強化、地域共通の利益に貢献しうる協力を進めていく。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

東アジアの地域協力枠組みそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、我が国と基本的価値を共有するインドや豪州が参加する EAS では様々な具体的協力案件を表明し、ASEAN をはじめとする域内各国から高い評価を得て、東アジアの地域協力・統合の気運を高めることができた。

【施策の必要性】

東アジアでは、経済連携の進展、急速な経済成長といった前向きな動向があるが、その一方、テロや感染症等の新たな脅威が存在し、また、中国・インドの台頭等による地域の構造変化が生じている。我が国の平和と繁栄に密接に関連しているこの地域の安定と発展のため、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて、特に、地域共通の脅威や課題に取り組み、またその中で地域に普遍的な価値やルールの定着を図っていくことが必要である。

【施策の有効性】

アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の中心的存在である ASEAN の統合支援や、普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要であるが、EAS や日・ASEAN 協力といった枠組みによる協力は、ASEAN 域内格差の是正や、基本的価値を共有するインドや豪州等との連携強化など、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で有益な役割を果たしている。

【施策の効率性】

上記それぞれの枠組みにおいて相当の進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件の 実施においても進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

普遍的価値の共有を基礎に、重層的に存在する地域協力枠組みを発展させていく。地域共通の課題に対し、協力の気運が高い分野において協力を進展させ、地域全体の利益となるよう具体的協力を実施する。

施策に関する評価 結果の概要と達成

すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

東アジア地域の地域協力の枠組みを活用した連携を強化すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1: ASEAN 行動計画及び目・ASEAN 首脳共同声明のフォローアップ状況

平成19(2007)年1月に開催された第10回日・ASEAN 首脳会議では、日ASEAN 行動計画の第3次進捗状況報告書が提出された。今回の報告書では、行政や情報通信等7つの分野での人材育成を支援する日・ASEAN 人材育成トータルプラン及び、ASEAN の域内格差を是正すべく新規加盟4か国を重点的に支援するメコン地域開発支援計画の目標達成をはじめ、多くの分野で重要な成果があった旨記載された。

また、平成 18(2006)年3月に設置された日・ASEAN 統合基金(JAIF)を活用して、新型インフルエンザ対策事業や日・ASEANテロ対話等が実施された。さらに、平成19(2007)年1月の第10回日・ASEAN 首脳会議で安倍総理が表明した日・ASEAN経済連携協力支援策に基づき約5200万ドルがJAIFに追加拠出され、知財保護整備等が行われることになった。また、同首脳会議で、日・ASEAN協力の中長期的な発展の方向性について検討する「日・ASEAN賢人会議」の設立について合意された。

評価の切り口2:東アジア共同体形成を含む地域協力の進展の度合い

EAS をはじめとする地域協力枠組みそれぞれにおいて、具体的協力が一層進展し、地域の一体感が醸成されつつある。

EAS では、エネルギー協力が重点的に取り上げられ、我が国は、省エネ等に関する具体的協力策を表明。また、「アジアの強固な連帯」や良好な対日感情の形成を促すべく、今後5年間で東アジアの青少年を毎年6000人程度日本に招聘する「21世紀東アジア青少年大交流計画」を表明し、この枠組みに基づく協力の気運を高めた。

ASEAN+3では、「東アジア地域協力に関する第二共同声明」の作成に貢献すべく、全ての地域協力を推進すること、開放性等の原則と普遍的価値の尊重、「機能的アプローチ」といった諸原則を提言した。

日中韓協力においては、未来志向の関係強化の重要性に対する認識に基づき、共に直面する喫緊の課題に取り組むことに合意。投資協定交渉の開始や外交当局ハイレベル会合の設立が決定した。 アジア協力対話(ACD)では、中東までを含む広域アジアでの対話を進めるとともに、日本が得

	意とする環境分野での教育推進対話を 信した。	を開催し、我が国の	環境分野での取り組みをアジアに向けて発
政策評価の結果の政策への反映状況	平成19年度政策評価においては、本施策について相当の進展があり、基本的に今のまま継続することとされた。(具体的には、事務事業のうち、日 ASEAN 協力、ASEAN+3協力、日中韓協力及び地域の安定と繁栄を目指したその他の協力については「今のまま継続」、東アジア首脳会議について「拡充強化」。) 平成20年度予算要求においては、東アジア地域協力をめぐる最近の状況を踏まえて個々の事務事業を構成する予算事項を見直した(共通経費及び拠出金を除く)。(平成20年度予算額:89,158千円[平成19年度予算:495,657千円])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針 演説等内閣の重要	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (1) アジア外交の積極的推進 ・東アジアにおける安定的な外交関係及び安全保障環境の維持・強化(アジアにおける平和の構築・定着の推進を含む。)・東アジア共同体の形成に向けた地域協力を含むアジア大洋州における協力の主導
政策(主なもの)	第 166 回国会 施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	ASEAN 諸国や、基本的価値観を共有するインド、オーストラリアなどとも、経済連携の強化に加え、首脳同士の交流を拡大します。東アジア・サミット参加国を中心に、今後5年間、毎年6000名の青少年を日本に招く交流計画を実施してまいります。

施策名 朝鮮半島の安定に向けた努力 (1)核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組

- (2) 拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組
- 【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 (理由)

- (1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、北朝鮮が弾道ミサイル発射や核実験実施発表といった我が国の安全保障上の脅威となる行為を相次いで行う等、厳しい状況が続いた。しかしながら、我が国は、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対し、直ちに独自の制裁措置を発表・実施し、毅然と対応したのみならず、国連安保理において北朝鮮にとって厳しい内容を含む決議の全会一致での採択を実現するなど、国際的な圧力形成に大きく貢献した。また、平成19年2月、六者会合においては、非核化に向けた第一歩となる「初期段階の措置」等に係る合意が形成された(ただし、北朝鮮は当該措置を未実施)。
- (2) 拉致問題については、六者会合の枠組みの下に、「日朝国交正常化作業部会」を設置し、第1回会合において、我が国の立場を明確に伝達したものの、北朝鮮は何ら誠意ある対応を示さず、具体的な進展は得られなかった。他方、①国連総会において、拉致問題等を非難する「北朝鮮の人権状況」決議の採択を実現したことや、②G8首脳会合等や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは、一定の成果であった。

【施策の必要性】

拉致問題は我が国国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致問題は、安倍政権の最重要課題の一つであり、本施策はこれまで以上にその重要性が高まっている。また、北朝鮮の核問題及びミサイルは我が国の平和と安定に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

【施策の有効性】

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮を巡る諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に誠意ある対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G8首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に誠意ある対応を求めるアプローチ、③必要に応じ、独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、誠意ある対応をとるように促すとの観点から有効である。

【施策の効率性】

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、我が方の努力にもかかわらず、北朝鮮が何ら誠意ある対応を示さなかったが、これは、北朝鮮側に責任がある。他方、六者会合、国際連合、G8首脳会合等、更には、関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の理解は短期間の内に相当程度深まった。また、我が国の外交努力により、国際連合における安保理決議や「北朝鮮の人権状況」決議、G8首脳会合等における議長総括等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。更には、弾道ミサイル発射及び核実験実施発表に際し、我が国が他国に先駆けて独自の措置を実施したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会における我が国のリーダーシップを確保していく上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものと考える。このような施策を実現する上で、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

関係国と緊密に連携・協力しつつ、必要に応じ圧力をかけながら、六者会合と日朝間の協議を併せて進展させ、諸懸案の包括的解決を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

日朝間の諸懸案を包括的に解決すること。その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:核・ミサイル問題を巡る協議の進捗状況

北朝鮮の弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対し、直ちに独自の制裁措置を発表・実施すると同時に、国連安保理において、北朝鮮にとって厳しい内容を含む決議案を提案し、全会一致での採択を実現したことは大きな成果であった。また、その後、核問題については、平成19年2月に開催された第5回六者会合第3セッションにおいて、北朝鮮による寧辺(ヨンビョン)の核施設の活動停止・封印等を明記した成果文書(「共同声明実施のための初期段階の措置」)を採択するなど、北朝鮮の非核化へ向けた第一歩となる措置に合意できたことは一定の成果であった。ミサイル問題についても、六者会合の下に設置された作業部会で取り上げ、六者間で問題意識を共有すべく努力した。しかしながら、北朝鮮は核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとってお

らず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

評価の切り口2:拉致問題を巡る協議の進捗状況

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

施策の概要

六者会合の枠組みの下に「日朝国交正常化作業部会」の設置を実現し、日朝関係を六者会合の枠内に改めて明確に位置づけることができたこと、また、第1回会合において、安倍政権の下での我が国の立場を明確に伝達できたことは一定の成果であった。しかしながら、北朝鮮は、未だに拉致問題の「進展」、更には「解決」に向けて何ら具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

他方、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成18年12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする「北朝鮮の人権状況決議」が採択され、また、平成19年6月のG8首脳会合では、北朝鮮に対し「拉致問題の早急な解決」を求める議長総括が発出されたことは大きな成果である。

政策評価の結果の政策への反映状況

平成19年度政策評価の結果を踏まえ、関係国との緊密な情報交換と政策の連携、六者会合及び日朝のバイ協議を通じた北朝鮮への働きかけ、並びに部内における情報分析を継続していくことが適切であると考え、本年度、予算要求を行うこととしたもの。

(平成 20 年度予算額: 56,973 円[平成 19 年度予算: 38,106 千円])

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主な もの)	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	「北朝鮮の核開発は、我が国として断じて認めることはできません。 六者会合において解決を図るべく、「対話と圧力」という一貫した考え方の下、関係各国と連携を強化し、北朝鮮の具体的な対応を求めます。 拉致問題の解決なくして、日朝国交正常化はありえません。 拉致問題に対する国際社会の理解は進み、国際的な圧力が高まっています。 北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保と速やかな帰国を強く求めていきます。 新たに拉致被害者に向け、政府のメッセージを放送するなど、引き続き、政府一体となって総合的な対策に取り組みます。」
	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月19日	拉致・核・ミサイル等の北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的な解決に向けた努力

施策名	未来志向の日韓関係の推進
施策の概要	(1) 政治分野の対話の促進(首脳・外相レベルをはじめとする政府間対話の促進、対北朝鮮政策についての連携の強化等) (2) 人的交流の拡大(人的往来の促進、各種青少年、文化、知的交流事業の実施等) (3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 (4) 日韓間の懸案への対応(竹島問題、EEZ 境界画定等) (5) 経済緊密化のための各種協議の推進(日韓 EPA に関する協議を含む。)

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 (理由)

種々の問題に直面し、困難な状況にあった日韓関係において、首脳・外相レベルを始め様々なレベルの政府間対話等を促進し、各種の文化交流・青少年交流・学術交流等を積極的に推進した。また、両国間の諸懸案についても上手くマネージした。結果として、両国関係を改善して飛躍へと向かう節目を作ることができた。また、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を押し進め、六者会合における具体的な成果に結びつけることができた。

【施策の必要性】

韓国は我が国にとって地理的に最も近い位置にある。加えて、自由と民主主義、基本的人権、市場経済等の基本的な価値を共有し、ともに米国との同盟関係にあり、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある最も重要な隣国の一つである。日韓両国が、両国間の懸案を解決すべく努力しながら、様々なレベルの対話や交流を拡充し、未来志向の友好協力関係を強化していくこと、更には、北朝鮮問題等の共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、我が国の直接的な利益となるのみならず、北東アジア地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

【施策の有効性】

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

【施策の効率性】

- (1) 首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から 両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話が実現すること を両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気の醸成にも資することとなった。とられ た手段は適切かつ効果的であった。
- (2)人的交流の拡大については、韓国人に対する恒久的査証免除措置実施によって交流環境を整備し、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム(いわゆる「韓流」)とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (3)韓国国民の過去の対する心情を重く受け止め、人道的観点から、在サハリン「韓国人」支援、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、日韓歴史共同研究の立ち上げに努力したことは、我が国の誠意を示すとの観点からも、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなった。とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (4) 日韓間の懸案事項である EEZ 境界未画定地域における海洋の科学調査を巡って、対立が起こったが、両国政府による協議を重ね、事態を沈静化させたことにより、日韓関係が危機的な状況に至ることが回避された。とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (5) 中断されていた日韓経済ハイレベル協議を開催し、定期的な開催に合意したことは、日韓経済連携協定交渉の再開や両国経済の更なる緊密化に向けた両国の認識の共有を図るのに役立った。とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の平和と安定へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること。また、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:政治分野の対話の促進状況

政治分野での対話については、平成18年10月安倍総理が就任最初の外遊先の一つとして韓国を訪問して日韓首脳会談を行い、また、平成18年度1年間に7回の外相会談が開催されるなど、日韓両国の政府間対話の頻度が高まった。特に、北朝鮮問題に対しては、大きな動きがあった中で、日韓両政府がしっかりと連携・協力していくことができた。

評価の切り口2:人的交流の拡大状況

恒久的査証免除措置の実施により、平成 18 年には訪日韓国人は初めて年間 200 万人に達し、日韓間の往来者数が年間約 450 万人に達した。また、平成 18 年 9 月に開催された「日韓交流おまつり 2006」には、日韓両国から約 1600 名が参加した。また、平成 19 年 1 月に安倍総理が発表した「21世紀東アジア青少年大塚で活動」に基づき、今後 5 年間、日韓間の高校生、大学生を中心とする青 少年1000名が日本に招聘されることとなった。

評価の切り口3:日韓間の過去に起因する諸問題への取組状況

朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還については、平成18年8月を皮切りに平成19年5月までに旧民間徴用者等の遺骨の実施調査を計6回実施し(その後、平成19年5月までに計6回実施)、ま た、旧軍人・軍属の遺骨についても、平成 18 年 12 月を皮切りに、韓国人遺族による海外追悼巡礼を計4回実施した。在サハリン「韓国人」支援については、永住帰国・一時帰国支援等を着実に実施した。在韓被爆者問題については、平成 17 年の在外公館での健康管理手当支給申請の受付開始を受け、平成 19 年 4 月現在、200 件に上る在韓被爆者からの申請を受け付け済である。また、歴史共同研究については、平成 18 年度中に両政府間で調整を重ねた結果、平成 19 年 4 月にソウルで第 1回共同研究委員長会合を開催し、6月下旬に東京で第2期歴史共同研究第1回全体会合を開催す る運びとなった。

評価の切り口4:日韓間の懸案への対応状況

評価の切り日4.日韓間の窓条への刃心れん 平成 18 年4月の海上保安庁による竹島北東海域における海洋の科学的調査を巡って、韓国国内 での反発が強まり、日韓間で困難な問題が生じたものの、日韓間で協議を重ね、10月には、EEZ の 主張が重複する海域において日韓共同で放射能調査が行われた。また、問題の根本的解決のため、 10月、9月及び平成 19 年3月に EEZ 境界画定変が行われた(現在も交渉が継続中)。また、海 洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組みについても併せて協議が行われている。

評価の切り口5:経済緊密化のための各種協議の状況

日韓 EPA 交渉は平成 16年11月以降、中断の状況にあるが、累次の機会に韓国側に交渉再開を働 また、日韓ハイレベル経済協議を4年半ぶりに開催し、日韓 EPA 交渉再開を含めた経済 関係の課題について議論を行い、相互理解を深めた。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

平成 19 年度政策評価の結果を踏まえ、①日韓両国の各界各層による緊密な対話と協力関係の発 展、②日韓間の諸懸案への取り組み、③安全保障分野における日韓協力、の3点を柱とする諸政策 を引き続き重視していくことが適切であると考え、予算要求に反映させている。 (平成 20 年度予算額: 65, 257 千円[平成 19 年度予算: 60, 750 千円])

関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策(主なも
の)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	「私は、総理就任直後、中国及び韓国を 訪問して、首脳レベルで胸襟を開いて話 し合いを行い、両国との関係を改善しま した。(中略)韓国との間でも、未来志 向の緊密な関係を築いてまいります。」
平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月19日	中国・韓国との相互理解・信頼に基づく 関係強化

施策名	未来志向の日中関係の推進		
施策の概要	首脳レベルを含む様々なレベルにおける胸襟を開いた頻繁な対話や交流を通じ、アジア及び世界に貢献する中で日中の共通利益を拡大する「戦略的互恵関係」を日中間で構築すべく、幅広い分野において具体的な協力を進展させるとともに、日中間に存在する諸懸案を解決していく。		
施価達等に果する要目を持ち	ア及で国際では、 でで話している。 でで話している。 でで話している。 でで話している。 でで話している。 でで話している。 でで話している。 でで話してない。 でで話してない。 でで話してない。 でで話してない。 でで話のでででででででででででででででででででででででででででででででででで	でででである。 ででである。 ででである。 ででいます。まで、大きし、このでである。 ででいます。は、たまで、いますでである。 ででいます。は、たまで、いますでである。 ででいますで、いますで、いますでである。 ででいますで、いますでである。 ででいますで、いますで、いますで、いますで、いますで、いまで、いまで、いますで、います	緊密な対話を通じて解決すること 広い対話を通じて、アジア及び世界に貢献 係」の構築に向け、具体的協力を積み重ね 況及び対話を通じた解決への動き 含む各種要人会談、事務レベル協議を活発 いては、3回の東シナ海等に関する日中協
政策評価の結果 の政策への反映 状況	目標の達成に向けて進展があった。日中の様々なレベルでの対話が実施されたほか、個別の案件や経済分野に関する事務レベルの会合を頻繁に実施。率直かつ頻繁な意見交換を通じ、交流事業の立ち上げなど、一定の成果が見られた。 日中間で「戦略的互恵関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかり、同時に個別の懸案を解決していくべく、各種対話や交流を一層強化していく。 (平成20年度予算額:2,050,414千円の内数[平成19年度予算:584,799千円の内数])		
関係よる佐み士	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	(主張する外交) 私は、総理就任直後、中国及び韓国を訪問して、首脳レベルで襟元を開いて話し合いを行い、両国との関係を改善しました。中国とは、両国国民にとってお互い。

		に利益になるよう、戦略的互恵関係を いてまいります。
平成 19 年度 重点外交政策	平成19年7月19日	3. アジア外交の強化と望ましい国際 境の確保 (1) アジア外交の積極的推進 ●中国・韓国との相互理解・信頼に づく関係強化

施策名 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 我が国はメコン河流域 5 カ国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、両国政府の要人往来をはじめとする対話・交流、経済連携協定(EPA)交渉や投資協定交渉を含む二国間経済協議の実施、本地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの施策を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ってきた。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

平成 18 年 10 月・11 月のベトナムとの相互首脳訪問をはじめとして要人による二国間訪問が活発に行われ、平成 19 年 1 月には日タイ修好 120 周年が開始されるなど、対話・交流が促進された。経済協議については、平成 19 年 1 月に日越 EPA 交渉、日カンボジア投資協定交渉、3 月に日ラオス投資協定交渉が開始されたのに加えて、平成 19 年 4 月には日タイ EPA が署名に至るなど相当な進展があった。メコン地域開発については、平成 15 年 12 月の日 ASEAN 特別首脳会議において今後3年間で15億ドルの支援を行うと表明し、3年目にあたる平成18年に本目標を達成し、今後3年間メコン地域に対するODAを拡充することを柱とする「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を発表し新たな取組が開始された。

【施策の必要性】

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験に鑑みれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

【施策の有効性】

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、平成 19 年1月の日 CLV (カンボジア、ラオス、ベトナム) 外相会談等において、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

保の強化につなが 【施策の効率性】

メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

今後ともメコン川流域5カ国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、ASEAN の統合を強化し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の平和、安定、発展に貢献すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:要人往来の実績

相互訪問や二国間会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものであり、今後とも継続していくこととする。この関連で、平成18年11月の安倍総理訪問に130名を超える経済ミッションが初めて同行したことは、官民が連携した二国間関係強化の取組として特に大きな成果があった。

評価の切り口2:二国間経済協議の進捗状況

日タイ経済連携協定の署名、日越経済連携協定の交渉開始、カンボジア及びラオスとの間の投資 協定交渉開始など具体的な成果があった。

評価の切り口3:平成 18 年度における我が国のメコン地域開発支援の実績

平成 15 年 12 月に表明したメコン地域開発に対する 3 年間で 15 億ドルの支援目標を平成 18 年度に達成したことは成果であり、今後は新たに表明した「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」の着実な実施に努めていく。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

平成19年度外務省政策評価書においては、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの間の要人往来等を通じた友好関係の強化、メコン地域開発を通じたASEAN域内の格差是正、及び経済協議を通じた日本との経済関係の強化について目標の達成に向けて進展があったとの評価が行われた。同評価書において、本施策を構成する事務事業を平成20年度において拡充強化

	もしくは維持すべきとする方針が示されたことを踏まえ、複数の事業について新規の概算要求を行う。 (平成 20 年度予算額: 25,613 千円[平成 19 年度予算: 41,550 千円])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも	第 166 回 国会外交演説	平成19年1月26日	アジアの安定というものは、ASEAN 諸国が 民主的に落ち着いて、栄えていない限り ありません。ASEAN 諸国のうち、我が国の 伴走をまさに必要とする国々に対し、民 主化と、平和構築を助けてまいります。 経済面での連携を進めつつ、ASEAN の安 定・強化を図っていく所存です。
の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	・東アジア共同体の形成に向けた地域協力を含むアジア大洋州における協力の主導 ・インド・東南アジアを含む南部アジア及び豪州との対話・協力の推進

施策名	インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援
施策の概要	インドネシア及びマレーシア等との二国間関係を更に強化し、インドネシア、マレーシアに重点を置いて、二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること。また、東ティモールの国造りを支援すること。 具体的な事務事業には、要人往来等二国間の対話・交流の推進、経済連携協定の締結・実施、自然災害被災国に対する支援、地域の共通課題等に対する取組の推進等が含まれる。
	【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

- (1)要人往来等に関し、天皇皇后両陛下の御訪問及びお立ち寄り、6回の首脳会談、6回の外相 会談を含む多数の要人往来、3カ国との間での周年事業実施、2カ国との間での首脳レベルの 共同声明発出、多数の招聘等を通じ、様々なレベルで対話・交流が活発に行われた。
- (2) 各国との経済連携に関し、2カ国との間で EPA について大筋合意がなされ、それぞれ1カ国 との間で EPA 及び改正議定書に署名がなされ、1 カ国との間で EPA が発効するなど、各国との EPA の協議・実施について大幅な進展が見られた。
- (3) 多発する自然災害等に関し、インドネシアに対し3件、フィリピンに対し3件の緊急援助を 行った。我が国の迅速な緊急支援は両国から深く感謝された。
- (4) 地域の共通課題に関し、各国への働きかけを通じ海賊協定の発効を実現。また、ミンダナオ 地域への開発専門家の派遣等の進展が見られた。
- (5) 平成18年5月以降の東ティモール情勢悪化に際し、東ティモールや国際機関等の治安回復・ 国造りのための努力を、我が国は物心両面で強力に支援した。

【施策の必要性】

- (1) 我が国は、伝統的に東南アジア諸国、特にその島嶼諸国との間の友好関係構築に大きな努力 を傾けてきた。これらの諸国は、我が国と東南アジア、中東、欧州諸国、アフリカ諸国等を結 ぶ海上輸送路に位置し、また、我が国にとって重要な資源の供給元、市場、投資先である等、 経済面でも密接な関係にある。
- (2) ここ数年、2つの側面から、日本外交にとって東南アジアの島嶼諸国との友好関係構築は新 たな意義を有するようになってきている。第一に、インドネシアの民主化推進、東ティモール の国造り支援、フィリピン・ミンダナオ地域の和平及び復興支援等、「自由と繁栄の弧」構築 の一部としての意義である。第二に、ASEAN を中心とする東アジア地域の経済発展の結果、東 アジア共同体の形成が現実的な地域の課題となっている。これらの諸国と、伝統的な友好関係 を越えて、政治・経済・文化を含む包括的かつ緊密な関係を構築することを通じ、個々の二国 間関係を新たな高みに引き上げることは、東アジア共同体形成のための基盤整備につながる。
- (3) こうした観点から島嶼諸国との間で二国間関係構築を進めるに際し、地域最大の人口・経済 規模を有する ASEAN の大国であるインドネシアや、民主主義が機能する安定と繁栄を享受する 穏健イスラム国家のマレーシアは、当然その重点となる。

【施策の有効性】

- (1) 首脳・外相レベルの会談、各種要人往来、周年事業、経済連携協定締結の推進等、様々なレ ベルでの「対話」や「交流」の維持・促進により、インドネシア、マレーシアを始めとする東 南アジア島嶼諸国との間で、政治・経済・文化を含む包括的な関係構築を推し進め、二国間関 係を大きく進展させた。
- (2)海賊協定の発効に向けた働きかけ、ミンダナオ和平国際監視団への開発専門家、東ティモー ルへの文民警察派遣等の各種人的貢献や、緊急支援等の各種協力を通じ、地域の安定や自然災 害・争乱等からの復興を強力に支援した。

【施策の効率性】

投入資源の少なさにもかかわらず、関係省庁(防災における内閣府、東ティモールの国造り支援 における警察庁との協力等)、関係各課(EPA 交渉における経済局担当課との協力)、民間(周年 事業)等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、文化の各分野で関係国との友好 関係を大きく推進した。投入資源と比較して大きな成果を出しており、とられた手段は適切かつ効 率的であった。

【今後の方針】

各国との友好関係を維持・強化するため、要人往来等様々なレベルでの対話・交流、各国との EPA の締結・実施、自然災害被災国に対する緊急援助、地域の共通課題についての協力、東ティモール 国造り支援について、引き続き着実に実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

インドネシア及びマレーシア等との二国間関係を更に強化し、インドネシア、マレーシアに重点 を置いた二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること及び東ティモールの国 造りを支援すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1: 要人往来、招聘、周年事業等様々なレベルでの対話・交流の実施状況 天皇皇后両陛下のシンガポール訪問及びマレーシアお立ち寄り、6回の首脳会談、6回の外相会 談を含む多数の要人往来、2つの首脳レベルの共同声明発表、3カ国との間での周年事業実施、そ

の他多数の招聘事業が実施されたことにより、様々なレベルでの対話・交流が大幅に促進された。

評価の切り口2:各国との EPA 協議・実施状況

2カ国との間で EPA について大筋合意がなされ、1カ国との EPA 及び1カ国との EPA の改正議定書に署名がなされ、1カ国との間で EPA が発効するなど、各国との EPA の協議・実施について大幅な進展が見られた。

評価の切り口3:自然災害被災国に対する支援状況

頻発する自然災害等に関し、インドネシアに対し3件、フィリピンに対し3件の緊急援助が迅速 に実施された。

評価の切り口4:地域の共通課題に関する協力の促進

海賊協定が発効し、それに伴い設立された情報共有センターに我が国より事務局長が派遣され、 ミンダナオの国際停戦監視団に対しても我が国から開発専門家を派遣する等の進展があった。

評価の切り口5:東ティモールの国造り支援の進展状況

東ティモール政府や国連等の治安回復・国造りの努力に対し、外務大臣談話の発出や遠山政務官(当時)の派遣等を通じ、一貫して支援を表明するとともに、国際機関を通じた500万ドルの緊急支援や国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)への文民警察要員の派遣等を行うことにより、物心両面から強力に支援を行った。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

平成 19 年度外務省政策評価書においては、各国との間の要人往来等を通じた友好関係の構築強化、経済連携協定の締結・実施、東ティモールの国造り支援等について、目標の達成に向けて相当な進展があったとの評価が行われた。同評価書において、本施策を構成する事務事業を平成 20 年度において拡充強化若しくは維持すべきとの方針が示されたことを踏まえ、複数の事業について新規の概算要求を行う。

(平成 20 年度予算額: 221,722 千円[平成 19 年度予算: 68,004 千円])

関係する	施政方
針演説等	内閣の
重要政策	(主なも
の)	

Ī	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 164 回国会 外交演説	平成18年1月20日	「我や日では、しため、しため、したいの性を、したいの性を、したいの性では、関連には、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない
	第 166 回国会 外交演説	平成19年1月26日	「戦後我が国は、外交の基礎を三本の柱で支えてきました。日米同盟、国際協調、近隣アジア諸国の重視という三本柱でごあります。」「アジアの安定というものは、ASEAN諸国が民主的に落ち着いて、栄えていない限りありません。ASEAN諸国のうち、我が国の伴走をまさに必要と助し、民主化と、平和構築を助けてまいります。経済面での連携を進めつて、ASEANの安定・強化を図っていく所存です。」「1月15日、セブ島で開かれた第2回東アジア・サミットでは、エネルギーの」東アジア・サミットでは、エネルギーの」

		安全保障と、若者達が交わる大切さを、 共通の課題として確認しました。」 「ASEAN諸国や、基本的価値観を共
第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	有するインド、オーストラリアなどとも、 経済連携の強化に加え、首脳同士の交流 を拡大します。東アジア・サミット参加 国を中心に、今後5年間、毎年6000 名の青少年を日本に招く交流計画を実施 してまいります。」

施策名	南西アジア諸国との友好関係の強化
施策の概要	(1)要人往来をはじめとする対話の継続・促進 首脳、外相をはじめ多くの閣僚レベル等の往来を実施した。平成18年12月のシン・インド 首相訪日の際には、首脳会談後に「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」を発出した。 (2)南西アジア諸国との外務次官級政務協議等各種協議の実施 日印外務次官級政務協議、日印軍縮・不拡散協議、日パキスタン軍縮・不拡散協議、日パキ スタン安保対話、日印科学技術協力イニシアティブ会合、日印シンポジウム、日スリランカ政 策・経済協議等を実施した。 (3)日印経済関係強化 シン首相訪日の際に経済連携協定(EPA)交渉開始が決定され、第1回交渉が1月にデリー にて実施された。 (4)経済協力 インドへの円借款供与をはじめとして南西アジア諸国に対して積極的に経済協力を実施した。
	【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】
	【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

5年ぶりとなるインド首相の訪日、スリランカ外相、モルディブ外相の訪日、19年ぶりとなる外 相のバングラデシュ訪問等が実現した。特にインドとの関係では首脳会談後に「日印戦略的グロー バル・パートナーシップに向けた共同声明」が発出され、その実現のための具体的取組として首脳 の相互訪問実施、外相間戦略的対話の制度化、経済パートナーシップ・イニシアティブの開始、EPA 交渉の立ち上げ、ビジネス・リーダーズ・フォーラムの開始、東アジア首脳会議(EAS)の枠組に おける連携、国連安保理改革に向けた協力、南アジア地域協力連合(SAARC)における緊密な協議 等が合意された。更にインド外相が訪日の際に、麻生外相との間で第1回日印外相間戦略対話が実 施された。総合的に見て、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化という目標に向け て、大きな成果があげられた。

【施策の必要性】

- (1) 南西アジア諸国は、「自由と繁栄の弧」の中心に位置し、また、政治的にも経済的にも重要 性を高めている。特にインドは、高い経済成長率を持続するとともに、対外的にも、米国との 安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での 発言力を増してきている。またインドは、10億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、 民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観・システムを有しており、我が国 にとって、戦略的グローバル・パートナーシップを一層強化し、アジア地域ひいては国際社会 の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとしての重要性を益々高めている。
- (2) また、ネパール、ブータン、スリランカ等における民主化、和平構築の流れを支援していく ことは我が国の進める価値の外交を実現する上で極めて重要。
- (3) 加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン(海上輸送路)上に位置し、地 政学的にも我が国にとって極めて重要である。

【施策の有効性】

- (1) 南西アジア諸国との二国間関係は、民間部門の活動により自然に維持・強化されていくよう な成熟した段階にはなく、特に日印間の戦略的グローバル・パートナーシップを強化するため には、ある程度政府が主導し、日印関係全般の強化に対する政治的なコミットメントを示すこ とが必要である。
- (2)その具体策としては、(イ)要人往来及び政治レベルの協議を活発化させること、(ロ)(イ) と密接に関連する事務レベルでの協議を活発化させること、(ハ)特に、本来有する日印両国 の潜在力を十分に生かし切れていない経済関係及び人的交流を強化すること、(ニ)相手国の ニーズに応じた経済協力を引き続きタイムリーに実施すること等が有効である。

【施策の効率性】

シン首相訪日や日印外相間戦略的対話の実現、麻生外務大臣のバングラデシュ訪問、各種協議の 実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、手段が適切かつ効率的であったこ とを示している。

【今後の方針】

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、最重要課題である経済関係強化のみなら ず、要人往来、各種協議、経済協力を通じその他の分野でもバランスよく関係強化のための具体的 施策を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の日標】

南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、特に潜在力の大きなインドとの連携(戦略的グロ ーバル・パートナーシップ)を強化すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:要人往来の実績

平成 18 年度の南西アジア課主管の 7 か国からの要人往来件数は 26 件 (平成 17 年度は 19 件)。 インド首相、外相の訪日、スリランカ外務大臣の訪日、モルディブ外務大臣の訪日、麻生大臣のバングラデシュ訪問をはじめとする多くの閣僚レベルの往来が実現した。

評価の切り口2:日印安保対話等各種協議の実施

インドとの外務次官級の政務協議、日印シンポジウム、パキスタンとの安保対話等を実施し、二 国間関係のみならずアジア地域をはじめ、近隣国であるアフガニスタンや北朝鮮を含む国際情勢につき認識を共有するとともに、国連改革、テロ対策等グローバルな課題についても幅広く意見交換を行った。

評価の切り口3:日印経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

シン首相訪日時に、日印共同研究会(JSG)の勧告に基づき EPA 交渉を速やかに開始し、およそ 2 年のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指すことで両首脳が合意した。両首脳の合意を受けて、第 1 回 EPA 交渉が平成 19 年 1 月 31 日から 2 月 2 日にかけてニューデリーにて開催された。将来における EPA の締結により、民間部門の経済活動が大幅に促進されることが期待される。

政策評価の結果の政策への反映状況

上記の政策目標及びそのための事務事業を推進するため従来の関係経費を下記の通り要求。

- ●ネパール等民主化支援関係経費
- ●南西アジア信頼醸成支援関係経費
- ●スリランカ和平関係経費
- ●日印経済連携協定交渉会合開催経費
- ●日印 IT 交流促進経費
- ●日印ビジネスリーダーズフォーラム関係経費
- ●パキスタン工科大学設立支援関係経費

(平成 20 年度予算額: 57, 575 千円[平成 19 年度予算: 40, 151 千円])

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	インド・東南アジアを含む南部アジア及 び豪州との対話・協力の推進
重要政策(主なも	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	ASEAN 諸国や、基本的価値観を共有するインド、オーストラリアなどとも、経済連携の強化に加え、首脳同士の交流を拡大します。
<i>の</i>)	第 166 回国会 外交演説	平成19年1月26日	将来を大いに期待できるのが、インドと の関係であります。本年は経済連携協定 交渉を含め、日印協力関係を拡充してい きます。同時に、他の南アジア諸国の民 主化・平和構築を支援してまいります。

施策名	大洋州地域諸国との友好関係の強化		
施策の概要	アジア大洋州地域に自由な社会の輪を広げ、平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランドとの様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裡における取り組みに対する支持と信頼を得るため、PIF(太平洋諸島フォーラム)首脳会議を開催する。		
施価達等に無する要目を受けるとは、おければ、おければ、おければ、おければ、おければ、おければ、おければ、おければ	豪と嶼【 「東側の 【 し嶼具会るめ 【 すり性 【 「 関 【 評 共 ド に 所 で が に と を で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で が の に と と で ら の に と と た た に と に と か に の な の に と り に と い か な の に と り は で い に と い か は の と と で ら の に と と さ い で で で に と 地 か 体 ン 由 と と ミ レ と ま れ に す に と で ら の に と り は で が の に と り は で が の に と い か な の に と り は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	関部国 分と、め 極輪域。オ交た 関国ら ら強 標 関が 国対り業で関部国 分と、め 極輪域。オ交た 関国ら ら強 期 係国 際話な部す会際 野安国極 的を外同口流め 係・れ に化 間 をの 社がど会よるを場 で定連め に広対域一事に 強地た 強し 間 をの 社がど会よ豪置で 友資安重 話、に対ッの効 のと段 しい 測 に組 等施分置強共しの 好源保要 を平積話プ実で たのは てく 定 強へ にさ野等は同、支 及及理で 続和極は及施あ め友適 いと 結 化の おれで、く 定 政持 びび)あ けと的、び及る 協好切 く同 集 す支 けた協『繁宣政持 びび)あ けと的、び及る 協好切 く同 集 す支 けた協『繁	協力関係を推進し、二国間関係を更に強化食料の安定確保に資する。また、太平洋島改革等について、国際場裡において我が国る。 ていくことは、より緊密な協力関係を実現繁治である。またといる。 ながいまたがは、まり緊密な協力関係を実現を変がある。またとといるを強化することで、3年毎に関催される太平洋・島サミットを検討する重要な機会ともない、まか、まが国に対する理解を深いた。 の枠組みや日豪 EPA 交渉入りなど具体的協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢かつ効率的であった。 また、我が国として、豪州、ニュージー時に、我が国とこれらの国との協力の重要といる。 は 等】 ること、太平洋島嶼国・地域との友好協力援を確保すること
政策評価の結果 の政策への反映 状況 平成19年度政策評価の結果を踏まえ、「大洋州地域諸国との友好関係の強化」というが き続き強化して実施する必要性及び有効性があると考えるところ、平成20年度も同施策に 算要求を行うこととしたもの。 (平成20年度予算額:88,656千円[平成19年度予算:96,053千円])			るところ、平成20年度も同施策につき予 6,053千円])
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 外交演説	平成19年1月26日	豪州と我が国とは、戦略的利益を共有するパートナーとして、政治・安全保障、経済など多様な分野で広範な協力を進めてきました。本年から始まる経済連携協定交渉については、国内の農業関係者等の懸念(センシティビティ)に十分注意を払いつつ、進めてまいります。また、安全保障面での関係を強め、日米豪の戦略対話を充実していきます。
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	インド・東南アジアを含む南部アジア及 び豪州との対話・協力の推進

施策名	米国との政治分野での協力推進
施策の概要	(1)政府間(首脳、外相レベルを含む)で、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施 (2)民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施 (3)米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘
	【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理中)

小泉総理(当時)の米国公式訪問(6月)やライス国務長官来日(10月)及びチェイニー副大統領来日(平成19年2月)等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的にみて、想定以上の成果があったことを示している。

【施策の必要性】

- (1) 基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。
- (2) また、我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。
- (3) 政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組における日米両国間の連携を強化することは、我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化にとり不可欠の要素であり、外務省として取り組む必要がある。

【施策の有効性】

- (1)日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流を重層的に強化する必要がある。
- (2) 平成 18 年6月には小泉総理(当時)が米国公式訪問を行い、二国間関係に加え、北朝鮮、イラク、イラン、インド、国連改革といった幅広い国際社会の課題について話し合うとともに、「新世紀の日米同盟」と題する成果文書を発出した。
- (3) 平成 18 年9月には、高級事務レベルで日米・日米豪戦略対話が行われ、日米共通の関心事項につき議論がなされた。また11月のハノイAPECの際には閣僚級の日米豪戦略対話が行われ、北朝鮮問題やAPECの活性化、日米豪の具体的協力等について議論された。
- (4) 北朝鮮のミサイル発射及び核実験の実施を受けて、10月にはライス長官が来日し、日米外相会談が行われ、日米安保体制下での米国の日本防衛のためのコミットメントをあらゆる形で履行することを再確認した。また、11月のハノイ APEC の際には、安倍総理とブッシュ大統領の初顔合わせとなる首脳会談が行われ、安全保障についてはもちろん、両国の経済関係の強化も含めて日米同盟を更に強化し、国際社会の諸課題に立ち向かっていくことを確認した。
- (5) 平成19年2月には、チェイニー副大統領が来日し、安倍総理、麻生大臣との会談を通して、相互信頼や共通の価値観・利益に基づく日米同盟の重要性及びその更なる強化を確認した。

【施策の効率性】

政府間(首脳、外相レベルを含む)での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、 日米両国が直面する政治面での共通の諸課題について両国政府間の緊密な連携を一層強化する上 で不可欠であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

引き続き、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること

【目標の達成状況】

評価の切り口:共通の諸課題における連携の強化及び同連携の進展の状況

日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が、一層強化された。

(1) 日米戦略対話

日米両国は、より中長期的かつ戦略的な日米共通の関心事項について、平成 18 年9月には高級事務レベルで日米・日米豪戦略対話を実施し、率直かつ有意義な対話を行った。

(2) 対北朝鮮政策

北朝鮮の弾道ミサイル発射(7月)及び核実験実施発表(10月)を受けて、米国との緊密な連携を図り、米国とともに安保理会合の開催を要請するとともに、国際社会の結束に尽力し、国連安保理決議第1695号や国連安保理決議第1718号が全会一致の成立に寄与した。その後も日米外相会談、首脳会談を通じて対北朝鮮政策における日米の緊密な連携を確認した。

政策評価の結果 の政策への反映 状況			
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	2. 国民の安全の確保と繁栄の促進 (1) 我が国の平和と安全の確保 揺るぎない日米同盟の維持・強化と 国際協調の推進
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 165 回国会 所信表明演説	平成18年9月29日	「世界とアジアの日米同盟」をより明確にし、アジアの強固な連帯のために積極的に貢献する外交を進めてまいります。日米同盟については、その基盤である信頼関係をより強固にするため、総理官者とホワイトハウスが常に意思疎通で認めてより、カースが常にがあり、沖縄など地元のを軽減するものであり、沖縄など地元の全地であります。 「世界とアジアのための日米同明」は
			「世界とアジアのための日米同盟」は、 我が国外交の要であります。日本を巡る 安全保障の環境は、大量破壊兵器やミサ

平成19年1月26日

第 166 回国会 施政方針演説

イルの拡散、テロとの闘い、地域紛争の 多発など、大きく変化しています。こう

した中で、日本の平和と独立、自由と民

主主義を守り、そして日本人の命を守る ために、日米同盟を一層強化していく必 要があります。米国と連携して、弾道ミ サイルから我が国を防衛するシステムの

早急な整備に努めます。

施策名	米国との経済分野での協力推進
施策の概要	(1) 「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営 (2) 日米経済関係強化に向けた取組 (3) 個別通商問題への対応
	【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

施策を実施した結果、平成 18 年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日 米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済 パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成 18 年度も日米間の協力 を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための筋道を予想以上に具体的に つけることができた。

【施策の必要性】

- (1) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持は我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・ 強化における不可欠な要素の一つである。また、経済のグローバル化が進展する中で、合計で 世界全体の GDP の 4 割近くを占める日米両国経済が安定した協調的な関係を維持することは、 日米両国の経済発展のみならず世界全体の安定と繁栄のためにも必要である。
- (2) 我が国の企業が米国で経済活動を行う上での基礎的環境整備との観点からも、日米の安定 的・協調的な経済関係の維持は不可欠である。
- (3) また、極めて多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、個別分野毎にばらに扱う のではなく、外務省が、総合的な外交上の配慮を加味しつつ、バランスよく運営していくこと が、日米同盟関係の維持・強化の観点及び我が国の国益の確保の観点からは不可欠である。

【施策の有効性】

- (1) 日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するためには、両国 間で取り扱うべき事項が極めて多岐にわたっており、また、二国間のみならず地域的・国際的 な課題についての協力も推進する必要がある。このため、平成13年6月の日米首脳会談の際 に両首脳間で合意された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下、6つのフォーラム を適切に運営していくことが有効である。
- (2) 民間部門の問題意識を聴取する機会を多く設け、政府として民間企業が貿易や投資を行うた めの良好な環境の整備に向けた政策に反映させることで、「成長のための日米経済パートナー シップ」の運営や個別問題への対処をより適切に行うことができ、両国間の協調を一層推進す ることが可能となる。
- (3) 日米二国間における個別経済問題の中には、ともすれば政治問題化する可能性のある問題も あるが、問題が政治化するのを未然に防ぐよう適切に対処していくことも、両国が協調を推進 していく上で有効である。

【施策の効率性】

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係を確立した上で、可能な範囲でテレビ電 話を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経 費を節約することができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

今後、日本経済の変化や国際経済での新たな展開を踏まえ、日米間の既存のメカニズムを活用し つつ、これを基礎として、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に 関する協力を強化する方策を探っていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口:米国との経済分野での協調の度合い

- (1)施策を実施した結果、平成 18 年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、 深化の度合いは二国間の貿易や投資額、人的交流等に現れている。具体的には以下のようなデ ータが得られている。
 - (イ) 米国に在留する日本人の数は平成18年10月1日現在、37万386人であり、国別在留邦人 総数で第1位となっている。平成 17 年 10 月1日の時点では、35 万 1668 人、平成 16 年 10 月1日の時点では、33万9387人であり、近年増加が続いている。
 - (ロ) 日米間の貿易総額は、平成 18 年は 2077 億ドル(米商務省統計)であり、日中の貿易総額 に香港を含めない場合、米国は日本の最大の貿易相手国である。また、平成17年は1935億 ドル、平成16年では1840億ドルであり、近年増加が続いている。
- (2) また、平成 18 年度には、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営により、以下 のような成果が得られた。なお、特に(ロ)については、米側への要望を行うにあたって、在 米日本企業が直面している問題について聴取するなど、民間部門との連携によって得られた成 果である。
 - (イ) 平成 18 年 12 月に行われた日米次官級経済対話において、日米両国は、法の支配の強化と ビジネス環境の改善という共通の課題への対処のための協力を強化し、その具体的協力分野

として、①テロ対策と円滑な貿易の両立、②エネルギー安全保障、③知的財産権の保護等に おける協力を強化していくことで一致した。 (ロ) 日本国内における査証申請受付公館の拡大を要望してきた結果、平成18年4月19日、米 国の手続厳格化により査証申請受付を停止していた在札幌米国総領事館において、査証申請 受付のパイロット・プログラムが開始された。これにより、テロ対策の観点から米国が強化 している入国管理措置が、日米間の人的交流の妨げとならない方向で一定の改善が図られ た。 (ハ) 上述のとおり、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別経済問題への対 処に当たり、民間部門から意見を聴取することによって、民間部門の問題意識を踏まえた政 策が行えるように努めているが、このような方針が民間部門からも高く評価された。 (3) 個別問題への対応 米国産牛肉問題について、国民の食の安全・安心の確保を大前提に米国と協議を行い、平成 18年7月27日に米国産牛肉輸入手続が再開された。 米国との経済分野での協力は、今後とも今のまま継続すべく、平成20年度も必要な予算を得た。 政策評価の結果 (平成 20 年度予算額:14,686 千円の内数[平成 19 年度予算:5,332 千円の内数]) の政策への反映 状況 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 今後も、日米同盟と国際協調を外交の基 本方針として、いかなる問題も武力によ 第 164 回国会 施政方針演説 平成18年1月20日 関係する施政方 らずに解決するとの立場を貫き、世界の 平和と安定に貢献してまいります。 針演説等内閣の 「世界とアジアのための日米同盟」をよ 重要政策(主なも り明確にし、アジアの強固な連帯のため **の**) 第 165 回国会 所信表明演説 平成18年9月29日 に積極的に貢献する外交を進めてまいり

平成19年1月26日

第 166 回国会 施政方針演説

「世界とアジアのための日米同盟」は、

我が国外交の要であります。

施策名	米国との安全保障分野での協力推進		
施策の概要	日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保を実現するために実施する様々な 取組は、我が国の安全と繁栄の確保のために極めて重要な外交案件である。上記目標を達成するに あたっては、日米間の緊密な協議の継続が必要であり、その一環として安全保障分野に関する協議、 SACO 最終報告の着実な実施、日米地位協定の運用改善を行うことが重要。		
施価達等に果する要目	全保に、	は、アン首はのできたのでは、アンでである。 では、アンでである。 では、アンでである。 の開プいサど着 の開プいサど着 の開プいサど着 の開プいサど着 がより、大みきでる の解性」るイBMDな が表し、一位は持る な、に田防シ実 発兵国るこ の継地にのた。 保を、、との十 がいまといる。 がいまといる。 がいまといる。 がいまである。 がいまである。 がいまである。 がいまである。 がいまである。 がいまである。 がいまである。 では、 がいまである。 がいまである。 がいまである。 がいまである。 では、 がいまである。 では、 がいまである。 では、 がいまで、 がいなで、 がいまで、 がいなで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいなで、 がいまで、 がいまで、 がいなで、 がいなで、	在日米軍の円滑な駐留の確保を図ることが目標のため、日米安保体制の信頼性の向上検討する。 (事) 軍の円滑な駐留を確保すること。 策の追求の状況 において、「再編実施のための日米のローダーの展開、米イージス艦「シャイロー」 が(PAC—3)の嘉手納配備、日米間のBMD の進捗状況 3年10月に、米軍が進入管制業務を行って
政策評価の結果 の政策への反映 状況	今後とも我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標を踏まえ、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保のための施策を実施するために、平成20年度も必要な予算を得た。 (平成20年度予算額:94,860千円[平成19年度予算:90,905千円])		
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
針演説等内閣の 重要政策(主なも の)	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	米国と連携して、弾道ミサイルから我が 国を防衛するシステムの早急な整備に努 めます。(中略)在日米軍の再編につい ては、抑止力を維持しつつ、負担を軽減 するものであり、沖縄など地元の切実な 声によく耳を傾け、地域の振興に全力を あげて取り組むことにより、着実に進め

	<u>[</u>	てまいります。
第 165 回国会 所信表明演説	平成18年9月26日	在日米軍の再編については、抑止力を維持しつつ、負担を軽減するものであり、 沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力をあげて取り組む ことにより、着実に進めてまいります。
第 164 回国会 施政方針演説	平成18年1月20日	在日米軍の兵力の構成の見直しに当たっては、抑止力の維持と沖縄を始めとする地元の負担軽減の観点から、関係自治体や住民の理解と協力が得られるよう、全力を傾注いたします。

施策名	カナダとの政治分野での協力推進				
	(1) 平成 18 年 6 月、小泉総理(当 がオタワで行われた。	時)が日本の総理と	として6年振りに訪加し、日加首脳会談等		
 施策の概要	(2) 平成 18 年度を通じて、APEC や		祭会議等の様々な機会を捉えて首脳間及び		
	外相間等で、日加に共通の諸課是 (3) また、あらゆるレベルでの相互		東調整を行った。 首都における大使館を通じた日常の緊密な		
	連携の維持・強化等に引き続き尽				
	【評価結果の概要】				
	【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて相当な進展があ	あった。 I			
	(理由)				
			、日加両国が直面する共通の諸課題につい 見て、加との緊密な連携の強化という目標		
	に向けて、充分な成果があったことを				
	┃【 施策の必要性】 ┃(1)我が国とカナダは、基本的人権	産の尊重、民主主義	、自由及び市場経済の推進といった共通の		
		系を有しているが、	更なる発展の潜在力があり、二国間関係を		
	│ 一層強化する必要がある。 │ (2)世界が直面する諸課題について	て、G8・太平洋国	家である日加両国がより効果的に対処する		
			に拡大及び深化させることは重要である。 国の有する知見等を共に共有・活用してい		
			当の有 9 る 知 兄 寺 を 共 に 共 有 ・		
	【施策の有効性】 (1)テロ対策 軍縮・不拡散 環境	6保護等日加両国が	直面する共通の諸課題についての両国政府		
	間の緊密な連携を一層強化するだ	こめには、政府間では	の緊密な協議・政策調整を実施すると共に、		
	両国間の良好な二国間関係の基礎 ル等)における両国間の交流を重		レベル(政府間、民間有識者、草の根レベトが有効である。		
施策に関する評価は異なる	(2) また、我が国の安全と繁栄を確	雀保するためには、	国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認		
┃価結果の概要と ┃達成すべき目標			に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に 的価値観を共有し、国連をはじめとする国		
等	際機関において積極的に活動する	る加との関係を維持	・強化することは重要である。		
			察し、日加両国の民間有識者で構成される 分野にわたって両国間の相互理解増進のた		
	めの意見交換を行い、日加関係の更なる強化へ向けた諸提言を含む報告書を両国首脳に提出し たが、右報告書は、日加関係の更なる深化・活性化のために非常に有効である。				
	「たが、石報百音は、日加関係の列 【施策の効率性】	となる休化・荷生化	のために拝吊に有効である。 -		
	政府間(首脳、外相レベルを含む)での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、 日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府の緊密な連携を一層強化する上で不可欠で				
	あり、とられた手段は、適切かつ効率的であった。				
	【 今後の方針 】 引き続き、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化に				
	努める。				
	【達成すべき目標、測定指標、目 【施策の目標】	標期间、測定結果	: 等】		
	日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を強化すること				
	【目標の達成状況】 評価の切り口:共通の諸課題における連携の進展状況				
	えて日加首脳会談、外相会談を実施し、国				
	連改革、気候変動をはじめとする日加間に共通する諸課題について緊密な協議を行い、日加両 共通する政策課題について調整を行った。				
非生气压入生	また、より広範な課題については、事				
┃政策評価の結果 ┃の政策への反映					
状況					
関係する施政方針演説等内閣の	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
重要政策(主なも	特になし				
の)					

施策名 カナダとの経済分野での協力推進 日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化 両国間の協議を受けて平成17年11月に日加両首脳の署名により策定された「日加経済枠組み」 施策の概要 文書に基づき、個別の協力の優先分野における両国間の協力を推進するとともに、日加経済関係の 潜在力を最大限に引き出すための方策を検討する共同研究を実施する。 【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 (理由) 日加経済枠組みに基づく貿易及び投資の潜在力が最大限に引き出されることを制限する現行の 措置の検討並びに更なる貿易及び投資自由化並びに関連政策上の手段の及ぼす影響についての便 益と費用についての検討を行う共同研究及び個別の協力分野の推進に関して、作業部会をそれぞれ 開催し、作業が進展した。 また、共同研究の作業部会においては、我が国及びカナダの業界団体及び有識者からの意見聴取 を行う機会を設け、民間部門の関与も確保した。 【施策の必要性】 (1) 我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきているが、経済関係については、その 潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、これまで以上に日加経済関係の進化・活 性化を実現する諸施策の実施が望まれている。 (2)上記の目標を達成するため、平成17年1月に両国首脳によって日加共同声明が発出され、「創 造的な日加経済枠組み | 構想が謳われ、それを実現するための「日加経済枠組み | 文書が同年 11 月釜山における APEC 首脳会議の際の日加首脳会談で署名されており、本件は両国の首脳レベ ルでイニシアティブが取られている政策である。 (3) 貿易立国である我が国としては、その貿易相手国と良好な関係を維持して安定的な貿易取引 を確保する必要がある。カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっており、 最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持 は不可欠である。 (4) また、環太平洋国としての日加両国は、アジア太平洋地域の経済的繁栄を考慮しつつ両国の 施策に関する評 経済関係を維持促進する必要がある。 【施策の有効性】 価結果の概要と このような現状を背景に、日加両国の貿易経済関係を更に進化・活性化するため、日加経済枠組 達成すべき目標 みの下での共同研究では、民間部門の意見を聴取しながら、貿易及び投資の潜在力が最大限に引き 出されることを制限する現行措置の検討並びに二国間の貿易及び投資その他の協力案件の更なる 促進がもたらす便益と費用についての検討を行う。 共同研究の報告書は、両国首脳に報告されることとなっており、報告書が取り纏める内容は日加 経済関係の協力・促進・進化・活性化のために非常に有益である。 【施策の効率性】 対面での協議により相手国担当者との信頼関係を確立しつつ、電話会談をも活用することによ り、緊密な対話を継続しつつ、限られた予算内で出張経費や通訳の限定使用等費用を削減して協議 を行い、経費の削減に努めたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。 【今後の方針】 日加経済枠組みの下で個別の協力を継続するとともに、共同研究の結果に基づいた更なる施策の 企画・立案を行うことによりその推進を図る。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標】 日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための政策を推進すること 【目標の達成状況】 評価の切り口:カナダとの経済分野での協力推進の度合い 日加経済枠組みの下、日加次官級経済協議やカナダとの対話が継続され、二国間関係の更なる強 化及び共通の課題に関する協力関係の構築に寄与した。 (イ) 平成 18 年度においては、次官級協議が実施された他、投資促進のためのセミナーやイベン

政策評価の結果 の政策への反映 状況 北米諸国との経済分野での協力は、今後とも今のまま継続すべく、平成20年度も必要な予算を得た。

民間部門からの意見聴取及び個別協力分野を取り上げる協力作業部会も開催された。

(ロ) 平成 18 年4月及び6月に共同研究作業部会が日本及びカナダでそれぞれ開催され、同時に

トの開催等、「日加経済枠組み」文書に取り上げられた 15 の個別分野における協力がカナダ

(平成 20 年度予算額:14,686 千円の内数[平成 19 年度予算:5,332 千円の内数])

との間で進められた。

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)

万	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
カ	特になし		
ŧ			

施策名 中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化(南米諸国及びカリブ共同体(カリコム)諸国との協力・交流の強化に関するものを除く) ①メキシコ及び中米統合機構諸国等との経済関係活性化のための取組強化、②国際場裡における連携・協力関係強化、③周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進強化、という三つの観点から、日・中南米関係の強化に取り組んだ。

施策の概要

具体的には、日・メキシコ経済連携協定(以下、日墨 EPA)の運用に関しての委員会開催や東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC)の枠組みの下での第4回経済社会作業部会の開催、日・中米ビジネスフォーラムの開催等、各種事業の開催に加え、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)への正式加盟や特派大使派遣による積極的な要人往来の推進に取り組んだ。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

日・中米ビジネスフォーラムの成功裡の開催や、日墨 EPA の枠内税率交渉の妥結等に加え、サカ・エルサルバドル大統領の訪日等の活発な要人往来により各国との対話、二国間会談の機会を数多く持ったことで、経済・政治・文化面での関係増進を実現したといえる。加えて、安保理改革・北朝鮮問題等、国際社会の重要な課題における我が国の立場に対し、メキシコ・中米諸国から十分な理解と支持を得ることができたことから、国際場裡における関係強化という目標に関しても、十分評価できる。

【施策の必要性】

中南米地域は、豊富な資源・エネルギーを有しており、地域全体として3年連続でプラス成長を達成するなど、民主主義・市場経済の定着後、ますますその経済的重要性を高めている。中でも、メキシコは、欧米及び中南米に広汎なFTAのネットワークを有しており、日本企業にとっては、米州市場等へのゲートウェーとしての戦略的重要性を有する。日墨EPAの発効後2年を経て、貿易額は70%以上増加し、投資に関しても各年の投資額は発効前と比較して約3倍の水準で推移しており、中南米における我が国の最大の貿易パートナーとして、その重要性は飛躍的に拡大しており、中南米における我が国の最大の貿易パートナーとして、その重要性は飛躍的に拡大している。加えて、メキシコは、中南米地域の大国として、国際社会の諸課題に対する関与を拡大してきており、国際場裡における発言力を高めている。国連改革、環境等の問題について、メキシコと協力関係を深めて共同で対処することは、我が国の国際場裡における影響力の増大を図る上で戦略的重要性を有すると言えるであろう。

また、中米地域は、米国とのFTA 交渉を一体となって行うなど経済面での統合を進めるとともに、政治面でも一体化を進め、発言力を増している。また、南・北米大陸をつなぐ位置にあり、パナマ運河を擁するなど地理上・交通上の要所でもある。このような中米地域との協力関係強化に取り組むことは、我が国への物資の安定的供給の確保、国際場裡における我が国への支持の確保等の面で極めて重要である。

【施策の有効性】

日墨EPAの発効後、日墨間の貿易・投資は大幅に拡大、経済関係の活性化に有効であった。日本企業に中米の実態、貿易投資関係活性化への熱意を実感してもらい、中米側に日本企業の関心事・懸念を理解してもらうため、日・中米ビジネスフォーラムのような企業間交流の場を政府が設定することは非常に有益であった。

国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)は中南米地域の経済社会発展を促進する機関として定評を得ており、ECLACへの加盟は中南米地域への我が国の貢献に向けた意欲を示す観点から有益であった。東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC)WG会合でイニシアティブを発揮したことは、東アジア、中南米地域で我が国のプレゼンスをアピールする上で有益であった。日・中米フォーラムでは、中米諸国より国連改革等我が国の支持要請に対する協力的な姿勢が示され有益であった。

大統領就任式への特派大使派遣や議員交流を含む、ハイレベルの要人往来の活性化により、相互 理解促進に向けた具体的な成果があった。

【施策の効率性】

EPAによるメキシコとの経済関係強化やFEALAC(東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム)、日・中米フォーラム等の枠組みでの協力に加え、大統領就任式への特派大使の派遣、その他の閣僚・首脳等の相互訪問を通して、メキシコ及び中米諸国との連携を強化したということができるので、施策は適切かつ効率的であったといえる。

【今後の方針】

日墨 EPA 発効後の貿易・投資の大幅な拡大や、日・中米フォーラム、日・中米ビジネスフォーラムの開催、活発な要人往来、FEALAC における取組等を通じて我が国とメキシコ・中米諸国との関係強化及び東アジアと中南米地域の関係強化に実質的な成果をあげているところ、今後より一層これら協力関係の深化をはかり、信頼関係をより強固なものとし、両地域が裨益する関係の構築を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の日煙】

中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:具体的な協力案件の有無・進捗状況・効果

メキシコとの EPA によって、平成 18 (2006) 年度の日本・メキシコ間の貿易総額は、発効前と比較して 70%以上増加し、また、我が国からの直接投資についても、発効前の 2.6 倍となった点に鑑みて、経済関係の再活性化のための取組は大きな成果を上げていると言える。加えて、昨年度は、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC) への加盟を達成し、東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC) 第4回経済社会作業部会 (WG) にも、全加盟国 32 カ国より政府代表及び有識者が出席するなど、(イ)中南米地域における我が国の存在感の維持、(ロ)中南米地域における人脈形成及び(ハ)情報収集能力の強化のための取組も大きな成果を残しており、国際場裡における連携・協力関係強化の観点からも大きな効果があったと言える。

また、11月には「ドミニカ移住者に対する特別一時金の至急に関する法律」の成立し、第2回日 墨文化サミットにおいては、日墨の文化人、知識人の間でより一層の関係緊密化、相互理解の促進 を図るための具体的な戦略の提案もなされるなど人物・文化交流事業においても前進があった。

評価の切り口2:具体的な交流事業の実施と成果

官民併せて約500名が参加した日・中米ビジネスフォーラムでは、意見交換や個別の商談が多数行われ、中米・我が国双方の民間企業にとって、具体的なビジネスチャンスに結びつく良い機会になったと言え、経済関係再活性化のためにも大きな成果があった。また、東京で開催された第10回日・中米フォーラムでは、我が方の関心事項を表明し、情報収集がなされるとともに、中米諸国から、国連改革や各種支持要請においての我が国に対しての極めて協力的な姿勢協力が表明され国際場裡における連携・協力関係の強化が確認された。

加えて、中川秀直衆議院議員および大野功統衆議院議員が大統領就任式特派大使としてメキシコ及びコスタリカに派遣された他、猪口邦子内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画。当時)や参議院公式議員派遣団、金田勝年外務副大臣(当時)なども中米の各国を訪問した一方で、フェルナンデス・ドミニカ共和国大統領、サカ・エルサルバドル共和国大統領の訪日もなされるなど、人物交流が盛んに行われ、相互理解促進の強化につながった。

政策評価の結果の政策への反映状況

平成19年度の政策評価においては、日墨EPA発効後の貿易・投資の大幅な拡大や日・中米フォーラム、日・中米ビジネスフォーラム、活発な要人往来、FEALACにおける取組等を通じて日本とメキシコ・中米諸国との関係強化及び東アジアと中南米地域の関係強化に実質的な成果をあげていることから、①中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との経済関係再活性化のための取組の強化、②中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との国際場裡における連携・協力関係強化、③周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解促進の強化の3つの事務事業について現行の政策を継続していくこととした。

日・中米フォーラム開催経費、アジアと中南米の関係強化経費(FEALAC関係)、日墨経済 連携協定各種委員会開催関係経費等については、こうした政策評価の結果を踏まえ要求したもので ある。

(平成 20 年度予算額: 36, 131 千円[平成 19 年度予算: 36, 058 千円])

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (2)地域外交における幅の拡大 ●中南米諸国との関係強化
関係する施政方針演説等内閣の	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	2. 国民の安全の確保と繁栄の促進 (3) 我が国・国民の繁栄の促進 ●世界及び日本経済の成長の基 盤整備への積極的取組(EPA/FTA の推 進、知的財産権保護の強化、日 本企業支援を含む。)
重要政策(主なもの)	第 166 回国会 外交演説	平成19年1月26日	(その他の地域との関係強化) 第9段落 「中南米地域では近年開発を重視する政権の誕生が相次いでいます。その背景には貧富の格差が埋まらない状況があります。我が国として重要な施策とは、中南米各国の社会経済が均衡ある発展を遂げるよう、必要な助言・協力を行うとともに、自由と民主主義が維持・強化されるべく、対話と協力を続けていくことです。」

施策名	南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化
施策の概要	(1)南米諸国との経済関係再活性化のための取組(2)南米諸国との国際場裡における協力の強化(3)周年事業の活用を通じた相互理解の促進(4)南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組(5)カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化(6)メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進
	「証価結果の無面】

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

- (1)経済関係において、日本・チリ経済連携協定(EPA)の早期署名、ブラジルにおける地上デジタル・テレビ放送の日本方式採用、エタノール協力、クリーン開発メカニズム(CDM)協力の進展等予期していた以上の成果が得られた。
- (2) ハイレベルの要人往来、各種二国間対話、及び地域国際機関との協議を精力的に実施した結果、国際場裡における協力関係を強化できた。
- (3) 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題について、迅速かつ効果的な問題解決に向けて関係国政府、国内関係官庁、地方自治体等と緊密に協力し、取組が進展した。

【施策の必要性】

- (1)経済関係に関しては、従来の資源エネルギー分野における協力に加え、デジタルテレビ、バイオ燃料、CDM 等新たな分野における関係が構築・強化されつつあるところ、政府としても側面支援を行うことが日本企業支援や資源エネルギー外交の観点から必要。
- (2) ブラジル等の南米主要国は国際場裡において益々発言力を高めており、我が国が国際場裡において目的を達成するために重要なパートナーとなっているため、協力関係を維持・発展させる必要がある。
- (3) 地理的に遠距離にある中南米との関係強化のためには、各種周年行事の機会を有効活用した、 人物・文化交流事業の積極的かつ集中的な実施を通じ相互理解の促進を図ることが効果的かつ 効率的。
- (4) 南米諸国出身の在日外国人は現在約36万人にのぼり、新たな交流の一翼を担い始めている。 しかし、中には、文化、習慣、言語等の相違により、地域社会との摩擦、我が国での就労・教 育をめぐる問題、犯罪等の課題が顕在化している例もあり、こうした問題の解決に向けて、世 論、マスコミの高い関心に応える形で国内関係省庁、地方自治体、国会議員等と協力しつつ、 取り組む必要がある。
- (5) カリコム諸国 14 カ国とは基本的価値を共有しており、緊密な二国間関係を基盤に、国際捕鯨委員会(IWC) や国連等の国際場裡で友好な協力関係を構築している。我が国にとって重要なパートナーであり、友好協力関係を維持する必要がある。
- (6) 南米・カリブ地域においては、メルコスール、カリコム等の地域国際機関の活動が活発であり、地域ブロック単位でも発言力を増している。このような地域国際機関の枠組みを活用して南米・カリブ諸国と協力関係強化に取り組むことは、我が国の国際場裡における影響力の増大を図る上でも重要である。

【施策の有効性】

南米諸国及びカリブ共同体(カリコム)諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進するという目標達成に向けて、関係国政府・国際機関との対話・協議・交渉、周年事業の活用、在日外国人をめぐる諸問題への取組といった施策を積極的かつ精力的に実施した。その結果、経済面で日チリ EPA の早期署名、ブラジルにおける地上デジタル・テレビ放送の日本方式採用等の具体的成果をあげたほか、国連・WTO 等の国際場裡における協力関係の強化や相互理解の促進、国民の外国人問題への理解の深化が進んだ。したがって、目標達成のため施策が有効であったと言える。

【施策の効率性】

限られた資源の中、経済関係の再活性化の促進、国際場裡における協力関係の強化まで相当な進展があったことから、施策を実施する際取られた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

南米・カリブ地域における新たな政治潮流を踏まえ、我が国の国益や資源エネルギー安全保障の観点から、諸国との対話及び協力関係の維持・強化を図ると共に、更なる経済関係の活性化の加速を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

南米諸国及びカリブ共同体(カリコム)諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:南米諸国との経済関係再活性化の進捗状況

ハイレベルの要人往来、経済協議(アルゼンチン)、経済合同委員会(アルゼンチン、ブラジル、チリ)、有識者会合等により経済関係の再活性化の具体的方策について活発な議論が行われた。平成18年11月の日チリEPAの交渉終結、平成19年3月の署名、平成18年6月のブラジル政府によ

る日本式地上デジタル・テレビ放送の採用決定、CDM 分野における協力進展、平成 18 年 3 月の日・ブラジル(伯)のエタノール合弁企業の設立、同年 4 月の日伯バイオマス・ワーキング・グループ第 1 回会合開催等の具体的成果があった。

評価の切り口2:南米諸国との国際場裡における協力の状況

日チリ首脳会談、日ボリビア首脳会談、日ブラジル外相会談、日ボリビア外相会談、日ペルー外相会談、日チリ外相会談、各種政策対話の機会を捉え、様々なレベルで、国連、軍縮・不拡散、貿易、環境等の国際場裡における協力の働きかけを行い、協力関係が強化された。

評価の切り口3:周年事業の活用を通じた相互理解の促進状況

平成 18 年にはパラグアイへの日本人移住 70 周年を迎え、秋篠宮殿下が同国をご訪問された他、山中政務官(当時)が記念式典に出席した。また、平成 19 年には、日チリ修好 110 周年、日ガイアナ修好 40 周年、平成 20 年には、日本ブラジル交流年(日本人ブラジル移住 100 周年)、日コロンビア修好 100 周年を迎えるところ、各種要人往来や記念行事の実施・準備が行われた。

評価の切り口4:南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進捗状況

犯罪人の国外逃亡問題、地域社会との摩擦、我が国での就労・教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、国会議員、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。

評価の切り口5:カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力の状況

平成 18 年 5 月のアンティグア・バーブーダ首相の訪日、山中外務大臣政務官(当時)の2 度のハイチ訪問(5 月、大統領就任式、7 月、ハイチ支援国会合)、猪口内閣府特命担当大臣(当時)のトリニダード・トバゴ訪問(8月)等の要人往来を中心に緊密な対話を行い、国際場裡での協力の働きかけも積極的に行った。

評価の切り口6:メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の状況

メルコスールとは、高級事務レベル協議、メルコスール広域協力等を通じ、包括的な協力関係を 強化できた。カリコムとは、日カリコム事務レベル協議のフォローアップ等により、対話及び協力 関係を強化できた。

政策評価の結果の政策への反映状況

①南米諸国との経済関係再活性化のための取組、②南米諸国との国際場裡における協力の強化のための取組、③周年事業の活用を通じた相互理解の促進、④南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組については、評価結果を踏まえ、拡充強化とした。また、⑤カリブ共同体(カリコム)諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化、⑥メルコスール、カリブ共同体(カリコム)等の地域国際機関との協力の促進については、評価結果を踏まえ、今後も継続していくこととした。(平成20年度予算額:50,083千円[平成19年度予算:50,007千円])

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)

ī	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
)	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	中南米諸国との関係強化
,			

施策名	欧州地域との総合的な関係強化
施策の概要	①欧州地域(各国、EU、NATO、OSCE、CE)との政治面での対話の継続・促進、②欧州地域との具体的協力の継続・促進、③欧州各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結のための協議の継続、④欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流の促進、⑤欧州各国からの青少年招聘、高校生交流等による草の根交流の促進。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

平成 18 年に総理が 2 回、外務大臣が 1 回欧州諸国を訪問し、平成 19 年 1 月には、安倍総理大臣が英、独、ベルギー、仏を、麻生外務大臣がルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、スロバキアを訪問した。日欧は基本的価値を共有する戦略的パートナーとして更なる協力関係強化で一致。欧州地域との具体的協力は NATO を中心に進展。法的枠組み構築については、日・ベルギー社会保障協定が発効し、日仏租税条約の改正につき両国間で署名が行われ、社会保障協定について複数国との交渉・協議があり進展。人的ネットワーク構築については、知的交流、人的交流を着実に実施。

【施策の必要性】

我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、及び市場経済等の基本的価値を共有しており、また、国際社会において共通の課題にも直面。このような欧州(各国及び主要機関)と様々なレベルにおける幅広い分野における緊密な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築を目標に、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。

【施策の有効性】

- (1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。
- (2) 欧州地域との具体的な協力を継続・促進することには、基本的価値を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で極めて高い意義を有する。
- (3) 租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みを提起し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。
- (4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、専門分野(現在の重点は安全保障分野)での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。
- (5) 欧州地域との草の根交流を欧州青年招へいと高校生交流等により実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者の人的ネットワーク構築に資する。

【施策の効率性】

前述のとおり、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流が順調に進み、施策の目標に向けて相当の進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

政治面での対話を拡充強化し、具体的な協力を継続する。租税条約交渉、社会保障協定交渉を継続実施し、知的交流、草の根交流を拡充強化する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的関係を強化すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:欧州地域との総合的な対話・協力の進展状況

- (1) 欧州連合(EU)との関係では、対話を着実に実施。平成18年4月の日・EU 定期首脳協議において、両首脳は日・EU 関係強化のために①目に見える協力、②戦略的対話の強化、③人の交流の促進の3点が重要との認識で一致した。また、中央アジアに関する戦略的対話の開始について一致した。さらに、平成19年1月には安倍総理大臣がEU本部にてバローゾ欧州委員長と会談し、我が国とEU は基本的価値を共有する戦略的パートナーとして一層関係を強化していくことで一致した。
- (2) 北大西洋条約機構 (NATO) との関係では、今後の協力関係の構築に向けて対話が進展。平成 18 年 5 月に麻生大臣が NATO 本部を訪問したのに続き、平成 19 年 1 月には安倍総理大臣が NATO 本部を訪問し、日本の総理大臣として初めて演説を行った。安倍総理は日・NATO 関係は新たな段階に移行すべきとして、アフガニスタンをはじめとする平和と安定のための取組において協力関係を一層強化することを求め、各国の賛同を得た。
- (3) 欧州安全保障協力機構(OSCE)との関係では、対話を着実に実施。平成 18 年 1 月にド・ブリシャンボーOSCE 事務総長が来日し、塩崎外務副大臣と意見交換。平成 18 年 12 月には岩屋副大臣が外相会合に出席した。また選挙監視団への要員の派遣(平成 18 年にマケドニア、ベラルーシ、ウクライナ、セルビア・モンテネグロ、平成 19 年にセルビア)等を行い、OSCE との協力も進展。
- (4) 欧州評議会(CE)との関係では、対話を着実に実施。特に民主化支援での協力が進展(我が国

の拠出でマケドニア、モルドバに於いて地方の民主化を支援する事業を実施)。 評価の切り口2:欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展状況 (1) 租税条約については、平成18年10月に英国との新租税条約が発効した。また、オランダと の間で平成17年7月、10月に改正交渉を行った。また、フランスとの間で改正交渉を開始し、 平成18年1月、3月及び6月に交渉を行い、平成19年1月改正議定書に署名した。 (2) 社会保障協定については、オランダとの間で交渉を開始し、平成17年10月及び平成18年 2月に締結交渉を行った。 評価の切り口3:人的ネットワーク構築の進展状況 (1) 欧州地域から青少年、高校生をあわせて117名招聘。 (2) 欧州地域に安全保障分野の専門家を派遣。 平成19年度の政策評価では、「欧州地域との総合的な関係強化」は「目標の達成に向けて相当な 進展があった」と認められた。今後は特に、総理及び大臣が複数回にわたり欧州諸国を歴訪した成 果を具体的にフォローアップしていくことが必要である。こうした観点も踏まえて、平成20年度 政策評価の結果 は、「日・EU協力のための行動計画」推進経費、安全保障分野における日欧協力関係経費等に加 の政策への反映 えて、NATO軍備管理・軍縮関連活動等支援拠出金(新規)を予算要求し、これらを通じて欧州 状況 地域との一層の連携強化を図ることとしている。 (平成 20 年度予算額:81,082 千円 [平成 19 年予算:86,032 千円])

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	ロシアを含む欧州諸国及び EU、NATO 等欧州主要機関との関係強化

施策名	西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
施策の概要	 (1) 西欧主要国との対話の継続・促進(西欧諸国との政治レベル、事務レベルの対話を通じた二国間関係の強化) (2) 共通の諸課題に関する協議・政策調整 (イ) 国連改革等の国際的課題に関する共通認識の形成 (ロ) 国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成 (3) 人的、知的交流、民間交流の維持・促進
	【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

- (1) 英国、フランス、ベルギーには安倍総理が訪問し、イタリア、デンマークからは首相が訪日して、西欧主要国との間での緊密な対話を継続するとともに、様々な国と二国間会談の場を設けることによって、基本的価値を共有するパートナーとして、国際的課題に共に取り組む関係を構築することができた。
- (2) 我が国が標榜する「自由と繁栄の弧」の一端となる北欧・バルト地域との関係では、リトアニアへの麻生外務大臣の訪問やスウェーデン、フィンランドへの小泉総理(当時)の訪問、ラトビア、リトアニアからは首相、スウェーデンからは外相が訪日し、交流の促進及び更なる関係強化に向けた足がかりを付けることができた。

【施策の必要性】

- (1) 西欧主要国である英国、フランス、イタリアと我が国は、基本的価値を共有する重要なパートナーとして、G8の場を含め様々な国際場裡で協力関係にあり、このような協力関係を一層緊密に構築していく必要がある。北朝鮮の核・拉致問題、イランの核問題、国連安保理改革、イラク・アフガニスタン復興支援等の主要な国際課題については、各国と共通理解を深めながら、今後とも緊密な協力関係を構築していく必要がある。
- (2) 北欧諸国は、少子高齢化や男女共同参画社会、環境等、先進国として我が国と共通する課題 について先進的な取組を行っており、我が国としても知見を共有し協力を行っていく必要がある。
- (3) 平成 16 年に EU、NATO に加盟したバルト諸国は、国連安保理改革をはじめとした国際的課題において、我が国の立場を支持することも多く、良好な関係を維持・強化していく必要がある。 平成 19 年には、天皇皇后両陛下がバルト三国を初めて御訪問する予定。
- (4) スペイン、ポルトガルの南欧諸国は、歴史的に南米諸国との結びつきが強く、国際社会で一定の影響力を有しており、バチカンは、全世界のカトリック教徒に対する強い影響力を有していることから、これらの国との二国間関係強化は、国際場裡における幅広い理解と支持を得るためにも重要。
- (5) 平成 18 年に外交関係を開設したモナコとの間では、観光等の分野での更なる人的交流を進めていく。なお、平成 19 年 4 月にアルベール 2 世モナコ公が訪日。

【施策の有効性】

英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、当該地域のみならずグローバルに共通の諸課題に関する協議・政策調整を強化し、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。

なお、平成18年度、本施策が対象とする22カ国からの要人訪日件数(注)は12件(平成17年度は23件)。また、本施策の対象国への総理訪問は3件(5カ国)、大臣訪問は1件(2カ国)。 (注)各国外務大臣以上の訪日であり、かつ、①我が国の外務大臣以上の要人と会談などがあったもの、あるいは、②我が国で開催された国際会議出席が目的であったものの件数。

【施策の効率性】

総理、外務大臣を含む要人訪問、様々な機会に行われた要人訪日や多様なレベルでの対話により、 施策の目標に向けて進展がみられ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

平成 20 年の我が国でのG 8 サミットの開催及び「自由と反映の弧」の実施に向けて、閣僚レベルのみならず、事務レベルの協議を活発化することによって、欧州各国との対話と協力関係を強化する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

西欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の 課題に関する協力関係を継続・促進すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:総合的な対話の進展状況

G8外相会合、サミット、ASEMといったマルチの会合の場を利用し、首脳会談や外相会談を行った他、要人往来の機会を利用し、様々な対話の機会が設定されるなど、協議・交渉の実質的進展が見られた。また多くの国との間で、多くの事務レベル協議を実施し、国際社会の直面する喫緊の課題について時宜を得た意見交換を行った。

評価の切り口2:共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展状況 国連安保理改革に対する支持、北朝鮮によるミサイル発射、核実験宣言などの国際社会の喫緊の 課題において、様々な国際場裡で我が国の立場への支持を得るなど、様々な場面での協力関係を構 築した。また、EU の対中武器禁輸措置解除についても多くの国と率直に意見交換を重ね、理解の醸 成に努めた。 評価の切り口3:人的、知的交流、民間交流の維持・促進の状況 各国において影響力ある人物等を招待し、様々な交流を通じ我が国に対する知識を深め、将来の 親日家を形成する基礎を形成した。また、知的交流としては、日本・スペイン・シンポジウム、日 英 21 世紀委員会等を実施、関係国の政官財からの多くの参加を得て、様々な課題について意見交 換を行い、関係強化につなげた 平成19年に実施した政策評価では、様々な対話の実現により、西欧諸国との協議、交渉の実質 的進展が見られた。今後も英国やフランス、スペインなど国際社会で重要な役割を果たしている国 の有識者との賢人会議や、平和交流事業を通じて、相互理解を深め一層緊密な関係を構築していく 必要があるため、これらの事業に係る予算を平成20年度も引き続き要求した。さらに、平成20 政策評価の結果 年度の新規案件として、日仏間で外交関係が開設されて150周年目の2008年に、日仏関係の の政策への反映 更なる強化を目的とした日仏交流150周年シンポジウムを開催するための経費が予算として認 状況 められた。また、「自由と繁栄の弧」の実現のためにバルト三国との間で、様々な分野での交流を 一層活発化していく必要があることから、「バルト三国との関係強化のためのセミナー開催」経費 が予算として認められた。 (平成 20 年度予算額: 70, 187 千円[平成 19 年度予算: 63, 165 千円])

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	・EU、NATO等欧州主要機関との関係強化 ・日本外交の深化によるグローバルな課 題への対応
	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	主張する外交:自由、民主主義、基本的 人権、法の支配といった基本的価値を共 有する国々との連携の強化

施策名	中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
施策の概要	 (1)中・東欧主要国との対話の継続・促進(中・東欧諸国との政治的対話を通じた二国間関係の強化) (2)共通の諸課題に関する協議・政策調整 (イ)西バルカン地域の安定化に向けた支援 (ロ)旧ソ連欧州地域の民主化支援 (ハ)国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成 (3)人的、知的交流、民間交流の維持・促進

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

- (1) 外国要人の訪日や総理訪独(平成19年1月)・外相訪欧(ウクライナ(平成18年6月)、ルーマニア・ブルガリア・ハンガリー・スロバキア(1月))などの相互訪問により、二国間関係を強化するとともに、外交政策の新機軸である「自由と繁栄の弧」(ユーラシア周辺諸国の民主化と経済発展支援)に理解と支持を得た上、その実現に向けた協力の推進につき合意した。また、安保理改革、北朝鮮の核・拉致問題、EU 対中武器禁輸解除問題等で我が国の立場に理解と支持を得ることができた。
- (2) 北朝鮮によるミサイル発射(7月)、核実験(10月)の際には、国連安保理非常任理事国であったギリシャ及びスロバキアが共同提案国として我が国の立場を支持した。
- (3) 「西バルカン経済発展フォーラム」(日墺共催)、「V4+南東欧投資促進セミナー」を通 して西バルカン地域の経済発展に向けた協力の場を提供することができた。

【施策の必要性】

- (1) 日独両国は、基本的価値観を共有し、国際の平和・安定、繁栄の実現に責任を有する重要な政治的パートナーとして、協力関係を構築する必要がある。特に、国連安保理改革においては、両国は常任理事国候補として共通の立場を有しており、改革の実現に向けて緊密な協力関係を構築することが必要である。
- (2) V4 (チェコ・ポーランド・ハンガリー・スロバキア)諸国、平成19年1月にEUに新規に加盟したブルガリア・ルーマニアでは、近年我が国からの投資・観光客が増加しており、また安保理改革等我が国にとって重要な国際社会の諸問題において我が国の立場を支持又は理解を示している国が多いことから、関係強化を図ることは重要である。
- (3) 旧ユーゴ紛争以降、西バルカン地域は徐々に安定化の方向に進んでいるが、最終的地位が未確定であるコソボに見られるように、依然として脆弱性を抱えているところ、我が国は、EUの戦略的パートナーとして、引き続き同地域の平和定着及び経済発展に向けた支援を実施する必要がある。
- (4) 旧ソ連欧州地域における安定及び民主化は、欧州を含む国際社会全体の安定にとって重要であり、更なる民主化・市場経済化支援を行う必要がある。
- (5) 様々な招聘を通じ各国における影響力ある人物、将来的に影響力ある地位を目指す青年等を招待し交流を深めること、また各種賢人会議において我が国に対する理解を増進させることは、二国間関係の質的強化、国際社会における我が国国益の増進にとって重要である。

【施策の有効性】

- (1) 独をはじめとする中・東欧諸国との間で、二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、当該地域のみならずグローバルに共通の諸課題に関する協議・政策調整を強化し、また、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。
- (2) 西バルカン地域の安定のためには当事者同士の相互理解と協力関係の構築及び地域の経済発展が必要であり、同地域の特定国に特別の利害関係を持たない中立的立場にある我が国は当事者が対話できる場を提供し、経済協力を行う責務と能力を有しており、その立場を生かした外交を行うことは有効である。
- (3) 旧ソ連欧州地域の安定化には、民主化及び市場経済化のための支援が不可欠であり、我が国の支援は二国間関係強化の観点から有効である。

【施策の効率性】

要人往来における対話、様々なレベルにおける協議、人的・知的交流などの手段を通して、二国間関係における相互理解と協力関係が実際に強化されてきたと言えることから、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

平成18年11月に打ち出された外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」を実現するため、民主主義や法の支配といった普遍的価値を共通する諸国と協力していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、並びに共 通の課題に関する協力関係を継続・促進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:総合的な対話の進展状況

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

外国要人の訪日や総理訪独(平成19年1月)・外相訪欧(ウクライナ(平成18年6月)、ルー マニア・ブルガリア・ハンガリー・スロバキア(1月))などの相互訪問により、二国間関係を強 化し、様々な国際問題に関する我が国の外交政策に対して立場に理解と支持を得ることができた。

評価の切り口2:共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展状況

西バルカンの安定、旧ソ連欧州地域の民主化について、中・東欧の関係諸国との間で共通認識を 深め、協力関係を進めた他、北朝鮮によるミサイル発射及び核実験の際には、国連安保理非常任理 事国であったギリシャ及びスロバキアが共同提案国として我が国の立場を支持するなど、東アジア の安全保障環境や安保理改革等の国際情勢に対する我が国の立場に理解と支持が得られた。

評価の切り口3:人的、知的交流、民間交流の維持・促進の状況

西バルカン関連の国際会議を主催し、同地域の経済発展に向けた協力の場を提供することができ た。また、日墺 21 世紀委員会、日独フォーラム、日ハンガリー協力フォーラムを通じて知的交流 を促進し、21世紀パートナーシップ等の招聘枠組みを利用した人的交流を進めた。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

- 平成19年度政策評価において、北朝鮮による核実験等の共通の課題に関する協力の進展 1. や西バルカン地域における協力の場の提供、要人等の往来・交流等により相当進展したと 認められた。右結果を踏まえ、20年度予算においては、共通の諸課題に関する協議・政 策調整や人的、知的交流、民間交流の維持・促進に関する経費を計上しており、二国間及 び国際条裡での一層の協力進展を図るものとしている。
- 民主主義や法の支配といった普遍的価値を共有する諸国と協力していくという外交方針に 2. 従い、旧ソ連欧州地域の中からウクライナについて大使館の定員を増やすこととした。ま た、政策評価の結果として共通の諸課題への対応を拡充強化することとした点については、 ギリシャ大使館及びスイス大使館について定員を増やすこととした。

(平成 20 年度予算額 45, 196 千円 [平成 19 年度予算 45, 426 千円])

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも **ഗ**)

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
ī)	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	・EU、NATO等欧州主要機関との関係強化 ・日本外交の深化によるグローバルな課 題への対応
ן	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	主張する外交:自由、民主主義、基本的 人権、法の支配といった基本的価値を共 有する国々との連携の強化

施策名 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の発展 ① 平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 平和条約締結交渉の推進、北方四島交流、住民支援事業等の実施。 ② 政治対話の積極的な実施 日露戦略対話の実施。フラトコフ露首相訪日等、あらゆる機会を捉えた首脳・外相会談等の実施。 ③ 貿易経済分野における協力の推進 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組の実施。 ④ 国際舞台における協力の推進 国際テロ等地球規模の問題の解決等における協力・対話の実施。 ⑤ 人的交流・文化交流の推進 各種招聘事業、交流事業等の実施。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)様々な機会・レベルを通じて平和条約締結問題に関する交渉が行われ、平成18年11月のベトナムにおけるAPEC 首脳会合の際の日露首脳会談において、両首脳間で、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、日露両国が共に受け入れられる解決を見出す努力を行うことで一致した。

また、平成 18 年における日露間の貿易高は過去最高を更新したほか、平成 19 年 2 月のフラトコフ首相訪日の際には、防災分野における協力プログラムを始めとする計 15 本の文書が署名又は採択される等、「日露行動計画」の着実な実施による幅広い分野での日露協力の拡大が見られた。これらの成果は、日露相互の信頼関係を深め、平和条約締結にも資すると考えられる。

【施策の必要性】

日露関係は、平成 15 年 1 月の小泉総理(当時)の訪露の際に採択された「日露行動計画」に従ってエネルギー分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えない。戦後 60 年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、北東アジア地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

平和条約交渉を精力的に進めると同時に、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

【施策の有効性】

日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、1. 政治対話の深化、2. 平和条約交渉、3. 国際舞台での協力、4. 貿易経済分野における協力、5. 防衛・治安分野における協力、6. 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

【施策の効率性】

フラトコフ首相訪日の際には、四島を含む日露の隣接地域における防災分野の協力に関する覚書をはじめとする計 15 本の文書が署名又は採択される等、幅広い分野での日露関係の進展を更におし進めることができた。平和条約問題については、厳しい外部要因にもかかわらず、首脳間でこれまでの諸合意及び諸文書に基づき双方に受入可能な解決策を見出す努力を継続することで一致した。以上にかんがみ、目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

引き続き、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、「日露行動計画」の着実な実施を通じ幅広い分野で日露関係を発展させていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、 幅広い分野における日露関係を進展させること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

平成 18 年度は、7月にロシアのサンクトペテルブルクにおいてG8首脳会合が行われ、その際に日露首脳会談が行われた。また、安倍総理が就任した後の最初の日露首脳会談が平成18年11月のベトナムにおけるAPEC首脳会合の際に行われ、両首脳は、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき双方に受入れ可能な解決策を見出すため精力的に交渉していくことで一致した。

また、(社)北方領土復帰期成同盟を通じ、北方領土相互理解促進対話交流使節団をモスクワ及びユジノサハリンスクに派遣する等、精力的に世論啓発事業を行ったほか、四島交流、自由訪問、北方墓参や北方四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。

評価の切り口2:政治対話の積極的な実施

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

平成18年度においては、首脳会談を計2回、外相会談を計4回行った他、平成19年2月のフラトコフ首相訪日の際に、安倍総理と同首相との会談も行われた。また、日露外務省事務方のトップによる戦略対話が新たに設置され、平成19年1月に第1回戦略対話が行われた。

議会間、議員間交流の分野においては、平成18年度の1年間で日露双方あわせて延べ50名以上の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問した。その他にも閣僚レベルの接触、日露フォーラムの開催等、重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解が促進された。

評価の切り口3:貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係は、好調なロシア経済及び我が国の景気の回復を背景に我が国民間企業の対露ビジネスへの関心が増大し、平成 18 年の日露間の貿易高は 130 億ドルを突破し、過去最高額を記録した。こうした中、平成 19 年 2 月のフラトコフ首相訪日の際には、両国政府間・民間企業間合わせ15 本の成果文書が作成され、エネルギーのみならず運輸、情報通信技術、農業等の新たな分野における両国の協力を促進することで一致する等、日露経済関係の一層の緊密化が進んだ。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日露両国間で設置された貿易投資促進機構の活動を通じ、両国の企業の活動を支援した。

評価の切り口4:国際舞台における協力の推進

地球温暖化対策等の観点から、「極東・シベリア森林保全作業部会」の設置が日露間で合意される等、環境分野における日露間の協力が進んだ。また、イランの核問題、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題等緊急かつ重大な諸問題が発生する中、首脳レベルを含め様々なレベルで種々の機会に精力的に協議が行われ、日露両国が緊密に連携し協力を進めていくことで一致した。

評価の切り口5:人的交流・文化交流の推進

平成 18 年 8 月末~ 9 月初めにモスクワ大学で日ロ学生 100 名が交流した「日ロ学生フォーラム」が実施されたほか、各種招聘事業・交流事業の実施を通じ人的交流、文化交流の分野において進展が見られた。

政策評価の結果の政策への反映状況

平成19年度の政策評価においては、様々な機会に平和条約締結問題に関する交渉が行われた結果、APECの際の日露首脳会談で、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、日露両国が共に受け入れられる解決を見出す努力を行うことで一致し、また、フラトコフ首相訪日の際に、防災分野の協力に関する覚書を始めとする計15本の文書が署名・採択される等、目標の達成に向けて進展があったと認められた。

右結果を踏まえ、平成20年度要求においては、北方領土問題を解決して平和条約を締結し日露 関係を完全に正常化させるため、引き続き平和条約締結交渉を精力的に行うとともに、日露貿易投 資促進機構等を通じた貿易経済分野における日露間の協力深化、首脳・外相間の政治対話、国際舞 台における協力の推進等を積極的に行い、平和条約締結問題を含め幅広い分野における日露間の協 力の発展を図るために予算要求を行った。

(平成 20 年度予算額: 1, 154, 072 千円[平成 19 年度予算: 1, 236, 409 千円])

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	ロシアを含む欧州諸国及びEU、NAT O等欧州主要機関との関係強化
	平成 18 年度 重点外交政策	平成17年7月	中国、韓国、ロシア等周辺諸国との関係 強化
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 施政方針演説	平成 19 年 1 月	ロシアとは、北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するとの基本方針にのっとり、領土問題の解決に粘り強く取り組むとともに、幅広い分野での関係の発展に努めます。
	第 165 回国会 所信表明演説	平成 18 年 9 月	ロシアも大事な隣国です。日ロ関係の発展が両国に恩恵をもたらす潜在的な可能性は大きく、そのためにも、領土問題の解決に向け、粘り強く取り組んでまいります。
	第 164 回国会 施政方針演説	平成 18 年 1 月	ロシアとの間では、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結する との基本方針の下、様々な分野における 協力を拡大いたします。

施策名 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域内協力の促進 施策の概要 ② 各国との対話の継続、経済協力等を通じた各国の市場経済化支援 人的、知的交流の促進 【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 「中央アジア+日本」対話第2回外相会合の開催、小泉総理(当時)の中央アジア訪問、経済作 業部会の立ち上げ、第2回「東京対話」の開催等を通じ、日本と中央アジア諸国の対話と協力の促 進という目標に向け格段の進展があった。 【施策の必要性】 中央アジア地域は、ロシア、中国、アフガニスタン、中東等に囲まれる地政学的位置と豊富なエ ネルギー資源の存在から、その安定がユーラシア大陸全体、ひいては国際社会の安定と繁栄にとっ て重要である。中央アジア地域の安定的発展のためには、各国の市場経済化を進めつつ、テロ、麻 薬、輸送、水・エネルギー資源の有効活用、貿易、環境保全など各国の個別の取組だけでは解決が 困難な共通の課題に対処すべく、地域内協力を促進していく必要がある。我が国としては、中央ア ジア各国と二国間関係の強化に努めつつ、これに加えて地域内協力の促進等を目的に中央アジア全 体との対話と協力を進める必要がある。 【施策の有効性】 (1) 平成18年6月1日の麻生外務大臣による政策スピーチ「中央アジアを「平和と安定の回廊」 に」の発表により、日本の対中央アジア外交の3指針を内外に向け有効に打ち出すことができ (2) 平成 18 年6月5日、「中央アジア+日本」対話第2回外相会合を東京で開催し、「行動計 画」に署名したことで、中央アジア諸国と日本の今後の協力の具体的方向性を有効に打ち出す ことができた。 (3) 平成 18 年8月、小泉総理(当時)は、日本の歴代現職総理として初めて中央アジアを訪問 し、日本として中央アジア地域に積極的に関与していく姿勢を内外に有効に明らかにすること 施策に関する評 価結果の概要と (4) 平成 18 年 12 月、上記 (2) の「行動計画」に基づき、「経済作業部会」をタジキスタンで 達成すべき目標 開催し、地域横断的プロジェクトに官民合同で取り組む可能性につき有効に協議することがで きた。 (5) 平成 19 年 1 月開催の、第 2 回「中央アジア+日本」知的対話(東京対話)では、地域のエ ネルギー問題につき提言を行うことで、有識者の知見を有効に政府間対話にインプットするこ とができた。 【施策の効率性】 「中央アジア+日本」対話第2回外相会合、小泉総理(当時)の中央アジア訪問というハイレベ ルの施策を短期に連続して実施したことにより、我が国として中央アジア地域に積極的に関与して いく姿勢を、この上なく効率的に示す事ができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であっ 【今後の方針】 平成 18 年6月に開催された第2回外相会合において署名された「行動計画」に基づき、具体的 な地域内協力案件の形成・実施に努めていく。また、各国との幅広い分野での対話・交流に努める。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標】 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進 すること 【目標の達成状況】 評価の切り口1:「中央アジア+日本」対話の進展状況 「中央アジア+日本」対話第2回外相会合において、地域内協力の促進、ビジネス振興をはじめ 日本と中央アジア諸国との具体的協力につき記した「行動計画」に署名。 評価の切り口2:各国との対話の進展状況 「中央アジア+日本」対話第2回外相会合の東京開催、その際の各国外相との会談、小泉総理(当 時)の日本の現職総理として初の中央アジア訪問をはじめとして、種々のレベルでの政治対話や協 議を活発に行った。 平成19年度政策評価において、「中央アジア+日本」対話が外相会合における行動計画署名等 により相当進展したと認められた。右結果を踏まえ、20年度要求においては、「中央アジア+日 政策評価の結果 本」対話の高級事務レベル協議、分野別協議、シンポジウム等の経費と共に、水・エネルギーに関 の政策への反映 する日本人専門家ユニットの派遣に要する経費を要求しており、同対話の一層の進展、中央アジア 状況 地域内協力の更なる促進を図るものとしている。 (平成 20 年度予算額: 35,033 千円[平成 19 年度予算: 21,395 千円]) 関係する施政方 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋)

針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	「中央アジア+日本」対話の推進等を通 じた中央アジア・コーカサス諸国との関 係強化
,			

施策名 中東和平実現に向けた働きかけ (1) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きか 施策の概要 (2) 対パレスチナ支援 (3) 信頼醸成措置 【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

- (1) 平成 18(2006) 年 7 月に小泉総理(当時)が中東地域を訪問した際に、オルメルト・イスラエ ル首相、アッバース・パレスチナ自治政府大統領に対し、イスラエルとパレスチナの共存共栄 に向けて、対話を通じた和平の実現を働きかけるとともに、中長期的な課題として、地域協力 を通じてヨルダン渓谷の開発を図る「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、各首脳からの賛同を
- (2) 平成 19 (2007) 年 3 月に、第 3 回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を東京で開催し、 イスラエルよりペレス副首相、パレスチナよりエラカート PLO 交渉局長、ヨルダンよりカスラ ウィ国王特別顧問、我が国からは有馬政府代表、立山防衛大学校教授の他、学識経験者、経済 界等から有識者が参加した。また、この機会に「平和と繁栄の回廊」構想の4者協議閣僚級会 合を開催した。

【施策の必要性】

大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中 東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ 原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄 に直結する重要な問題である。中東和平問題は中東地域の平和と安定の鍵ともいうべき問題である ところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要があ る。

【施策の有効性】

- (1) 中東和平の実現に向け紛争当事者の和平努力を促進するためには、紛争当事者及び関係諸国 に対する政治的働きかけが効果的である。
- (2) パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、国造りに向けたパレ スチナ人自身による主体的努力に加え、こうした国造りに向けた主体的努力を積極的に後押し する我が国をはじめとする国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。
- (3) 紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意を形成するためには、紛争当事者間の信頼を醸成す る必要がある。我が国は、イスラエル・パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、 こうした立場を活かし、我が国が信頼醸成措置を行うことは引き続き効果的である。

我が国独自の取組である「平和と繁栄の回廊」構想は、(1)小泉総理(当時)からの政治的働 きかけの結果として、各首脳から賛同を得、麻生大臣のイニシアティブで同構想4者協議の閣僚級 会議が開催されたものであり、(2)同構想の進展により、自立可能なパレスチナの国造り支援に 資することになり、(3)イスラエル、パレスチナ、ヨルダンが同構想に参加することにより、関 係者の信頼醸成にも資する、という点で、一つの構想で多面的な要素を含んでおり、とられた手段 は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国として は、状況を注視しつつ、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を積極的に働 きかける考え。また、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化す るために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、パレスチナ自治政 府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

中東和平の実現へ貢献すること

【目標の達成状況】

評価の切り口:我が国の具体的取組と各国等の評価

平成18(2006)年度は、小泉総理(当時)が中東地域を訪問し、オルメルト・イスラエル首相、ア ッバース・パレスチナ自治政府大統領に対し、イスラエルとパレスチナの共存共栄に向けて、対話 を通じた和平の実現を働きかけた。また、「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、各首脳からの賛同 を得た。さらに、第3回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を東京で開催したほか、「平和 と繁栄の回廊」構想の4者協議閣僚級会合を開催した。

各国等の評価としては、オルメルト・イスラエル首相より、日本の中東和平への関与を歓迎、中東 には日本への深い信頼感があるとの発言があり、アッバース・パレスチナ大統領より、日本の長年 に亘るパレスチナ支援に感謝している、その支援分野はインフラや人材育成、雇用や環境など多岐 に亘っているとの発言があった。また、アブドッラー・ヨルダン国王より、日本は中東地域におい て誠実な仲介者で公正な立場をとるなど非常に尊敬されている、中東の平和と安定に向けて日本と 協力していきたいとの発言があった。このほか、中東諸国や欧米諸国など、我が国の中東和平への

施策に関する評 価結果の概要と 達成すべき目標

	取組に対する高い評価と期待が累次え	取組に対する高い評価と期待が累次表明されている。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成19年度の政策評価では「中東和平に向けた働きかけ」は「目標の達成に向けて相当の進展があった」と認められた。特に、19年4-5月の総理及び19年8月の大臣の中東諸国歴訪の具体的なフォローアップが必要。右を踏まえ、平成20年度予算要求では、「平和と繁栄の回廊」構想の推進をはじめ、中東和平交渉当事国対話推進経費、信頼醸成措置経費等を要求しており、我が国としても中東和平の一層の推進を図る。 (平成20年度予算額:216,568千円[平成19年度予算:225,166千円])			
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	平成 18 年度 重点外交政策	平成17年7月	中南米諸国との関係強化	
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	イラク、アフガニスタン、パレスチナ、 スーダンなど中東、アフリカ等における 平和の構築・定着の推進	
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	一方、我が国は、イスラエル、アラブの 双方から信頼を集める数少ない国の一つ です。その立場を活かし、イスラエルと パレスチナの共存共栄、和平実現のため、 献身しなくてはなりません。わけても我 が国が提案した「平和と繁栄の回廊」構 想とは、域内の協力を通じ、ヨルダン渓 谷の開発を図るアイデアです。本年は一 歩でも、その実現に近づけていきます。 この際、対話による和平を求めるアッバ ース・パレスチナ暫定自治政府大統領を、 支援してまいることを申し添えます。	

施策名 イラクの平和と安定のための支援 (1) イラクの安定と復興を実現するために、我が国は、国際社会の責任ある一員として日本にふさわしい支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助(ODA)を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。(イ) イラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動等を行っていた陸上自衛隊は任務を完了し、平成18年7月にサマーワから撤収した。航空自衛隊は、概ね週4回から5回程度運航しており、バグダッドへの運航(平成18年7月31日開始)として概ね週1回程度、バグダッド経由のエルビルへの運航(平成18年9月6日開始)として概ね週1回程度、空輸を実施している。

施策の概要

- (ロ) ODAによる支援では、平成15 (2003) 年のマドリッド会合で、最大50 億ドルの支援等を表明している。そのうち15 億ドルの無償資金による支援については、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善などの分野に全て実施・決定した。35 億ドルの円借款については、既に10 件(約21 億ドル)分の実施の意図をイラク側に伝達済みであり、内8件(16 億ドル)の交換公文(E/N)に署名した。
- (ハ) また上記 50 億ドルに加え、平成 19 年 2 月 23 日に、我が国は、国際機関を通じ、基礎的生活分野 (BHN)、治安、人材育成等の人道復興支援案件に対し、総額 1 億 450 万ドルの支援(緊急無償)を決定した。
- (2) イラク情勢打開のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成19年3月に来日したハーシミー副大統領(スンニ派)、同4月に来日したマーリキー首相(シーア派)にそれぞれ国民融和促進に向けた働きかけを実施した他、3月25日から31日まで、イラク各派から国会議員等有力者を招聘し、「国民融和セミナー」を開催した。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標達成に向けて一定の進展があった。」 (理由)

治安、内政等のイラク国内事情による制約がある中、我が国をはじめとする支援国の協調の下、 国民議会の招集を経て平成 18 年 5 月にイラク新政府が発足した。また、同政府は情勢打開に向け 治安対策等様々な取組を行っている。引き続き、治安情勢が厳しいことは事実であるが、我が国が 集中的に取り組んでいる施策については、目標に向けて一定の進展があったものと評価できる

【施策の必要性】

我が国は原油輸入の9割弱を中東地域に依存しているところ、石油埋蔵量世界第3位のイラクの平和と安定は、中東地域の平和と安定に資する。このためには、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。また、イラク政府・国民、国際社会全体から我が国の支援は高く評価されているとともに、支援の継続を要請されている。

【施策の有効性】

イラクの平和と安定の状況については、経済・復興面では道半ばであり、治安面についても厳しい情勢が続いているものの、新政府発足をもって安保理決議 1546 に定められた政治プロセスは完了した。このような進展は、イラクー国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国としては、安保理決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行う必要がある。この観点から、上記概要のとおり自衛隊による人的貢献及び ODA による支援をはじめとする支援は、他の国際社会の支援と相俟ってイラクの平和と安定に寄与していると考えられる。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

【施策の効率性】

イラクのニーズに応じており、イラクの政治プロセス、治安の回復、復興を他の支援国や国際機関と協調しつつ行う日本の支援は、イラクの平和と安定への貢献の方策としてとられた手段は適切かつ効率的である。

【今後の方針】

イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治プロセス完了後の情勢に留意する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

イラクの復興へ貢献すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

自衛隊による人道復興支援、50億ドルの ODA、60億ドルの債務救済、国民融和促進(セミナー開催、ハーシミー副大統領及びマーリキー首相来日の際の働きかけ)等、積極的な取組を実施。これらに加え、平成19年2月にはイラク・コンパクト実施のために1億ドルの追加支援を行った。

評価の切り口2:二国間関係の強化の状況

麻生大臣のイラクを訪問、ハーシミー・イラク副大統領、マーリキー・イラク首相が来日するなど、頻繁に要人が往来するなど、積極的に取り組んできた。

政策評価の結果

平成19年度の政策評価では、本件は目標の達成に向けて相当の進展があったと認められた。右

の政策への反映 状況	を踏まえ、平成20年度予算要求では (平成20年度予算額:9504千円[平成		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	イラク、アフガニスタン、パレスチナ、 スーダンなど中東、アフリカ等における 平和の構築・定着の推進
	平成 18 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月	中東、アフリカ等における平和の定着の 推進
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	第 165 回国会 所信表明演説	平成18年9月29日	第165回国会施政方針演説 「イラクにおいて、陸上自衛隊が一人の 犠牲者も出すことなく人道復興支援活動 を遂行したことは、歴史に残る偉業であ り、厳しい環境の中、汗を流した自衛隊 員を、心から誇りに思います。引き続き、 航空自衛隊の支援活動やNGOとも連携 した政府開発援助により、イラクの復興 を支援してまいります。」
	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	第166回国会施政方針演説 「世界全体の平和のためには、中東地域 の平和と安定は不可欠であり、我が国の 国益にも直結します。依然厳しい状況が 続くイラクについては、航空自衛隊の支 援活動やNGOとも連携したODAの活 用により、我が国としてふさわしい支援 を行ってまいります。」

施策名 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援 アフガニスタンの安定は、国際社会の安定と繁栄に資するとの観点から、我が国は、平成 13 (2001) 年のタリバン政権崩壊以降、平成14(2002)年1月の東京でのアフガニスタン復興支援国際会議の 開催、平成15(2003)年の「アフガニスタンの平和の定着に関する第1回東京会合」の開催、平成 18 (2006) 年7月の同第2回会合等で、国際社会全体としてのアフガニスタンへの復興支援をとり まとめたほか、平成16(2004)年3月のベルリンのアフガニスタンに関する国際会議でドイツとと 施策の概要 もに共同議長を務めるなど、アフガニスタンの和平と復興に向けて積極的に貢献してきている。ま た日本が主導した元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR) は平成 18 (2006) 年 6 月末に完 了したが、約6万人を対象とし、際だった成果を上げた。平成13(2001)年9月から平成19(2007) 年3月までの支援額は約12億ドルに上る。 【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 アフガニスタンは未だ治安情勢については不安定なものの、平成18(2006)年5月2日、新憲法 に従って国会の信任を得た新政府が発足し、避難民の帰還、教育や医療の改善、インフラ整備など、 進展もみられる。我が国の平和の定着を念頭に置いた各種支援はこれに貢献しているものと評価で きる。また、アフガン政府要人よりの我が国支援に対する評価は高い。 【施策の必要性】 アフガニスタンを安定させ、テロの脅威を排除し、再びテロの温床となることを防ぐことは、世 界の平和と安定に寄与し、ひいては我が国の安全保障上の利益につながる重要な課題である。また 歴史的にアフガニスタンの戦乱には関わりが薄い我が国が積極的に役割を果たすことについて、ア フガニスタン国内や関係各国からも強い期待が寄せられている。国際社会がアフガニスタンを再び 破綻国家にしないとの決意から、協力して同国の和平・復興に取り組んでいる中、我が国としても 国益を確保し、また、国際社会における責任ある一員としての役割を果たすことが必要である。 【施策の有効性】 アフガニスタンはこれまで着実に復興・再建を進めてきており、高い経済成長率を達成する(2003 年 15.7%、2004 年 8.0%、2005 年 13.8%(世銀))など 2001 年の状況に比べれば大きな前進が 見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の 生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要 である。また、そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することも必要で 施策に関する評 ある。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、第二次世界大戦後復興を 価結果の概要と 成し遂げた経験も生かしつつ、人道支援を含め、治安や和平プロセスの進展に対する支援を実施す ることが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援 達成すべき目標 に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関 係の強化が重要である 【施策の効率性】 復興支援については、和平プロセス・ガバナンス(行政経費支援等)、治安維持(元兵士の武 装解除、動員解除、社会復帰(DDR)及びそれに引き続く非合法武装集団の解体(DIAG)や地雷対 策等)及び復興(幹線道路整備等)の3つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手

段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。 アフガニスタンの安定のためにも、引き続き支援が必要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

アフガニスタンの復興へ貢献すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:アフガニスタンの安定への我が国の貢献

これまでに 12 億ドル以上の ODA を通じ積極的な支援を実施した。平成 18 年度においては DIAG 支援、地方総合開発、麻薬対策、空港ターミナル建設計画、幹線道路整備計画、「平和の定着に関 する第2回東京会合」開催等の支援を実施した。

評価の切り口2:二国間関係の強化の状況

スパンタ外相、カルザイ大統領、スタナクザイ大統領顧問が来日した他、関口外務大臣政務官が 総理大臣特使として訪問するなど活発な要人往来が行われた。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

平成19年度政策評価では、本件は目標の達成に向けて相当の進展があったと認められた。右を 踏まえ、平成20年度予算要求では、引き続き復興支援関連会合参加経費を要求した。更に、20 年度はG8議長国であり、アフガニスタン支援においてイニシアティブをとることが期待されてい

(平成 20 年度予算額: 5,505 千円[平成 19 年度予算: 9,835 千円])

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

平成 19 年度 重点外交政策

平成18年7月 イラク、アフガニスタン、パレスチナ、

0)			スーダンなど中東、アフリカ等における 平和の構築・定着の推進
	平成 18 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月	中東、アフリカ等における平和の定着の 推進
	第 166 回国会 施政方針演説	平成18年9月29日	「世界全体の平和のためには、中東地域の平和と安定は不可欠であり、我が国の国益にも直結します。依然厳しい状況が続くイラクについては、航空自衛隊の支援活動やNGOとも連携したODAの活用により、我が国としてふさわしい支援を行ってまいります。アフガニスタンとその周辺での国際的なテロの脅威を除去、抑止する国際的な取組に対し、引き続き協力してまいります。」

施策名
 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大
 (1) 中東諸国との交流・対話の深化・拡大
 (2) イスラム世界との交流・対話の深化・拡大
 (3) 我が国の立場と支援姿勢の積極的広報

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ・ 理中)

- (1) 平成 18 年度は、中東諸国、イスラム世界との交流・対話の深化をはかるための既存の事業「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」セミナーに関し、両者とも東京で会合を開催し、有意義な意見交換を行うことができた。また、これらセミナーの開催等を通じて、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。
- (2) 平成19年2月の外務大臣による中東政策スピーチ実施や頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、相互の意見交換がより深化した。

【施策の必要性】

中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与していくにあたっては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。かかる政策上の要請に鑑みれば、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。なお、エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は今後ますます高まっていくことから、中東・イスラム諸国との関係は中長期的視点で考えていく必要がある。

【施策の有効性】

「中東における我が国の存在感を拡大すること」という施策の目標を実現するためには、大前提として我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解するとともに中東・イスラム諸国側にも我が国自身及び我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要となる。具体的には、まず中東諸国との対話の深化・拡大として、要人往来、人物交流に加え、我が国の対中東政策に対する理解・支持を得るための対話努力(政策としての対話事業)が考えられる。また、より中長期的な観点から有識者間の相互理解の浸透を図るための対話努力(知的対話事業)の一環として、イスラム世界との対話の深化・拡大という方途も有効である。更に、我が国の政策や支援姿勢を直接的に広報することも、中東における国際的な発言力の強化に資するものである。何れにせよ、重要なのは重層的な形での相互理解促進の措置をとることである。

「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業を開催することは、政治家、財界人、知識人同士の繋がりや対話の成果を蓄積し広く共有化させる作業であり、その波及効果として我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを真に人々の間に根付かせていくことを可能にするものである。

【施策の効率性】

「日・アラブ対話フォーラム」第4回会合を平成18年5月に東京で、「イスラム世界との文明間対話」セミナー第5回会合を平成19年2月に東京で開催し、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が大規模に行われ、参加者間の相互理解が深化したことにより、施策の目標に向けて進展があったことは手段が適切であったことを示している。

また、広報についても、日常の談話発表、ホームページ広報に加えて、定期的に外務本省幹部から記者団、外交団へのブリーフを実施したり、さらには平成 18 年度は大臣が中東政策スピーチを実施するなど、我が国の中東外交政策を効果的に広報する方策を多く実施し、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

本件施策については、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないので、引き続き着実に進めていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大により中東における我が国の存在 感を拡大すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:中東・イスラム諸国の交流・対話の拡大の状況

平成 18 年度は、中東諸国、イスラム世界との交流・対話の深化をはかるための既存の事業「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」セミナーに関し、両者とも東京で会合を開催し、有意義な意見交換を行うことができた。中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が活性化され、対話を深化させ、ネットワークを拡大させることができた。

評価の切り口2:中東情勢に関する我が国の立場に関する広報の状況

平成19年2月の外務大臣による中東政策スピーチ実施や頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、相互の意見交換がより深化した。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

政策評価の結果

平成19年度の政策評価では「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」

の政策への反映状況	諸国歴訪の具体的なフォローアップが ブ対話フォーラム」出席旅費等を要求	が必要。右を踏まえ さしており、我が国 てを通じ、中東におけ ていくことを目指す	
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
針演説等内閣の重要政策(主なも	平成 18 年度 重点外交政策	平成17年8月	中東、アフリカ等における平和の定着の 推進
の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	中東等エネルギー供給国との関係強化

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

平成 19 年 2 月の第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催及び同年 3 月の TICAD 「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催は、アフリカ諸国の自助努力及び国際社会のパートナーシップ(連携)に基づく持続可能なアフリカ開発を推進する上でもっとも時宜にかなったものであるとして、参加者一同から高い評価を得た。

【施策の必要性】

アフリカには、貧困、紛争、感染症など 21 世紀の国際社会が直面する課題が引き続き集中して存在している。このような問題の解決は我が国を含む国際社会が全体として取り組むべき課題であり、アフリカ諸国と援助国、国際機関等が今後のアフリカ開発のあり方について開かれた場で、包括的に政策対話を行う場としての TICAD の必要性は大きい。我が国としても TICAD プロセスを主導することにより、世界の4分の1以上を占めるアフリカ 53 か国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会において積極的な役割を果たしていく上で極めて重要であり、国際社会における我が国及び国民の利益増進に大きく寄与するものである。

【施策の有効性】

- (1)アフリカ開発をめぐる状況は変化しており、具体的には民主化の進展や経済成長率の上昇など、政治・経済面で肯定的な兆しが見られるが、依然として紛争や感染症をはじめとする深刻な問題が残存することは事実。
- (2) TICAD プロセスの開始当初より、アフリカ諸国の自助努力(オーナーシップ)と国際社会のパートナーシップの重要性を提唱し、アフリカ開発の推進役を果たしてきた我が国として、その後成立した様々なアフリカ開発のためのイニシアティブも視野に入れつつ、アフリカ開発の望ましいあり方・方向性について国際社会全体で開放的に議論し、包括的な形で取組をすすめることは非常に有意義。
- (3) また、TICAD プロセスで合意を得たアフリカ支援の基本方針は、各国・国際機関の援助政策に取り入れられ、実施されることが重要であり、我が国の施策としても、アフリカ向け ODA 事業や各種施策の計画、実施に反映させていくことは非常に重要である。
- (4) アフリカの開発においては、かつて貧困状態から経済発展を遂げた東アジア諸国の経験を活用することが有効であり、このような観点から、我が国の発展経験及びアジアにおける開発支援の経験に根ざした独自の視点に立った南南協力、特にアジア・アフリカ協力を推進することが重要である。

【施策の効率性】

平成 18 年度における活発な要人往来や平成 19 (2007) 年 2 月の第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催、同年 3 月の TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催時に、アフリカ諸国をはじめ、関係国、国際機関等から我が国の TICAD プロセスを通じたアフリカ開発支援に対する謝意が寄せられ、またこれら会議のテーマ・取組が非常に時宜にかなっているとの評価がなされ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

平成 20 (2008) 年の TICAD IV 開催に向け、平成 17 年度に表明した対アフリカ支援策を着実に実施するとともに、同会議開催に向けた準備プロセスを加速させ、更なる TICAD プロセスの推進を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

TICAD プロセスを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:アフリカ開発に対する我が国の貢献と具体的成果

- (1)時宜にかなったアフリカ開発のテーマに焦点を当てた閣僚会議等関連会合を開催し、75カ国 (うちアフリカ 45 カ国、アフリカから 23名の閣僚級が参加)の参加を得て議論を深めるなど 具体的成果があった。
- (2) 平成 17 年にアジア・アフリカ首脳会議で小泉前首相が発表したアフリカ支援策を着実に実

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

	施し、TICADⅢで打ち出した「平和の定着」「経済成長を通じた貧困削減」「人間中心の開発」という三つの支援重点分野にそれぞれ具体的成果があった。 (3) アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催を通じてアジア・アフリカの多くの民間企業向けに商談の機会が提供されるなど、具体的アジア・アフリカ協力が推進された。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	CADIV)開催経費を中心として、そ	そのフォローアップ した政策的方向性に	開催予定の第4回アフリカ開発会議(TI会議、アフリカ交流促進事業等の参加・開 こ合致する具体的事業を実施するための経 55,871千円])
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 18 年度 重点外交政策	平成17年8月	2. 自由で豊かな世界を目指す外交 (2)世界の貧困削減と成長等への貢献 ●ODAの戦略的拡充((中略)今後3年 間で対アフリカODAを倍増)

施策名	G8、国連等マルチの国際的枠組みに	こおけるアフリカに	対する協力の強化
施策の概要	(1) マルチの国際的枠組みにおける G8プロセスでのアフリカに関 ものを含む)、アフリカ・パー 問題の議論への貢献等。 (2) マルチの国際的枠組みでの具体	3議論への貢献 関する議論(G8アトナーシップ・フォ本的取組	フリカ問題首脳個人代表 (APR) を通じた ーラム (APF) 、国連安保理でのアフリカ 。国際社会の対アフリカ支援への積極的協
施価達等に関めてきる要目標を表	においては、 においては、 においては、 においては、 においては、 においては、 においては、 においでは、 においては、 においては、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 においでは、 にいいいでは、 にいいでは、 にいいでは、 にいいでは、 にいいでは、 にいいでは、 にいいでは、 にいいでは、 にいいでは、 にいいでは、 にいい	からい からい からい がらい がらい がらい がらい がらい がらい がらい が	・効率的に促進するためには、他の先進諸って対アフリカ支援に取り組むことが有効 たいわゆる「アフリカの年」であった。こ的に国際的マルチの枠組みにおいてアフリのアフリカ問題への取組を持続・促進させ効率的であった。 実な実施。平成20年開催予定のTICADIV、く。 集することを維持・強化すること 国等との協調状況 カ問題の議論への積極的貢献をはじめ、仏の関連の表別である等、対アフリカ協力に関する。 社会開発に対する我が国の貢献状況 に高まった国際社会のアフリカへの関心をアティブを打ち出すとともに、過去に打ち
政策評価の結果 の政策への反映 状況	引き続き、国際的枠組みでの対話・協調の継続及び新施策等を着実に実施することが必要であり、 平成 20 年には TICADIV及びG 8 サミットの日本開催が予定されていることから、所要の予算要求を 行うこととしたものである。 (平成 20 年度予算額:172,490 千円[平成 19 年度予算:0円])		
関係する施政方針演説等内閣の	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 164 回国会 施政方針演説	平成18年1月20日	(前略)テロとの戦い、貧困の克服、感染症対策など国際社会が抱える問題に対して、ODAの戦略的活用や人的貢献により、日本も積極的に協力してまいります。(後略)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	(前略) 3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保(略) (3)日本外交の深化によるグローバルな課題への対応(略) ・0DAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化(MDGs達成への貢献(2007年までにアフリカ向けODA倍増、2009年までにODA事業量100ドル積み増し等)(後略)

平成 18 年度 重点外交政策

平成17年8月

(前略)多国間の枠組み(G8、WTO、OECD 等)での積極的貢献(後略)他

施策名	アフリカとの重層的な交流の実施
施策の概要	 (1)各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進各種招聘や交流事業を積極的に活用し、様々なレベル・分野での人物交流を実施。 (2)我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進大統領選挙や国際会議等の機会をとらえ、政治レベル・事務方レベルともに、機動的・戦略的なアフリカ訪問を実施。 (3)アフリカ関係広報活動の積極的な推進アフリカンフェスタの実施や各種イベント等を通じてのアフリカとの文化交流の促進。パンフレットの作成。
	【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1)アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保については、例年になく緊密な要人往来、国際会議での会談等を通じて、様々なレベルで会談・意見交換が行われ、各二国間関係にとどまらず日・アフリカ関係の強化、及び相互理解が深まった。これらを通じて我が国の立場への支持や共感が示される等一定の成果が得られた。 (2)日本国内でのアフリカへの関心の確保については、緊密な要人往来、官民様々なレベルでのアフリカ関連イベントの開催などを通じ、平成17年来日本国内ですでに高まっていたアフリ

に親しみを感じる」人の割合はいずれも過去最高を更新した。

【施策の必要性】

日・アフリカ間の交流推進により増進される相互理解・相互信頼は、日・アフリカ関係の基盤として重要である。特に、アフリカは地理的・歴史的な距離から人物交流・文化交流を始めとする様々なレベル・分野での交流が比較的少なく、なじみの薄い地域であるが、アフリカ諸国は、近年日本外交にとっての重要性を増しており、積極的な交流を推進することが不可欠である。

カへの関心を下敷きにして当初の予想以上に成果が得られた。アフリカンフェスタの入場者数、及び内閣府実施の外交に関する世論調査(平成18(2006)年10月)での「アフリカ諸国

また、文化交流や広報活動を通じて、国内でのアフリカへの関心・理解及び我が国の対アフリカ 政策への支持が適切なレベルに維持されることは、政府が適切な対アフリカ外交を進めていくため に不可欠である。

【施策の有効性】

要人往来等の政府レベルの交流活動に加え、民間レベルでの文化・人物交流等の実施、アフリカンフェスタの実施や関係広報活動の推進といった様々な分野、レベルにおける重層的な相互交流により、日・アフリカ間の相互理解や日本の対アフリカ政策への支持が高まり、それによって、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保や日本国内におけるアフリカへの関心を更に高めることが可能である。

特に、平成 17 年は大規模な国際会議が相次いでアフリカに焦点を当てた「アフリカの年」であったことに加え、愛知万博の開催に伴ってアフリカ文化が多数紹介されたことにより、国内のアフリカに対する関心がこれまでになく高まっている状況で、平成 18 年度は本件施策が特に有効であった。

【施策の効率性】

日本国内でこれまでになくアフリカに対する関心が高まっている状況下において、限られた投入 資源により、大きな成果を得ることができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

平成 20 年開催の TICADIVに向け、現在高まっている日本国民のアフリカへの関心を更に深化させ、かつ高めていくため、国内における積極的な広報及びより効果的な要人往来の実施を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:アフリカ諸国の対日友好協力姿勢の状況

平成 18 年度には元首級 10 カ国を含む多くのアフリカ要人が訪日した他、小泉総理(当時)のアフリカ訪問をはじめとして我が国要人も例年になく多くのサブサハラ・アフリカの国を訪問した。このような交流の緊密化により、アフリカ諸国との対話が継続・促進され、我が国に対する支持や友好関係を確認する発言が相次いだ。

評価の切り口2:日本国内でのアフリカへの関心の度合い

平成 18 年度には小泉総理(当時)のエチオピア、ガーナ訪問に伴う主要メディアによる国内報道や、アフリカの文化を紹介するイベントが各地で相次いだこと等の影響もあり、我が国国内でのアフリカへの関心はこれまでになく高まった(例年実施しているアフリカンフェスタでは、過去最高の6万9,000人の入場者を記録)。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

政策評価の結果 の政策への反映 現在高まっている日本国民のアフリカへの関心を更に深化させ、かつ高めていくことが必要であり、平成20年開催のTICADIVに向け、国内における積極的な広報及びより効果的な要人往来の実施

状況	のために所要の予算要求を行うこととしたものである。 (平成 20 年度予算額:70,523 千円[平成 19 年度予算:33,341 千円])		
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	特になし		
の)			

施策名	中長期的かつ総合的な外交政策の企画	面立案と対外発信	
施策の概要	(1) 委託調査、会合の実施を通じた 際戦略問題研究所(IISS)等) と (2) 中長期的・戦略的外交政策の対	この連携強化	日本国際問題研究所(国問研)、英国国
施価達等に無ができる要目を表現しているでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	京社会の ・ は、 ・ は、	では、大きなのでは、 はなどので外で変え交いのです。 はなどので外で変え交いのです。 はなどので外で変え交いのです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするです。 はなどのでするできるできるできるできるできる。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	などの意見交換のための会合の実施、また、 各的外交政策の対外発信事業が相当進展し は、今後も更に強化して実施していく。 等】 中長期的な外交政策を立案すること
政策評価の結果 の政策への反映 状況	評価結果を踏まえ、国問研、IISS等外部有識者との一層の連携強化を継続して実施。 また、中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業については拡充強化。外交青書作成関係経費において、政策企画室員が外交青書に関する講義を行うための経費を増要求。対外発信事業強化の観点から、外交政策演説関係事務担当官1名を増員要求し、認められた。 (平成20年度予算額:526,031千円[平成19年度予算:511,186千円])		
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
針演説等内閣の	特になし		
重要政策(主なも			
の)			

施策名	日本の安全保障政策に関する外交政策
施策の概要	(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、アジア太平洋地域の唯一の政治・安全保障 の多国間の枠組みである ASEAN 地域フォーラム (ARF) を活用する。また、各国との間で安全 保障に関する二国間の対話を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を 進展させるよう努める。 (2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること イラクにおいては、依然として治安情勢が予断を許さない状況が続き民間部門の活動は困難 であることなどを踏まえ、自衛隊による人道復興支援活動等を実施する。また、インド洋でテ ロリスト捕捉のための作戦を継続しているコアリション各国への支援を行うため、インド洋に おいて自衛隊艦船によるコアリション艦船への給油活動等を実施する。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

我が国は、第 13 回 ARF 閣僚会合を始めすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標のために進展があったと言える。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

自衛隊によるイラクにおける人道復興支援活動等やインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標に向けて進展があったと言える。

【施策の必要性】

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。なお、ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等をいかした取組を行う必要がある。

【施策の有効性】

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際 的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要が あり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法 及びテロ対策特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施すること が適当である。

【施策の効率性】

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いることは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で、効率性の観点からも適当である。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

イラクにおいては、いまだ民間人が活躍できる治安情勢にないことなどから、我が国による 人的貢献として、自衛隊による活動が必要である。また、アフガニスタン及びその周辺で国際 社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施す ることは、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。

【今後の方針】

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化のための貢献、予防外交への

取組促進のための貢献、ARF の機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を進展させる。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域について、国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況や現地の 情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

- (1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること
- (2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:ARFや各国との安保対話を通じた我が国の具体的活動

アジア太平洋地域における安全保障面での唯一の政府間対話と協力の場である ARF では、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題(朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等)を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置(年次安保概観の提出、各種会合の開催等)が実施されている。また、災害救援、海上の安全等域内各国にとって共通の課題となっている事項についてキャパシティ・ビルディングに関する議論、机上訓練等「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。こうして ARF が着実に前進している中、我が国は第 13 回閣僚会合を始めすべての関連会合等に参加してきている。さらに、日独、日豪、日英、日仏等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行っている。

評価の切り口2:人的貢献の結果(成果)とこれに対する内外の評価

- (1) イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の活動のうち、サマーワを中心とした医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動等に当たっていた陸上自衛隊については、平成 18 年 7 月、活動目的を達成したとしてその活動を終了した。航空自衛隊については、従来の多国籍軍への支援を継続するとともに国連への支援も行うこととし、クウェートを拠点にイラク国内のアリ(タリル)、バグダッド及びエルビル間で空輸支援を実施している。こうした自衛隊の活動について、国連、イラク、米国等の要人から謝意が表明されている。
- (2) テロ対策特措法に基づく海上自衛隊の給油支援活動により、インド洋において海上阻止活動 を実施している11か国に対し、合計約47万キロリットル以上の給油を実施してきている(平成19年3月現在)。こうした自衛隊の活動について、米国、アフガニスタン、パキスタン等の要人から謝意が表明されている。

政策評価の結果 の政策への反映 状況 平成19年度政策評価を踏まえ、地域安全保障の促進と協力関係を強化する必要があると考え、「アンアン地域フォーラム関係経費」等の予算要求を引き続きおこなうこととした。

(平成 20 年度予算額: 39,502 千円[平成 19 年度予算: 39,671 千円])

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	東アジアにおける安定的な外交関係及 び安全保障環境の維持強化(・・・) イラク、アフガニスタン、パレスチナ、 スーダンなど中東、アフリカ等における 平和の構築・定着の推進
	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	世界全体の平和のためには、中東地域の平和と安定は不可欠であり、我が国の国益にも直結します。依然厳しい状況が続くイラクについては、航空自衛隊の支援活動・・・により、我が国としてふさわしい支援を行ってまいります。アフガニスタンとその周辺での国際的なテロの脅威を除去、抑止する国際的な取組に対し、引き続き協力してまいります。
	第 166 回国会 外交演説	平成19年1月26日	航空自衛隊の活動が続くイラクでは、 治安の改善が最優先課題です。・・・イ ラクに対する支援は決して惜しみませ ん。国際社会が実施するイラク支援にも、 積極的に関与していくことは当然の責務 です。アフガニスタン・・とその周辺 地域では、国際テロの脅威を除去、抑止 する取組が続いています。テロ対策特別 措置法に基づく海上自衛隊の支援活動を 含め、協力を続けてまいります。

施策名	国際平和協力の拡充、体制の整備
施策の概要	宗教や民族間の対立など、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、各地域の抱える状況に応じ、官民、人的・経済的支援等のバランスを考慮しつつ、和平プロセスの促進(調停・仲介を通じた和平プロセスの促進、選挙支援など)、国内の安定・治安の確保(国連 PKO などによる国内の安定・治安の確保、国内治安制度の構築、対人地雷・不発弾処理、DDR(元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰))、人道・復興支援(難民・国内避難民の帰還・再定住支援、ライフラインの復旧)等のために、国連 PKO をはじめとする国際社会の取組、ODA、NGO などを多角的に組み合わせた支援を行い、国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大する。同時に、我が国の有する政策手段や国際社会の潮流を包括的にフォローし、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進(含む平和構築分野の人材育成)を含め、国際平和協力の推進・拡大を実現するための国内基盤を整備・強化する。
	【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

- (1)国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進に関し、従来からのゴラン高原での取組に加え、東ティモール、ネパール、コンゴ(民)、スリランカといった多様な地域に、軍事監視要員や文民警察から選挙監視要員に至る多彩な要員の派遣や物資協力を行うなど、近年希に見る程多くの事案に積極的な貢献を果たすことができた。
- (2) 国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進等に関し、その必要性について様々な提言がなされつつも、必ずしも十分な進展が図られていなかったが、外務省のイニシアティブの下でのパイロット事業(予算:約1億8千万円)を平成19年度から立ち上げる旨提唱し、その実施に向けた諸準備を具体的な形で進めることができた。また、首脳レベルにおいても、東アジア地域協力のための我が国の具体的取組の一つとして、平和構築分野の人材育成構想を表明し、これを受け、内閣官房を中心とした関係省庁連絡会議を立ち上げ(平成18年12月)、検討を進めている。

【施策の必要性】

- (1)冷戦終結後、宗教や民族対立、経済的要因や天然資源の争奪等に基づく地域紛争が世界各地で勃発し、地域及び国際の平和と安全を脅かし、難民・国内避難民の発生等の人道上の問題を生み出している。特にアフリカ地域に顕著に見られるように、紛争により国家の基本的枠組みが破壊され統治能力を失ったいわゆる「破綻国家」への対応が、国際社会の大きな課題となっている。また、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威の台頭は、一地域の平和と安定が国際社会全体の平和と安定に密接に関わっている現状を示しており、その対処には各国が協調して国際社会の諸問題に取り組む必要があるとの認識が高まり、国際社会において多様な取組が行われている。
- (2)近年我が国は、東ティモール、スリランカ、アフガニスタンへの支援を行うなど、国際社会の平和と安全のための取組に積極的に協力してきた。国際社会からは、我が国がその国柄に見合う形で応分の役割を積極的に果たすことが期待されている。中でも自衛隊や文民警察、文民専門家等の派遣を通じた人的貢献やそれを担う人材の育成を積極的に行っていくことは、紛争後の国家再建における多様な専門分野における人材ニーズに応えるものであり、同時に我が国の貢献を目に見える形で内外に示すと言う点で必要不可欠な施策である。

【施策の有効性】

「平和構築」は、紛争で荒廃した地域をあらゆる側面から支援し国家を再建するという非常に包括的で複雑多様な取組であり、その対処に当たっては、広範な視点から様々な政策をその整合性や優先度に配慮しつつ適切に組み合わせて実施していくことが有効である。

また、そのためには我が国の有する政策手段を包括的にフォローし、平和構築に関わる各国、国際機関、NGO、国内外有識者・専門家等と日頃から緊密な関係を構築すると共に、国際社会の潮流を踏まえ、それに即した政策手段、人的基盤の強化を図る必要がある。そうすることで「平和構築」政策の具体的実施において現地情勢やニーズの的確な把握、関係機関との円滑な連絡調整、適切な政策手段の選択、的確な人的資源の活用が可能となる。

【施策の効率性】

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、国際平和協力の推進・拡大、人材育成を含む国内基盤の整備・強化、更には我が国政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

国際社会における平和構築への関心の高まりに対応するため、我が国の平和構築政策の実施とその体制整備の更なる強化・促進を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大すること、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、他の支援との連携の強化

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

	に係る具体的な成果 従来からのゴラン高原における UNDOF への要員派遣の継続に加え、数多くの紛争案件に対し、 多様な支援を実施することができた。		
	評価の切り口2:国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進に係る具体的な措置 国際平和協力懇談会(座長:明石康元国連事務次長)の報告書(平成14年)、人材育成検討会(平成16年)、国際平和協力調査員制度の導入(平成17年)以降、平和構築分野における人材育成の推進に向け、各種取組を具体的に推進した。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	えて、東ティモールのUNMITへののUNMINへの軍事監視要員の派遣活動する国連機関に対する物資協力をの促進に関し、内閣官房を中心とした)文民警察官や同国 遺を実施するととも ど行った。また、国 :関係省庁連絡会議 、事業を立ち上げ、	関し、従来からのゴラン高原での取組に加の選挙への選挙監視要員の派遣、ネパールに、スーダンのダルフール地域やイラクで際平和協力の裾野を広げるための人材育成での議論を踏まえながら、外務省のイニシ平成19年9月から同事業を開始した。193,585千円])
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	日本の国際貢献等を担う層の拡充(外部人材の育成・活用を含む) 平和構築等日本の国際貢献に係る人材の育成・啓発 国際平和協力への積極的な取組(PKO、選挙監視等)
関係する施政方	平成 18 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月	国際社会の平和と安定に向けた取組 国際平和協力への積極的な取組 (PK O、選挙監視等)
針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第 166 回国会 施政方針演説	平成 19 年 1 月	(主張する外交) 平和への貢献など人類共通の課題につ いての連携を更に深めていきます。
		平成 19 年 1 月	(近隣諸国との関係強化) ASEAN諸国のうち、我が国の伴走 を必要とする国々に対し、民主化と、平 和構築を助けてまいります。 (国際社会の直面する挑戦)

施策名	国際テロ対策協力
施策の概要	テロの主体や手口が多様化・複雑化する傾向にあり、国際テロを防止するためには、幅広い分野において国際社会が一致団結し息の長い取組を継続することが重要との考えの下、我が国は、①国内テロ対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国のテロ対処能力向上支援を掲げ、積極的に国際社会においてテロ対策の強化に取り組んでいる。 特に途上国に対するテロ対処能力向上支援、テロ防止関連諸条約締結促進の働きかけ、テロ対策特措法に基づく実際的な協力を行いつつ、国連やG8等の枠組みを通じた国際テロ対策の強化に取り組んでいる。
	【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

テロリストは、現在、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限利用し、国境を越えて活動している。我が国は、テロリストに安住の地を与えず、いかなる国もテロ対策の抜け穴となってはならないという立場から、資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成において、ODA を活用しつつ途上国のテロ対処能力向上支援を実施しているが、テロ対策関連セミナーへの研修員の受入れ及び専門家の派遣等によって知見・体験を共有し、参加国のテロ対処能力向上に貢献した。また、各国のテロ対策への取組、課題を克服しようという意思も強化されてきており、我が国の継続的取組が一定の成果を挙げていることを現していると言える。

また、国連、G8等の枠組みへの参画並びにより多くの国との多国間協議及び二国間協議の実施によって、様々な分野で各国との情報交換や政策協調を行うことは、幅広く実行的な協力体制の強化につながり、国際社会における隙のないテロ対策構築へ貢献していると言える。

【施策の必要性】

我が国は、いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認できないとの立場であり、国際テロ対策協力を自らの安全確保の問題と捉え、国際社会における責任ある国家として、また、国際的なテロ対策を推進するための人材、技術、知識、経験を有することからも、かかる取組に積極的に参画し、国際平和と安定に対する取組を強化していくことが必要不可欠である。外務省は、国連やG8、APEC等における国際的な基準作り等に、我が国の立場を反映させる役割を担っており、テロ対策の分野においても、かかる観点から積極的な外交政策の展開が必要である。また、外務省には、我が国の権益が多く存在する途上国等におけるテロに対する脆弱性の克服やテロ対策に関する国際的な法的枠組みの強化の観点から、ODAを活用しつつ、途上国等に対するテロ対処能力向上支援を推進することが求められている。

【施策の有効性】

テロリストの国際的な活動が確認される中、いかなる国もテロ対策の抜け穴となってはならず、 かかる観点から、我が国が、途上国等のテロ対処能力向上支援を実施することは、必要かつ不可欠 である。

国際テロ対策においては、①より多くの国がテロ対処能力を向上させ、テロリストにその手段を与えず、テロに対する脆弱性を克服すること、②より多くの国がテロ防止関連諸条約等の国際約束を締結・履行し、テロリストに安住の地を与えないこと、の2点が重要である。

前者に対応するためには、テロ対策に投入する資源が不足しがちな途上国のテロ対処能力を強化するために、資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成が必要となる。

後者に対応するためには、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連諸条約の締結・履行や関連国連安保理決議の履行を促進することが重要である。

また、テロリストが、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行っていることから、出入国管理や交通保安、テロ資金対策等の分野で隙のない体制を構築することも不可欠であり、国連やG8、ASEANの多国間、日米豪や日トルコ等の二国間等の協議を通じて、より実効的な国際テロ対策の推進と強化を積極的に実施していくことは有効なアプローチである。

【施策の効率性】

限られた予算・人的投入資源の中で、講ずるべき施策に優先順位を付け、国際テロ対策協力において特に重要と考えられる事業を実施した。特に CBRN(化学、生物、放射性物質、核)テロセミナーは対象国のみならず、他の先進国からも高い評価を受け、また、日 ASEAN テロ対策対話は ASEAN との間でテロ対策を正面から取り上げた初めての協議としてテロ対処能力向上支援について日 ASEAN 間で有意義な対話が行われた他、各種テロ協議において、我が国がテロ対策協力を進めるにあたって必要となる情報の交換や政策調整を行うことができたことは、今年度の施策が適切であったことを示している。

【今後の方針】

前年度に引き続き、自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地から、各国と協力して国際テロ対策に積極的に取り組む。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

国際テロ対策に貢献すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:途上国等に対するテロ対処能力向上支援の実施

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

	我が国の繁栄と安全にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として、ODA を活用しつつ、研修員受入、専門家派遣、機材供与等の支援を実施し、途上国等の研修員がテロ対策関連セミナーに参加する等国際テロ対策に貢献した。 評価の切り口2:国際的なテロ対策協力の強化 二国間、多国間のテロ対策協議を通じて協力の強化が行われ、国際テロ対策に貢献した。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成19年度政策評価を行った事務事業はいずれも「拡充強化」と評価されている。平成19年 度政策評価の結果を踏まえ、途上国のテロ対処能力向上支援及び国際的なテロ対策協力を一層強化 させるため、「テロ対策会議開催経費(地域テロ協議)」、「国際テロ対策に関するワークショッ プ開催経費」及び「テロ対策研究経費」の予算要求を行った。 (平成20年度予算額:10,991千円[平成19年度予算:8,938千円])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	・津波、地震、テロ等大規模緊急事態や 海賊等をはじめとする多様化する危険・ 危機への対策強化 ・テロとの闘い、軍縮・不拡散分野(イ ランの核問題の平和的解決を含む。)に おける主導的な取組
新 演 説 寺 内 阁 の 重要政策(主なも の)			・日本を巡る安全保障の環境は、大量破 壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘い、 地域紛争の多発など、大きく変化してい

施策名 国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現 安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し、支持の拡大を図る。これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。また、安保理非常任理事国として、国際社会の平和と安全のために積極的に取り組む。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)戦後創られた国際連合を、二十一世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任 理事国入りを含む安保理改革を始めとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした我が国の取組 は、改革の機運を高めることに貢献した。また、人権理事会、平和構築委員会といった現在の国際 情勢の要請に応じた新たな機関が設置され、活動を開始したが、我が国はこれに積極的に協力した。

【施策の必要性】

国連は、設立後60年を経ており、その組織は現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。 国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益をも実現していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

【施策の有効性】

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を実現し、また国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案を作成するとともに国連の場でも公式、非公式な会合で我が国の立場を皆に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。また、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

【施策の効率性】

国連改革の一環として、人権理事会及び平和構築委員会が設立された他、国連分担率に関する交渉において、我が国は加盟国中最大の分担率(2.844%)の引き下げが達成された。また、安保理改革については、我が国は、改革に向けた機運の維持に貢献した。これらを踏まえると、我が国の施策は適切かつ効率的であった。

^{東は適切かつ別} 【**今後の方針**】

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。更に、平成20年の安保理非常任理事国選挙に立候補を表明したところ、同選挙での当選を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の日標】

国連において我が国の地位を向上させること及びそのことを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国連の実現に貢献すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:安保理改革及びその他の国連改革の進捗状況

国連改革の一環として設立された、人権理事会及び平和構築委員会が活動を開始し、我が国はこれらに積極的に参加している他、国連分担率に関する交渉において、我が国は加盟国中最大の分担率(2.844%)の引き下げが達成された。安保理改革については、インド、ドイツ、ブラジルと共同で提案したG4決議案の経験を活かし、米国、中国、アフリカ等との一層の連携も図りつ、幅広い支持が得られる具体案の検討を進めている。

評価の切り口2:国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の具体的成果

平成18年は我が国の国連加盟50周年に当たり、右を踏まえて、国連の活動及び我が国の国連政策に関して様々な啓発、広報活動を行った。また、国連政策研究会、安保理改革ネットワークといった有識者との意見交換の場を通じて我が国の国連政策に関する研究者との連携も一層深めた。

評価の切り口3:安保理非常任理事国としての我が国の具体的活動

我が国は、平成17年1月から平成18年12月までの2年間、7年ぶり9回目の安保理非常任理事国に就任した。今回は特に安保理改革に向けた機運が高まる中で、国際の平和と安全の維持に係る各種の問題につき、我が国は積極的かつ独自の貢献・役割を果たせたと考えられる。

政策評価の結果 の政策への反映 状況 本施策は、目標の達成に向けて進展があったと評価された。具体的には、我が国は、戦後創られた国際連合を、二十一世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革を始めとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組は、改革の機運を高めることに貢献した。また、人権理事会、平和構築委員会といった現在の国際情勢の要請に応じた新たな機関が設置され、活動を開始したが、我が国はこれに積極的に協力した。以上の評価を反映して、平成20年度の予算要求においても、国際連合改革対策費や国際連合総会関係経費(国連代分要求予算)及び平和構築に関する予算要求額が増大した。また、安保理非常任理事国選挙特使派遣費も増

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標

	額した。 (平成 20 年度予算額:68, 376 千円[平	成 19 年度予算:62	2,892 千円])
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	我が国は、国際社会における地位に見合った貢献を行うべきと私は考えます。包括的な国連改革に粘り強く取り組み、安全保障理事会の常任理事国入りを目指します。
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	・安保理改革に向けた取組の強化 ・その他の国連改革(行財政改革等)の 推進 ・国際的な規範形成を含む多数国間の枠 組み(国連、G8、WTO、OECD、 APEC等)での積極的貢献

施策名	国際機関における邦人の参画の促進及	及び邦人職員の増強	
施策の概要	第6号)を所掌とする外務省として、	近年のグローバル <準にある邦人職員	措置をとること」(外務省組織令第28条 化を背景にその責務の重要性が高まる国連 について、その数の増加と質的向上(意思 を行うもの
施価達等に果する要目を持ち	度中にする等人性別ののでは、大きなでは、大きなでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	際機関人事センターHPを中心に、オンラム)における各種サービス利用者が増加傾日現在)が増加傾向にあり、平成19年にれら国際機関に勤務する国際機関職員の責と比較して、これら国際機関に対る事。と比較して、これの経過である。とのでは、これののでは、一時のでは、一時のなどのであった。というでは、一時のなどのであった。というでは、一時では、一時では、一時では、一時では、一時では、一時では、一時では、一時
政策評価の結果 の政策への反映 状況	人職員数の増加に有効と考えられる、 勤務を希望する若手邦人を、外務省の	アソシエート・エ)経費負担で原則2% への途を開くことを	あるところ、当面、中長期的に国際機関邦 キスパート(AE)等派遣制度(国際機関 年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機 目的とした制度)の実施に必要な予算の確
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
針演説等内閣の	20-277 217天世の寸	1731	2. 自由で豊かな世界を目指す外交

平成17年8月

重要政策(主なも

平成 18 年度 重点外交政策

(3) 国連の機能強化のための改革推進 国際機関の邦人職員増強

平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	1. 日本外交の基礎体力の強化 (2) 日本の国際貢献等を担う層の拡充 (外部人材の育成・活用を含む) 国際機関の邦人職員増強等、国際 的意思決定過程における日本のプレゼン スの強化

施策名	国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進
施策の概要	 (1) 国連の各種人権・人道フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論への積極的参画 (2) 人権対話及び人権協議を通じた各国の人権の保護・促進に向けた働きかけ (3) 社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加 (4) 難民の本邦定住支援等のための事業の実施

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

- (1) 我が国は、国際社会の人権の保護・促進の状況について、
 - (イ)国連の各種人権・人道フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論に 積極的に参加し、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権 の保護・促進に寄与した(人権理事会初代理事国としての活動、強制失踪条約(仮称)の採 択・署名、障害者権利条約(仮称)の採択、国連総会「北朝鮮の人権状況」決議の前年に引 き続いての採択等)。
 - (ロ)人権対話(インドネシア)及び人権協議(EU)を通じた各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。
 - (ハ) 国連事務局の人権担当部門(国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)) や社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利や民主主義の保護、促進を目的とした各種基金(国連婦人開発基金(UNIFEM)、国連障害者基金、国連民主主義基金(UNDEF))の活動に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行った。
- (2) 国内における難民認定及びその定住策への支援状況については、
 - (イ)条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設である RHQ 支援センターにおいて実施した。
 - (ロ) また、既に我が国に定住しているインドシナ難民及び同呼び寄せ家族に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として継続している。

【施策の必要性】

- (1)人権はすべての人間が生まれながらにして等しく有している権利であり、それ自体が保護・促進すべき普遍的価値である。また、国連憲章第1条は「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて国際協力を達成すること」を目的の一つとしているように、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務であり、人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項である。国際社会においては、平成17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速している。
- (2) 国際社会において人権を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。平成 18 (2006) 年11 月に行われた麻生外務大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」においては、人権、民主主義をはじめとする普遍的価値の重要性を指摘し、普遍的価値を基礎とする豊かで安定した地域を形成することを、我が国外交の新たな機軸として掲げた。
- (3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、我が国定住のための各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)が必要である。

【施策の有効性】

- (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、国際社会において、人権を保護・促進するにあたっては、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。
- (2) そのためには、我が国としては、国連の各種人権・人道フォーラム(国連総会第三委員会、 人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話及び人権協議等 を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立 脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが有効である。
- (3) 国連には、上記人権に関する国際フォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR) のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利や民主主義の保護・促進を目的とした各種の基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等が活動を行う際に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行うことも有効である。
- (4)条約難民等に対して、各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)を行うことは、我が国定住支援のために有効であり、またこれまでに既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

【施策の効率性】

国際社会における人権の保護・促進を効果的・効率的に行うために、我が国は、初代理事国とし

て、新設された人権理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等にかかる議論に積極的に参加しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

日本外交の新機軸として、人権や民主主義といった普遍的価値に基づく外交の重視を強調した、 平成 18 (2006) 年 11 月の麻生大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」を受けて、我が国の人 権・民主主義外交の更なる強化に向けた取組を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

国際社会における人権を保護し、促進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:国際社会の人権の保護・促進の状況

(1) 我が国は、国連の人権・人道フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論への積極的参画を通じ、人権の保護・促進に向けて貢献した。

例えば、新設された人権理事会において、我が国は初代理事国(平成18(2006)年5月選出)として、同理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等にかかる議論に積極的に参加しているほか、平成18(2006)年12月の国連総会において、我が国が積極的に交渉に参加してきた強制失踪条約(仮称)や障害者権利条約(仮称)が採択され、平成19(2007)年2月には、パリで開催された強制失踪条約(仮称)の署名式において署名(我が国より浜田大臣政務官が署名)を行った。また、上記国連総会においては、我が国とEUが共同提案した、拉致問題への言及を含む「北朝鮮の人権状況」決議が前年よりも多数の支持を得て採択されるなど、多国間の場において、国際社会における人権の保護・促進に向けて貢献した。

- (2)人権の保護・促進のため、二国間の対話を通じた相互理解の醸成も効果的な手段であり、インドネシアとの間で、初めて二国間の人権対話を行った(平成18(2006)年7月)。
- (3) さらに、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動を支援するため、同事務所への拠出を行った(平成18(2006)年度分として、約1千780万円を拠出)ほか、同事務所との協力を強化するため、アルブール国連人権高等弁務官を外務省賓客として招聘した(平成19(2007)年1月)。また、社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護、促進を目的として、安保理公開討論や国際会議の場で、紛争下の児童の保護や平和の定着における女性の役割等につき積極的に発言を行ったほか、国連婦人開発基金(UNIFEM)(平成18(2006)年度分として、7千843万円を拠出)、国連障害者基金(平成18(2006)年度分として、約569万円を拠出)、国際事実調査委員会(IHFFC)(平成18(2006)年度分として、約496万円を拠出)への拠出を行った。さらに、普遍的価値に基づく外交を重視する立場から、国連民主主義基金に対して、新たに1千万米ドル(邦貨11億1千万円)の拠出を決定した(平成19(2007)年2月)。

評価の切り口2:国内における難民認定及びその定住策への支援状況

- (1)条約難民等のみを対象とした定住支援事業の実施初年度である平成 18 (2006)年度は、19 名の対象者に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設である RHQ 支援センターにおいて実施。条約難民等に対する適切な支援の実施は、難民条約に加入している我が国としての当然の責務でもあり、今後ともその目的のより良い達成に向け事業を継続していく必要がある。
- (2) また、インドシナ難民及び同呼び寄せ家族向け支援においては、我が国受け入れ事業は平成 17 (2005) 年度限りで終了したが、既に我が国に定住している1万1千人余の者に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として、前掲の条約難民等向け我が国定住支援事業や難民認定申請者向け生活支援事業と同様に、今後もその施策を充実させつつ継続していく必要がある。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

平成20年度予算要求について、我が国の人権及び民主主義分野での外交政策に関する啓発・意見交換、国際人権・人道法の普及及び理解の増進等、並びに政府報告の作成・提出を含む主要人権条約の履行を目的として、12,501千円を計上した。また、我が国における難民や難民認定申請者が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、我が国定住のための各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)等のため、462,775千円を計上した。

(平成 20 年度予算額: 475, 276 千円[平成 19 年度予算: 482, 355 千円])

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方	平成 18 年度 重点外交政策 平成 19 年度 重点外交政策	平成17年7月 平成18年7月	国際社会における人権の保護・促進
針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 施政方針演説 第 164 回国会 外交演説 平成 18 (2006) 年 11 月の麻生外務 大臣演説「自由と繁栄の弧をつくる」 第 166 回国会 外交演説	平成 19 年 1 月 平成 18 年 1 月 平成 18 年 11 月 平成 19 年 1 月	人権、民主主義をはじめとする基本的価 値の重視

施策名	国際組織犯罪への取組				
施策の概要	① 国際的な法的枠組み強化への貢献 ② 国連、G8、金融活動作業部会 ③ 人身取引撲滅のための国際協力の	(FATF) 等における	国際的な取組への参加・協力		
施価達等に果する要目をできます概さません。	(1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	にの愛している。 まあて人欠組て 等め金十いが害む 承等 きィ期 国 けるどいたのと 化。安の性め、 るり、身でみ国 のら融分で国者こ 認の 続ブ期 国 けるどいたにつ 人 の済を国際 めとれ引る化社 際、動国、お保は 国で 努努、 的 国通国は極る 移 盤社し的織 措われの 国が なた業に界てにこ 的策 する定 連 協国的なに等 の あ、お連罪 は、刑境 、致 的国会しに実け問 組目 と 果 ・ の)法に の と に と に また の と に と に また と また と に また と また と また と な と に また と また と また と な と に また と	大等に伴い、国境を越える組織犯罪(国際市民社会の安全、法の支配、市場経済を破民生活に直接影響を及ぼすものである。この、由のである。事可のである。とのである。とのでは、各国ののである。とのでは、協力がますます重要になっては協力・では、協力がある。ののである。とのでは、は、ののでは、ないのでは、は、ののでは、ないのではないのではないいのではないいいのでは、ないのでは、ないのではないいいいのではないいいのではない		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成19年度政策評価を踏まえ、本件施策は継続するが、平成20年度については、政策評価体系の見直しにより、別の施策の下で概算要求することとなった。				
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 18 年度 重点外交政策	平成17年8月	2. 自由で豊かな世界を目指す外交(抄) (5) グローバルな課題への対応 ・地球規模問題(・・・人身取引等の 国際組織犯罪、・・・)の解決に向けた 幅広い外交努力		

幅広い外交努力

献と「法の支配」の強化

・国際的ルール作りにおける主導的貢

			・多国間の枠組み(G8、WTO、OECD 等)での積極的貢献
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (3) 日本外交の深化によるグローバルな課題への対応(抄) ・その他の地球規模問題の解決に向けた幅広い外交努力 ・国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(国連、G8、WTO、OECD等)での積極的貢献と「法の支配」の強化
	第 165 回国会 所信表明演説	平成 18 年 9 月 29 日	(主張する外交への転換) (抄) テロ対策特別措置法の期限の延長な ど、国際社会と協力してテロや国際組織 犯罪の防止・根絶に取り組みます。

施策名	大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散
施策の概要	北朝鮮・イラン等の核問題や、非国家主体による大量破壊兵器を用いた国際テロのおそれが生じている状況の中、我が国及び国際社会の平和と安全の確保のためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性に鑑み、我が国は、核兵器については、NPT体制の強化、国連総会での核軍縮決議案の提出・採択、CTBTの早期発効に向けた働きかけ、IAEAの保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っており、また、生物兵器、化学兵器については、関連条約の普遍化、国内実施の強化等に貢献している。また、大量破壊兵器及びその運搬手段の不拡散について、関連国連安保理決議を着実に実施するとともに、国際的輸出管理レジームの強化、PSIへの貢献、域内の取組強化等を通じてそのための体制の強化に貢献している。
	【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 後述の通り、国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、CWC、BWC、IAEA 追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際的輸出管理レジームの強化等を中心に想定された進展があった。 【施策の必要性】 核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つ
	である。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。 【施策の有効性】 北朝鮮・イランの核問題や非国家主体による大量破壊兵器を用いたテロのおそれが生じている現

北朝鮮・イランの核問題や非国家主体による大量破壊兵器を用いたテロのおそれが生じている現在、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。

【施策の効率性】

施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造に おいて有効な唯一の手段であって、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成状況を踏まえ、関連の事務事業における 重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口:軍縮・不拡散体制の強化の状況及び我が国の貢献の状況

平成 18 年度は、例えば以下の通り、軍縮・不拡散体制の強化において注目すべき進展があり、 その実現に際しては、我が国も積極的な貢献を行った。

- (1) 毎年、我が国が国連総会に提出している核軍縮決議案(平成 18 年は、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」)が圧倒的多数の支持で採択されたこと及び平成 22 年 (2010 年) NPT 運用検討プロセスの始動に向けた NPT 日本セミナーの開催等、核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。
- (2) 北朝鮮及びイランの不拡散上の問題について、我が国も積極的に議論に参加した結果として、一連の国連安保理決議が採択された。また、我が国は決議を着実に履行してきているほか、輸出管理レジーム等の場でこれらの問題に取り組むとともに、地域内における取組の強化に努め、特に我が国主催の第4回アジア不拡散協議等の機会を通じて主にアジア地域での同決議履行の対応を促進した。また、IAEA 追加議定書の普遍化など不拡散体制の基盤を強化するための枠組みにおいても前向きな進展があった。
- (3) その他、NSG、PSI、HCOC、生物兵器及び化学兵器禁止条約、核燃料サイクルへの取組、G8 グローバル・パートナーシップ等、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けて貢献した。

政策評価の結果 の政策への反映 状況 平成19年度政策評価において、事務事業はいずれも「今のまま継続」または「拡充強化」と評価されている。特に「拡充強化」と評価されているG8先進国首脳会議及び関連会合への積極的参加に関しては、我が国のG8の不拡散関連会合への積極的な参加・対応はG8各国及び国際社会の取組強化に一定の貢献をしていると考えられ、今後も積極的に貢献する必要がある。平成20年度北海道・洞爺湖サミットにおいても、軍縮・不拡散問題は大きな関心事項となり、議長国として円滑に開催・運営する必要があり、20年度予算において開催経費が盛り込まれている。また、同じく「拡充強化」と評価されている個別の国・地域における懸念動向への適切な対応についても、我が国の安全保障政策にとって最も喫緊の課題の一つである北朝鮮の核問題について、北朝鮮の核施設に関する情報収集・分析及び各施設の無能力化に向けた技術的検討を進め、六者会合を通じた北朝鮮の核廃棄につなげていくとの観点から、調査経費が盛り込まれている。

(平成 20 年度予算額: 308, 228 千円[平成 19 年度予算: 309, 641 千円])

施策に関する評 価結果の概要と 達成すべき目標

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の	第 164 回国会 外交演説	平成 18 年 1 月 20 日	・我が国は国連総会に対して1994年以来、 毎年核軍縮決議案を提出してきました。 昨年は同案に過去最多の支持を得て、軍 縮・不拡散分野における我が国の果たす 役割に、改めて思いを致したところです。 イランの核問題も、平和的解決へ向け努 めなくてはなりません。
重要政策(主なもの)	第 166 回国会 外交演説	平成 18 年 1 月 20 日	・国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に取り組むことは、我が国が唯一の被爆国として、長年自らに課した使命の一つです。本年も意欲において、いささかも衰えるところはありません。 ・安保理決議第1718号の着実な履行が必要です。
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	軍縮・不拡散 (イランの核問題の平和的解決を含む) における主導的な取組

施策名 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化
(1) 武器の取引や使用を規制する国際的な枠組の普遍化・強化への貢献
(イ) 対人地雷禁止条約(オタワ条約)の普遍化への取組
(ロ) 小型武器等の非合法取引の防止に関する国連等の取組への貢献
(ハ) 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)への取組
(2) 対人地雷・小型武器等に関する被害国への支援

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

- (1) 国連総会で、我が国が南ア、コロンビアと共に提出した小型武器決議案や、我が国が共同提案国となっている武器貿易条約決議案が採択された他、小型武器東京ワークショップを我が国が主催して成功を収める等、平成 18 年度には通常兵器に関する国際的枠組の強化において進展が見られた。他方で、国連小型武器行動計画履行検討会議では、我が国を含む諸外国の尽力にもかかわらず、国際社会による今後の小型武器問題への取組の方向性について定めた成果文書の作成には至らなかった。
- (2) また、対人地雷及び小型武器に関しては、現場におけるプロジェクトを着実に実施し、被害国の治安の向上や犠牲者支援の推進に貢献した。

【施策の必要性】

地雷や小型武器などは、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後における復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急の課題となっている。また、テロリストや国際犯罪組織等への武器の非合法取引を阻止することは我が国の安全保障の強化や治安の確保にもつながる。武器輸出三原則等を堅持する我が国の平和外交の一環として、また、主要ドナーとして、国際的枠組の普遍化・強化や被害国への支援において貢献していく必要がある。

【施策の有効性】

- (1) 広範に流通・拡散するおそれのある通常兵器の規制は一国のみではなく、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国連等における国際的な枠組の普遍化・強化が有効。
- (2) 対人地雷・小型武器対策支援は、実際の被害の削減に直接寄与し、また、国際的枠組の実効性を担保する役割を果たす。

【施策の効率性】

限られた人的・予算的資源の中、出席する国際会議を厳選し、各会議で提案・発言するとともに、 プロジェクトを推進し、日本の主導的役割を国際社会にアピールしたので、とられた手段は適切か つ効率的であった。

【今後の方針】

武器貿易条約の検討過程への参加、小型武器及び特定通常兵器使用禁止制限条約の会議への準備、そのフォローアップも含め我が国の取組を引き続き強化していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

地雷や小型武器等に関する国際的枠組を普遍化・強化すること、既に非合法に埋設・流通しているこれらの武器について対応すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:通常兵器(含む小型武器)分野における国際的な枠組の普遍化・強化の進捗状況(1)対人地雷禁止条約(オタワ条約)に関しては、我が国よりアジア・太平洋地域の未締結国に加入の働きかけを行い、平成19年2月にはインドネシアが批准した。

- (2) 平成19年3月に我が国の主催で、各国の政府関係者、NGO、有識者等の参加を得て小型武器 東京ワークショップが開催され、国際社会が引き続き国連小型武器行動計画に基づいて小型武 器問題への取組を進めていくことの必要性が確認された。
- (3)特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)に関しては、我が国は、平成18年度に計3回行われた 政府専門家会合と運用検討会議に代表団を派遣し、積極的な発言・提案及び意見交換を行った。

評価の切り口2:対人地雷及び小型武器プロジェクトの実施状況

- (1)対人地雷の分野では、地雷問題に対処できる外務省内の資金スキームとして、国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償、日本NGO支援無償などを有効活用しつつ、地雷除去や犠牲者支援のために、平成19年2月現在32件のプロジェクトを支援(約30億円)している。具体的には、例えばアンゴラに対し、国家の地雷除去機関の能力向上を通じて、同国の地雷除去活動の促進を支援してきている他、スーダンに対し、犠牲者支援の国家戦略策定のための行政官等を対象としたワークショップ開催や地雷による犠牲者への職業訓練、及び個人やコミュニティを対象とした地雷回避教育活動の支援を実施している。
- (2) 小型武器の分野では、我が国がカンボジアで平成 14 年度より実施している「平和構築と包括的小型武器対策プログラム」(武器回収と組み合わせた開発、武器破壊、小型武器登録支援、啓蒙活動等を柱とするプロジェクト)において、平成 19 年 2 月までに 2 万 6000 以上の小型武器及び 8 万 8000 以上の弾薬を回収した。また、平成 18 年には我が国を含む関係諸国・機関の

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

	支援により、新規プロジェクトとして「中央アフリカにおける小型武器回収及びコミュニティベースの開発促進計画」及び「コンゴ共和国における開発のための小型武器回収及び元兵士の社会復帰計画」が開始された。 平成19年度政策評価を踏まえ、本件施策は継続するが、平成20年度については、政策評価体系の見直しにより、予算は別の施策の下で概算要求することとなった。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況			
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	特になし		

施策名 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 核物質及び原子力関連品目の輸出入等を行うための二国間原子力協定の締結に向けた取組及び 施策の概要 協定の実施。放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応。新たな原子力技術の開発への 貢献。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化への貢献。原子力発電の国際的展開への協力。 【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 平成18年度は、これまで交渉が行われてきた二国間協定(日ユーラトム原子力協定)交渉を終結させ て締結手続まで完了すると共に、新たな二国間協定作成交渉の基盤を作った。また、原子力技術の 開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進に貢献することができた。 【施策の必要性】 国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が 増加しており、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した上で原子力の平和的利用を推 進することは、国際社会全体の課題。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献することが必 要。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、 エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必 要がある。 【施策の有効性】 二国間原子力協定の作成は、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等 を促進する上で有効。沿岸国政府との協議等の施策は、円滑な放射性物質輸送を行う上で有効。新 たな原子力技術の開発に貢献し、国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献すること は、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した上で原子力発電を国際的に推進する上で 有効。 【施策の効率性】 二国間協定の署名及び締結、原子力の平和利用における保健分野でのリード・カントリー就任、 核セキュリティ関連の国際会議開催及びアウトリーチ活動への参加等を行ったが、施策を実施する 施策に関する評 際、とられた手段は適切かつ効率的であった。 価結果の概要と 【今後の方針】 達成すべき目標 条約改正の国内調整を含む準備を強化する必要がある。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標】

平成19年度の国会承認に向けた、核テロリズムの行為の防止に関する国際条約及び核物質防護

IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力の平和的利用を確保し推進する こと。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施状況

国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得 られている。平成 19 年に実施された高レベル放射性廃棄物の海上輸送は、安全かつ円滑に実施さ れた。

評価の切り口2:原子力平和的利用の多国間協力の推進

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約と核物質防護条約改正の早期締結に向けた 進展や、核セキュリティに関するアウトリーチ活動(我が国及び IAEA 共催による核セキュリティ をテーマとした国際会議の実施、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」 への参加) への参加等、一定の成果があった。

評価の切り口3:二国間協定締結への取組、右に基づく協力の推進等

日ユーラトム原子力協定の発効、二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の円滑な 実施等の成果があった。

評価の切り口4:原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基 づく進展等

RCA に基づく活動(トレーニング・コースのホスト等)を実施し一定の成果があった

政策評価の結果 の政策への反映 状況

核セキュリティ分野での新たな国際的な取組へ参画し、また、二国間の原子力協力分野での新た な取組への対応を図るため、(1)国際的な核セキュリティ強化を企図する「核テロリズムに対抗 するためのグローバル・イニシアティブ」、(2)原子力分野における日米協力・協調を一層推進 するための「日米原子力エネルギー共同行動計画」、(3)正式に交渉が開始されたロシア及びカ ザフスタンとの原子力協力協定締結交渉、(4)正式な二国間原子力協力協定交渉を念頭に置いた ベトナム等との二国間原子力協議、に係る関連経費が平成20年度予算に盛り込まれた。また、G 8サミット議長国として我が国が主催する「原子力安全セキュリティグループ (NSSG)」会合 開催経費も予算要求に盛り込まれている。

(平成 20 年度予算額: 11,506 千円 [平成 19 年度予算: 4,548 千円])

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 外交演説	平成19年1月26 日	中・長期的な視野に立った、安定的な資源エネルギー確保に努めるため、ロシア、アジア大洋州諸国、中央アジア・コーカサス諸国・・・との関係強化を通じ、輸入国とエネルギー源双方の多様化を図ります。
	平成 18 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月	経済安全保障の確保(エネルギー等)、 テロとの闘い、軍縮・不拡散分野におけ る主導的な役割

施策名 科学技術に係る国際協力の推進 日本の科学技術力に対する各国の期待は大きく、外交を通じて科学技術協力・交流を促進するこ とは、科学技術の発展とともに、我が国の外交上の利益の促進にも資する。このため外務省は、協 施策の概要 定等を通じた二国間協力や、宇宙・核融合・大量破壊兵器不拡散等の分野における多国間科学技術 協力を実施し、国際社会への貢献を目指す 【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」

- (1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行 った。
- (2)核融合分野においては、当面の課題であったイーター機構設立協定、ブローダー・アプロー チ活動実施のための協定等、関連諸協定の署名に至ることができた。
- (3) 国際科学技術センター(ISTC)では米、EU 等他の支援国と協調し、安定的に支援を継続してい る。
- (4)宇宙分野においては、国際宇宙基地(ISS)計画の進展や宇宙関連の国際ルール作りの議論 に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。

【施策の必要性】

各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約すること で、科学上の課題に対するより効率的・効果的な取組を可能とし、科学技術の発展を促進するため に、条約作成や多国間プロジェクトの実施を外務省が政策として推進する必要性がある。これらの 科学に係る外交を通じて我が国の技術力を確保すると共に、我が国の科学技術力に対する各国の期 待には高いものがあることから、我が国の指導力を発揮する効果が期待される。また平成 18 年か ら5年間を対象とする我が国の第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げてお り、同計画策定した総合科学技術会議でも「科学技術外交の強化」の議論が行われている状況を踏 まえ、この面で外務省が果たす役割への期待も高まることが予想される。

【施策の有効性】

上記のような観点から、科学技術の一層の発展と応用を目指し、個々の協力案件を推進するため に二国間科学技術協力協定のような国家間の枠組みを整備し各国との二国間協力を進めるととも に、イーター事業や ISS、統合国際深海掘削計画 (IODP) など一国では実施できない大規模な国際 科学プロジェクトや、北太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)等の多国間協力、ISTC など国際 社会の平和的発展にとって重要なプロジェクトの実施を促進するため、更には宇宙等の新たな分野 でのルール作りに参加するなど、外交面で多国間の国際協力を積極的に進めていくことが重要かつ 有効である。

【施策の効率性】

科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係省庁の果たす役割が大 きいことから、関係他府省庁との適切な役割分担の結果、外務省としては協議枠組みの提供や協定 交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。こ のため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

イーター機構とブローダー・アプローチ活動の円滑な活動開始を確保するための外交活動に積極 的に取り組む。また ISS 計画の進展に向け関係国との調整を進めると共に、宇宙に係るルール作り にも関与する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

我が国及び国際社会の科学技術を発展させること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:二国間科学技術協力の各種枠組みを通じた対話と協力の実施状況

平成18年度には、米国、英国、ドイツ、オーストラリア、ノルウェー、フランス等との間で会 合を実施して各種分野の協力を議論した。

評価の切り口2:イーター事業、ブローダー・アプローチ活動実施の進捗状況 イーター機構設立協定並びにブローダー・アプローチ活動実施の協定等に署名が行われた。

評価の切り口3:ISS 計画の進展確保及び宇宙に関する法的枠組み進展のための外交上の措置の実 施状況

ISS 計画の実施及び宇宙に関する法的枠組み形成の議論において我が国の利益を確保するための 外交上の取組を続けた。

評価の切り口4:ISTC を通じた大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換状況 事務局経費の負担やプロジェクト経費への追加支出を行い、支援を継続して貢献した

価結果の概要と 達成すべき目標 等

施策に関する評

政策評価の結果 の政策への反映 状況

イーター機構とブローダー・アプローチ活動の円滑な活動を確保するための外交活動に積極的に 取り組むため、ITER推進経費を増額要求した。

また科学技術外交強化のため「国際科学技術研究開発協力政策費」を活用して委託調査を行うほか、

科学技術外交強化に必要な定員要求を行った。 (平成 20 年度予算額:6,605 千円[平成 19 年度予算:7,503 千円])			503 千円])	
	施政	方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会	施政方針演説	平成19年1月26 日	海洋及び宇宙に関する分野は、21世紀の日本の発展にとって極めて大きな可能性を秘めており、政府としても、一体となって戦略的に取り組んでまいります。
<i>"</i>				

施策名 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTO ドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組むほか、開発問題への取組、加盟交渉の推進、紛争処理手続の活用等を行う。 経済連携強化に向けた取組として、各国との間での経済連携協定交渉を更に推進するほか、自由貿易協定等への対応についての政策的検討を推進し、可能な作業への着手を行う。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

WTO ドーハ・ラウンド交渉は一旦中断を迎えたものの、我が国からの働きかけもあり、平成 19 年 1 月には本格的に再開された。交渉の早期妥結に向け、我が国は包括的でバランスのとれた合意を目指して各国間及び多数国間での交渉に積極的に取り組んでいる。また、我が国は WTO 紛争処理制度の下で多くの紛争案件に関与してきており、平成 19 年 1 月には米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続がダンピング防止協定等に違反すると日本が申し立てた案件について、日本の主張をほぼ全面的に認める上級委報告書が採択された。

経済連携協定 (EPA) については、日・フィリピン EPA と日・メキシコ EPA 追加議定書が平成 18年9月に、日・チリ EPA と日・シンガポール EPA 改正議定書が平成 19年3月に署名に至り、日・インドネシア EPA は平成 18年11月、日・ブルネイ EPA は平成 18年12月にそれぞれ大筋合意に至るなど、目標は相当程度達成された。

【施策の必要性】

我が国はこれまで GATT/WTO の多角的貿易体制の下で貿易を行うことで、差別的な待遇を受けることなく自由な貿易が可能となり、経済的な繁栄を享受してきた。現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現することは、我が国の繁栄及び世界経済の発展、途上国の開発の促進に寄与する望ましい方策である。加えて、WTO 加盟国間の貿易紛争解決のために紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。

また、WTO 体制を補完する取組として、自由貿易協定(FTA)を含む経済連携協定(EPA)の推進も重要な課題となっている。

我が国は、我が国の貿易の4割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、貿易・投資の自由化にとどまらず、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に構築することが必要である。

【施策の有効性】

- (1) ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導くことは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現する上で重要である。また、積極的に交渉に取り組み、包括的かつバランスのとれた交渉成果を達成することは、我が国の利益を確保する上で有効である。
- (2)近年、WTO 加盟国数の中で途上国の割合が増加(150 か国のうち約5分の4)しており、途上国の同意なくしてWTOの決定を行うことは困難となっている。途上国の多角的貿易体制への統合を促進するための支援策として我が国が平成17年12月に発表した「開発イニシアティブ」を着実に実施していくことは、多角的貿易体制の信頼性を維持・強化していく上で有効である。
- (3) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。
- (4) 我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、WTO を補完する二国間/地域的な経済的枠組みが構築されつつある。
- (5) 日・マレーシア EPA が平成 18 年 7 月に発効し、発効後 6 か月間の両国間の貿易額は前年同期比で 15.5%増加した。
- (6) 目・フィリピン EPA は平成 18 年 9 月、日・チリ EPA は平成 19 年 3 月にそれぞれ署名に至った他、日・インドネシア EPA は平成 18 年 11 月、日・ブルネイ EPA は平成 18 年 12 月にそれぞれ大筋合意に至り、現在署名に向けた条文確定作業等を進めている。また、湾岸協力理事会(GCC)との間では平成 18 年 9 月、ベトナム及びインドとの間では平成 19 年 1 月に第 1 回交渉を開催し、スイス及び豪州との間では、平成 18 年 12 月に EPA 交渉を開始することに合意した
- (7) 現在進行中のEPA 交渉においても、高い水準の自由化を目指すとともに、投資、人の移動、知的財産/競争/政府調達等の分野のルールづくり、協力等を含む幅広いEPA を推進している。
- (8) EPA 交渉相手国・地域は「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に基づいて選定した上で、政府一体となって経済連携を推進しており、我が国の経済的利益の確保と、相手国・地域との政治的パートナーシップの強化を目指している。

【施策の効率性】

限られた資源の中、我が国は主要国の一員として WTO の交渉プロセスに積極的に関与し続けており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

限られた資源の中、多数の EPA が署名または大筋合意に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTO ドーハ・ラウンド交

渉の最終妥結に向けて取り組む。

EPA 交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、それ以外の各国・地域との経済連携強化にも積極的に取り組んでいく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標】

- (1) WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること
- (2) (1) を補完するための二国間及び地域的な経済連携の強化

(平成 20 年度予算額: 194, 266 千円 [平成 19 年度予算: 201, 184 千円])

【目標の達成状況】

評価の切り口1:ドーハ・ラウンドの最終妥結に向けた我が国の貢献、日本の立場の反映状況 主要国の一員として積極的に交渉に関与。平成18年7月の交渉中断後も、交渉再開に向けて積 極的に取り組み、11月からの実務レベルの交渉再開に大きく寄与。平成19年1月に交渉が本格的 に再開した後は、交渉の早期妥結に向け、包括的でバランスのとれた合意を目指して各国間及び多 数国間での交渉に積極的に取り組んでいる。

評価の切り口2:経済連携協定の締結数、交渉の推進状況

昨年(平成 18 年 3 月現在) 3 か国とEPA協定を署名済み(大筋合意を含めると 5 か国)であったのが、平成 19 年 3 月現在では 5 か国と署名に至った(大筋合意を含めると 8 か国)。また、平成 18 年度には、新たにブルネイ、GCC、ベトナム、インドと EPA/FTA 交渉を開始し、スイス、豪州との EPA 交渉開始を決定した。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

昨年度に引き続き、(1) WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること、(2) (1) を補完するための二国間及び地域的な経済連携の強化、という目標を達成するため、予算要求を行った。

平成 19 年度 重点外交 関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも の)

施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) ・国際的な規範形成を含む多数国間の枠 組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等) での積極的貢献と「法の支配」の強化 平成 19 年度 重点外交政策 平成 18 年 7 月 ・世界及び日本経済の成長の基盤整備へ の積極的取組 (EPA/FTA の推進、知的財産 権保護の強化、日本企業支援を含む。) 経済連携の強化は、お互いの国に市場の 拡大という大きな恩恵をもたらし、国内 の改革にも資するものであります。ASEAN 平成19年1月26 第 166 回国会 施政方針演説 などとの経済連携協定や日中間の投資協 H 定の早期締結と、WTO ドーハ・ラウンド交 渉の早期妥結に取り組みます。

施策名	グローバル化の進展に対応する国際的な取組
施策の概要	G8サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしており、我が国として、その議論、及び協調行動に積極的に参加し、貢献する。OECDでは、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために、積極的に議論に参加及びリードする。これらG8、OECD等の国際的な取組を通して、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、また、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

- (1) G8については、平成17年度に行われたグレンイーグルズ・サミットで合意した事項のフォローアップを確実に行うと共に、平成18年度のサンクトペテルブルク・サミットにおいても積極的に議論に参加し、発出された成果文書に我が国の考え方を反映させた。
- (2) 0ECD では閣僚理事会や各委員会活動等に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動に積極的 に取り組み、これら諸国とも関係強化を行った。
- これらにより国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見た。

【施策の必要性】

G8サミットと OECD は、ともに国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ会議、機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するために積極的に参画する必要がある。

- (1) G8サミットではその時々に最も重要と認識され、首脳間で議論し対処してくことが適当な 国際経済をはじめとした国際社会の課題を常に取り扱い、大きな影響力を持っている。そのた め、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済等の枠組みを強化するためには、G8 サミットに積極的に参加し貢献する必要がある。
- (2) (イ) OECD は、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査(ピア・レビュー)やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて「先進国標準」が醸成されていくことや、先進国が共通して直面する政策課題についての調査・分析を通じて政策提言を行う等の先導的役割を果たすことにある。
 - (ロ) このような OECD の機能を積極的に活用し、我が国にとり望ましい国際環境をつくることが必要である。このため、OECD の各種の会議に、パリの我が国常駐代表部や本国より担当者を派遣し、積極的に議論に参加してきた。
 - (ハ) グローバル化が進展し、また、中国、インド、ブラジルといった非加盟国の経済的な 重要性が増大する中、OECD 自身の価値を一層高めるためにも、OECD の主要な機能であ る国際的なルールづくり、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化するこ とは重要である。

【施策の有効性】

- (1) G8サミットではその時々に最も重要と認識され、首脳間で議論し対処してくことが適当な 国際経済を始めとした国際社会の課題を常に取り扱うものであり、G8諸国間の取組は国際社 会全体へ大きな影響力及び実効性がある。よって、我が国にとって望ましい形でグローバルな 国際経済の枠組み(ルールメーキング)を強化し、非加盟国支援活動を支援する上でも積極的 に参加し貢献することが有効である。
- (2)(イ)ルールメーキング及び政策協調への参画

OECD におけるルールメーキング及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。

(ロ) 非加盟国協力活動の支援・促進

OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策を実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より、また世界標準の対等な競争環境を整備することを通して我が国企業の利益となるとの観点より有効である。

【施策の効率性】

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成のためには、二国間の枠組だけでは解決が困難なことも多く、G8、OECDをはじめとしたマルチの枠組へ参画し、活用することが必要である。

ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

平成 18 年度取り組んだ国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的参画を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

国際経済秩序形成に積極的に参画すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:G8によるグローバルな課題における我が国の貢献状況

G8サンクトペテルブルク・サミットにおいて我が国は積極的に貢献し、発出されたそれぞれの成果文書に、我が国の考え方を反映させた。主要議題の一つであるエネルギー安全保障においては、我が国より主張した、エネルギー効率の向上を徹底し、エネルギー集約度を低減するための国月目標につき検討することに合意した。北朝鮮問題については、小泉総理(当時)より、北朝鮮が六者会合に即時かつ無条件に復帰すべきであること、また、ミサイル、核、拉致問題を包括的に解決する必要があるとした。これに対し各国より、日本の立場を支持する発言が行われ、議長総括及び不拡散に関する成果文書に我が国の主張が盛り込まれた。

評価の切り口2:OECDにおけるグローバルな課題への対応における我が国の貢献状況

- (1) ルールメーキング及び政策協調への参画
 - (イ) 「投資環境改善のための政策ガイドライン」に関する作業が進展し、平成 18 年 5 月に完成。
 - (ロ) OECD 模倣品被害報告書案について、OECD 事務局案が作成された。
 - (ハ) OECD 贈賄作業部会では締約国間の相互審査 (ピア・レビュー) が進展。平成 18 年度においては、我が国として書面報告を行った。
- (2) 非加盟国協力活動の支援・促進
 - (イ) MENA-OECD は、平成18年度末から第2フェーズに入り、国別投資政策案が作成されている。
 - (ロ) NEPAD については、平成18年に第1回ラウンド・テーブル会合が開催された。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

平成 18 年度に取り組んだ国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題に対応する中で国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的参画を行うために、予算要求を行った。

(平成 20 年度予算額: 12,613,012 千円[平成 19 年度予算: 69,080 千円])

関係する施政方針演説等内閣の
重要政策 (主なも の)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等)での 積極的貢献と「法の支配」の強化

施策名	重層的な経済関係の強化
施策の概要	(1) APEC アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進に寄与。我が国もセミナー開催やイニシアティブの提案等を通じ積極的な役割を果たした。 (2) ASEM アジア欧州会合(ASEM)の首脳会合、その他閣僚会合を通じ、アジアと欧州の間の対話と協力の進展に寄与。我が国は、平成18年9月の第6回首脳会合に向けて、フィンランドと共同で「ASEMの10年」報告書を作成、ASEMヴァーチャル事務局の立ち上げへの貢献等、ASEMの将来に関する作業等に積極的な役割を果たした。 (3) EU 日本企業の利益増進・保護のため、日・EU間の定期首脳協議、規制改革対話等様々な協議を行っており、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行っている。また、欧州各国とも二国間経済関係の強化を図っている。更に、日・EUは国際貿易(WTO)、エネルギー、環境等、共通の国際的関心事項について、協力して取り組んでいる。
施策に関する評	【評価結果の概要】

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

- (1) ボゴール目標の達成に向けた具体的な行動計画の策定等の取組に積極的に貢献することにより、APEC における貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。
- (2) ASEM の各種会合及び取組への貢献を通じて、政治、経済、社会・文化などの分野において具体的な対策と協力の推進に寄与した。
- (3) 日・EU 定期首脳協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化について協議が進展した。

【施策の必要性】

- (1) APEC
 - (イ) APEC はアジア太平洋地域の 21 の国・地域 (エコノミー) が参加し、世界の人口の約4割、GDP の約6割、貿易量の約45%を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約4分の3、APEC の域内貿易率は約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や共通の価値観の共有を促進することが重要な課題。
 - (ロ) このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

(2) ASEM

- (イ)アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。
- (ロ)経済分野では、環境問題やエネルギー安全保障を含む持続的な開発についての協力のほか、 両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM 各国間で文化と 文明間の対話を進め、地域情勢やテロ等の安全保障上の脅威について一致して協力していく 方策について意見交換を進める必要がある。
- (ハ) 日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア側参加各国間の協力関係を強化し、将来の共同体形成も視野に入れたアジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

(3) EN

平成13年に首脳レベルで発出された「日・EU協力のための行動計画」を着実に実施する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日・EU間の双方向の直接投資促進のための施策が必要である。我が国とEUは、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含め様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

【施策の有効性】

(1) APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対し APEC メンバーが協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

(2) ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

(3) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化には、様々な協議の枠組みを活用し、多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU 間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。なお、近年、ビジネス界との連携を強化しており、引き続き定期的にビジネス界からの提言を受け、政策への反映に努める。

【施策の効率性】

(1) APEC

地域経済統合に関する報告書の作成にコンセンサスが得られるなど、地域連帯の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) ASEM

ASEM 第6回首脳会合に向けて、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) EL

日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU 間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目的達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

- (1) ボゴール目標達成に向け、更なる貿易・投資の自由化・円滑化を促進するとともに、貿易の安全確保等の更なる促進。各種プロジェクトを通じた域内経済協力の一層の強化。
- (2) ASEM 第8回外相会合のほか、各種会合、専門家レベル会合等への効果的な対応。ヴァーチャル事務局の機能性向上等。
- (3) EU の拡大と深化により、EU の共通政策から我が国が受ける影響がますます大きくなる中で、EU 各機関への働きかけ、EU への変化への対応に更にきめ細かく取り組んでいく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

- (1) APEC 及び ASEM を通じて具体的な対話と協力を促進することにより、地域(間)連帯を強化すること。
- (2) 日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力を推進すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1: APEC における貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力の推進状況及び右への外部の意見。

平成 18 年 11 月の首脳会議及び閣僚会議に向けた準備過程において、WTO・DDA(ドーハ開発アジェンダ)の交渉再開を促す独立文書を作成し、これを採択した。また、ボゴール目標の達成に向けた今後の道程を具体化するハノイ行動計画、物品貿易など 6 分野における FTA(自由貿易協定)モデル措置、知的財産権保護のための模造品・海賊版対策に係る、APEC 事務局強化などを柱とする APEC 改革案等、幅広い分野でのイニシアティブ等の採択・承認に貢献した。

評価の切り口2:ASEMにおける対話と協力の進捗状況及び右への外部の意見。

平成 18 年 9 月の第 6 回首脳会合に向けた準備過程において、日本はフィンランドと共同で今後の ASEM のあり方を検討する「ASEM の 10 年」報告書を作成。また、右首脳会議では、日本の貢献により ASEM ヴァーチャル事務局が立ち上げられた。アジア欧州財団(ASEF)第 19 回理事会を平成 18 年 11 月に東京で開催し、ASEF 事業をいかに ASEM の優先分野と関連づけるかについての議論に貢献した。

評価の切り口3:EUとの対話・関係強化の進捗状況及び右への外部の意見。

日・EU 規制改革対話等の日・EU 間協議および欧州各国との二国間の枠組みをとおして、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献した。

日欧経済関係強化戦略会議における在欧州日本企業の要望の聴取や、BDRT を通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対 EU 経済政策等に反映させた。

[APEC]

今後も APEC 地域間連携を強化していくため、APEC 域内におけるビジネス関係者の移動の促進、アジア太平洋地域の重要な課題に関する情報共有メカニズムの整備、APEC と連携する産・官・学から成る太平洋経済協力会議の運営等のための経費について引き続き要求した。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

(ASEM)

19年度の評価において、環境問題やエネルギー安全保障を含む持続的な開発についての協力の促進の必要性が示された。これを踏まえ、20年度予算においては「気候変動対策セミナー」を我が国主催で開催することを要求した。また、アジア・欧州両地域間の幅広い交流を強化する必要性が示されていることを踏まえ、引き続き各種 ASEM 会議に積極的に参加するべく会議参加費用を要求した。また、平成19年度補正予算にて、「対アジア鳥・新型インフルエンザ対策支援事業」のための拠出金として、31,85百万ドル(36億9460万円)を要求した。

	【EU】 ・ 日EU間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を促進するための経費について、引き続き要求した。 ・ 日・EU 間の共通の国際的関心事項への取組を強化するための経費について、引き続き要求した。 (平成 20 年度予算額:82,510 千円[平成 19 年度予算:85,396 千円])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保(3)日本外交の深化によるグローバルな課題への対応・国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等)での積極的貢献と「法の支配」の強化

施策名	経済安全保障の強化
施策の概要	経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るために、二国間を含む他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点を持ちつつ、エネルギー・鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力の推進、海賊問題への取組、国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益(海洋資源等)の確保へ向けた取組を行っている。
16 66 1 - DD 16 7 5T	

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

以下の成果等を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき、想定以上に大きな進展があった。

- (1) 平成 18 年 7 月、G8 サンクトペテルブルク・サミットにおいて、エネルギー安全保障が取り上げられ、我が国の主張も踏まえつつ、「世界のエネルギー安全保障」文書(含む「サンクトペテルブルク行動計画」)に合意するなど、世界のエネルギー安全保障の強化に向け、国際社会の連携を一層強化することができた。
- (2) 平成 18 年 12 月、加盟国を中心に世界のエネルギー安全保障を担う国際エネルギー機関(IEA) の次期事務局長に、我が国が擁立した田中伸男 OECD 事務局科学技術産業局長が選出され、欧州諸国が加盟国の多数を占める同機関におけるアジア太平洋地域のプレゼンスを高めることができた。
- (3) FAO (国際連合食糧農業機関)を通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。一次産品については、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行なうことができた。
- (4)海賊問題への取組に関し、平成18年9月にアジア海賊対策地域協力協定が発効し、同年11月に設立された情報共有センターの初代事務局長として伊藤嘉章国連代表部公使を派遣し、海賊対策に対する我が国の積極姿勢を打ち出すことができた。

【施策の必要性】

- (1) 我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存しており、例えば、エネルギー資源はその8割以上を海外からの供給に頼っている。また、食料に関しても、日本の自給率(カロリーベースで約4割)は主要な先進国の中で最低水準にある。さらに漁業についても、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、安定的で持続的な供給のための国際協力や国際的な枠組作りに積極的に参画することは必要不可欠である。
- (2) また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。さらに、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。
- (3) 我が国の経済安全保障の確保上、海賊等の脅威が引き続き深刻であること、また、原油価格の高騰、一部の国における資源の国家管理の強化に見られるような現在の国際エネルギー情勢及びグローバルなエネルギー市場の進展を考慮すると、こうした経済安全保障分野の取組を強化していく必要がある。

【施策の有効性】

(1) エネルギー等

世界のエネルギー安全保障を確保するために、需要面では、省エネ及びエネルギー効率の向上の世界への伝播を通じた需要の抑制、供給面では、生産国との関係強化、輸送路の安全確保、投資の拡大及び代替エネルギーの開発・利用の促進、更に供給途絶等の緊急時対応として国際社会における石油備蓄制度の導入促進と備蓄放出制度の整備・運用を図ることが有効である。

(2) 食料問題

我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に取り組むことが有効である。

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保を図り、同資源の安定供給を長期的に確保するためには、二国間・多国間の交渉・協力、具体的には以下のような取組が有効である。

- (イ)海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のための国際的協力の推進
- (ロ) 国際捕鯨委員会 (IWC) における持続可能な利用を支持する加盟国との協調、持続可能な利用の原則の支持の積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」(特に米国)との対話

(4)海洋問題等

(イ) 海賊問題

エネルギー資源等輸入物資の安定供給を担う我が国海上輸送の安全確保のためには、海賊問題への積極的対応とそのための国際協力の推進、具体的にはアジア海賊対策地域協力協定の枠組の下での協力の推進やキャパシティ・ビルディングを通じた関係各国への対策の働きかけが有効である。

(ロ) 国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益(海 洋資源等)の確保

海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議

への積極的参画を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が有効である。また、我が国の大陸 棚限界延長作業に貢献するためには、国連等からの情報収集、関連会議への対応が有効である。

【施策の効率性】

限られた資源の中、エネルギー安全保障、食料安全保障、及び、漁業・海洋問題に対応する施策が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

原油価格は依然として高水準で推移しており、国際エネルギー市場の安定に向けて協力の強化が必要。また、省エネ及びエネルギー効率の改善等、環境面での配慮も重要な課題。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

エネルギー・鉱物資源、食料問題、漁業、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の 持続可能な形での安定供給を確保すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:エネルギー等の安定供給のための国際協力の進捗状況

- (1) G8 サンクトペテルブルク・サミットにおいて、エネルギー安全保障が取り上げられ、我が国の主張も踏まえつつ、「世界のエネルギー安全保障」文書(含む「サンクトペテルブルク行動計画」)に合意するなど、世界のエネルギー安全保障の強化に向けて、国際社会の連携を一層強化することが出来た。
- (2) 平成 18 年 12 月、加盟国を中心に世界のエネルギー安全保障を担う国際エネルギー機関 (IEA) の次期事務局長に、我が国が擁立した田中伸男 0ECD 事務局科学技術産業局長が選出され、欧州諸国が加盟国の多数を占める同機関におけるアジア太平洋地域のプレゼンスを高めることができた。
- (3) エネルギーの貿易及び通過並びに投資の自由化・保護等について規定する唯一の国際約束であるエネルギー憲章条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議において、河村武和欧州連合日本政府代表部大使が議長に就任し、同条約の拡大、加盟国による条約の履行を一層確実にすべく我が国として積極的に取り組む姿勢を打ち出すことができた。

評価の切り口2:我が国の食料安全保障の確保等を視野に入れた我が国の取組

- (1) FAO を通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。
- (2) 一次産品については、IGC、ICO等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を 行なうことができた。

評価の切り口3:海賊問題への対応における国際協力の状況

アジア海賊対策地域協力協定が平成 18 年 9 月に発効し、11 月に設立された情報共有センター初 代事務局長に伊藤嘉章国際連合日本政府代表部公使が選出された。

評価の切り口4:我が国の海洋における経済的権益(海洋権益等)の確保の努力

海洋法に関する各種会合への参加を通じた他国との意見交換や、大陸棚限界延長に関する他国専門家との協議を通じた情報収集、情報共有を行った。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

- 経済安全保障については、IEA等を通じた消費国間の関係、IEF等を通じた生産国との関係を強化しつつ、我が国へのエネルギーの安定供給の確保、エネルギー効率・省エネ推進等に向けた国際的取組の強化ための予算要求を行い、2名の定員要求を行った。また、食料の持続的な生産・安定的な供給のため、FAO、IGC等国際機関への分担金等の予算要求を行った。
- 海洋・漁業については、我が国の海上輸送の安全確保のため、アジア海賊対策地域協力協定下で設置された情報共有センターへの任意拠出の継続等のための予算要求を行った。また、平成21年1月を目途とする我が国の大陸棚限界延長情報提出に向けた作業の促進のための予算要求、鯨類資源を含む海洋生物資源の保存・持続可能利用の確保等を目的とした国際漁業機関の会合への積極的参加のための予算要求を行った。

(平成 20 年度予算額: 31,642 千円[平成 19 年度予算: 42,501 千円])

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)

ち の	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
5	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	(1) 我が国の平和と安全の確保 領土問題の解決、海洋権益の確保に向け た粘り強い外交 (4) エネルギーの安定供給確保 中東等エネルギー供給国やアジア等の消 費国間での関係強化 シーレーンの安全確保 エネルギー効率、省エネ推進に向けた国 際的取組の促進
	第 166 回国会 施政方針演説	平成 19 年 1 月	世界最高水準にある我が国のエネルギー、環境技術を活用し、中国をはじめとするアジアに対し、省エネ・環境面での協力を進めます。

	海洋及び宇宙に関する分野は、21世紀 の日本の発展にとって極めて大きな可能 性を秘めており、政府としても、一体と なって戦略的に取り組んでまいります。

施策名 海外の日本企業支援と対日投資の促進 日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業への支援と対日直接投資の促進 を通じ、その牽引力である民間の活力を最大限に引き出すための取組。 (1)海外における知的財産権保護強化に向けた取組 模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組の提唱、在外公館における知財担当官の任命・ 対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けた取組。 (2) 日本企業支援 施策の概要 日本企業支援窓口を通じた相談・支援など日本企業の海外展開への積極的なバックアップ。 (3)対日直接投資 ①地域への投資を促進、②スピード感をもった包括的な投資環境整備、③広報活動を通じた 一層の理解促進を柱とした「対日直接投資加速プログラム」(平成18年6月20日策定)に基 づき、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、租税 条約や社会保障協定の締結や交渉等を通じて、対日直接投資の更なる促進に努めている。 【評価結果の概要】

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1)模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組構想の実現に向けて、関係国間で議論を行っている。
- (2) ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげてきている。
- (3) 2006 年末の対日直接投資残高が 12.3 兆円 (一次推計値) まで伸びた。

【施策の必要性】

- (1) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。
- (2)近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。
- (3)対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

【施策の有効性】

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備を推進している。

(1)海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止のための国際的な法的枠組構想につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を築くことが期待できる。また、日中、日韓、日米、日 EU 間の二カ国間の対話を継続することにより、海外の模倣品・海賊版対策を促進し得る。また在外公館において知的財産担当官の対応力を強化することにより、海外における日本企業支援及び各国との連携を促進することが期待できる。

(2) 日本企業支援の現状

日本企業支援をより効果的に行うため、平成 11 年に策定した「日本企業の海外における活動支援の活動支援のためのガイドライン」を平成 17 年 12 月に改訂し、これまで以上に積極的な対応をできるようにしている。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をすることを可能としている。さらに、平成 18 年には一部公館(タイ、インド、チリ)において「日本企業支援センター」を設置し、企業側からの照会、相談への対応を強化している。

(3)経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進 平成 18 年末の対日直接投資残高は、前年比約 4000 億円増の 12.3 兆円(一次推計値)まで 伸びた。

【施策の効率性】

関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、目標達成に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

- (1) 知的財産権保護強化のため、関係各国と協力しつつ、その対策を強化していく。
- (2) 更なる日本企業支援体制充実のため、「日本企業支援センター」を拡充する。
- (3) 平成 18 年 6 月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年までに対日直接投資残高を GDP 比約 5%とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日直接投資の促進等を通じた 日本経済の構造調整を活性化すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:海外における知的財産権保護強化に向けた取組の現状

模倣品・海賊版対策のためのネットワークづくり:「知的財産推進計画 2006」に沿って、外交ル ートを通じて、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組の提唱、在外公館における知的財産 担当官任命等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日 EU 間での対話の継続、G8サミット、 APEC、OECD 等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけ、WTO・TRIPS 理 事会や世界知的所有権機関 WIPO 等における議論への参画を行ってきた結果、世界各国・各地域よ り模倣品による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、 模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組につき、各国に対して一定の理解が浸透しつつある こと等の効果があり、目標に向けて進展があった。

評価の切り口2:日本企業支援の現状

我が国の各国大使館・総領事館からの報告から明らかなように、ビジネス環境の整備、現地政府 による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげてきている。また、国内に おいても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をアピールするとともに ニーズ把握にも努めた結果、個別企業のニーズへの一層の対応や官民共催での在外公館施設の活用 等、外務省の取組を評価する実績報告が多くあった。

このような活動は、各国との租税条約、社会保障協定の締結及び交渉と相まって、海外で活躍す る日本企業の活動を支援することとなっている。

評価の切り口3:経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日投資の促進

- (イ) 在外公館のネットワークの活用: 在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的 な広報を実施。また、ジェトロ等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを 開いている。また、主要在外公館長には「我が国経済の一層の活性化・強化のため、対日直接 投資に関する広報および有望案件の発掘等に努める」よう訓達している。これら活動を通じ、 海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させる効果が見られて いる。
- (ロ)種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介:「日米投資イニシアティブ」や「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」、またその他国際会議等での議論の場をとらえて我が 国の取組を鋭意アピールした結果、諸外国政府が我が国の投資環境整備に関する取組に対する 理解を深める効果を生んでいる。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

昨年度に引き続き、(1)海外における知的財産権保護強化に向けた取組、(2)日本企業支援 (3) 対日投資の各施策の強化を図り、予算要求を行った。また、知的財産分野における外交政策 を総合的観点からとりまとめを推進し、我が国の知的財産に対する国際的取組を更に強化するた め、平成20年度外務省経済局国際貿易課に「知的財産室」の新設を要求した(弾力化措置によっ て実現)。

(平成 20 年度予算額: 15,980 千円[平成 19 年度予算: 16,017 千円])

関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策(主なも
の)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 164 回国会 外交演説	平成 18 年 1 月	日本企業の活動を世界で支えていくこと は、我が国外交が最も重んじる仕事の一 つであることは言うまでもありません。
第 166 回国会 外交演説	平成 17 年 9 月	知的財産権の保護・強化に向けた国際的 な取組にも、引き続き注力致します。
第 164 回国会 施政方針演説	平成 18 年 1 月	外国からの日本への投資を 5 年間で倍増 させる計画は、着実に進展しています。

施策名	人間の安全保障の推進
施策の概要	国際社会における「人間の安全保障」の概念の普及のため、我が国主導で「人間の安全保障フレンズ」を立ち上げた他、シンポジウムや国際会議を開催、EU や欧州安全保障・協力機構(OSCE)等の人間の安全保障関連の各種会議に出席、協力した。また、各種フォーラムや二国間文書に「人間の安全保障」を反映させるため各国・機関に働きかけを実施した。 「人間の安全保障」の実践のため、「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じた支援を実施した。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった」 (理由)

人間の安全保障の関心国の拡大を目的に「人間の安全保障フレンズ」の立ち上げを主導した他、シンポジウムや国際会議を開催した。また、日・EU 定期首脳協議の共同プレス声明、APEC ハノイ宣言等数多くの国際的フォーラムの採択文書、日ベトナム共同声明、日インドネシア共同声明、日英共同声明、日モンゴル共同声明、安全保障に関する日豪共同声明の二国間協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。現場での人間の安全保障を増進するため、「人間の安全保障基金」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による具体的な事業を着実に実施した。

【施策の必要性】

「人間の安全保障」は、グローバル化に伴い、感染症、貧困、紛争等、従来の国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に国際社会が直面する中で、国家の安全保障を補完するものとして、個人一人ひとりの保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて国づくりを進めようとする考え方である。我が国は、「人間の安全保障」を外交の柱の一つとし、リーダーシップを発揮して国際社会に同理念を推進している。また、我が国は「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無資金協力」を通じて同理念の実践に取り組み、これら支援の実施国、国際機関及び関係 NGO 等から高い評価を得てきている。

したがって、我が国として引き続き「人間の安全保障」分野で指導力を発揮し、「人間の安全保障」の理念に対する国際社会の理解を深め、「人間の安全保障」を推進していくことが必要かつ適当である。

【施策の有効性】

「人間の安全保障」は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、「人間の安全保障」に対する各国の考え方・立場は未だ様々であることから、以下の施策を通じ、国連等国際的フォーラム及び現場レベル双方で引き続き「人間の安全保障」について議論し、様々な状況下で同理念を普及・実践していくことが有効である。

- (1) 国際会議、二国間会談等の場を通じた「人間の安全保障」の理念の普及を促進。
- (2) 「人間の安全保障フレンズ」を通じた、国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大。
- (3) シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報。
- (4) 我が国のイニシアティブにより平成 11 (1999) 年に国連に設置された「人間の安全保障基金」の運営を通じ、紛争、感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした国際機関のプロジェクトの支援。
- (5)「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じ、紛争・感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした NGO 等市民社会のプロジェクトの支援。

【施策の効率性】

国連、APEC等様々な国際的フォーラムでの「人間の安全保障」の言及、関心国との協力関係の強化、世界各地における「人間の安全保障基金」等を通じたプロジェクトの進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

平成20年に我が国が主催するTICADIV、G8サミットに向けて、「人間の安全保障」の更なる普及に向けた取組、現場での同理念の実践に向けた取組の双方を強化する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

人間の安全保障の概念を普及させ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっている地球規模の課題の解決に貢献すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:「人間の安全保障基金」によるプロジェクトの承認・実施状況

「人間の安全保障基金」を通じた具体的な事業の実施が着実に進展した。平成 18 年度に決定したプロジェクト数は 21 件(アフリカ8件、東アジア1件、東南アジア2件、南アジア1件、中央アジア2件、オセアニア1件、中南米5件、中東1件)。プロジェクト総額は3千6百万ドル。

評価の切り口2:「人間の安全保障フレンズ」等を通じた人間の安全保障の普及 平成18年10月、我が国主導で、非公式・オープンエンドなフォーラムである「人間の安全保障

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

	フレンズ」を立ち上げ、第1回会合を 間の安全保障への関心国拡大に貢献し		開催。23 カ国・8 国連機関等が出席し、人 ズ会合を平成 19 年 4 月に開催予定。
	日・EU 定期首脳協議の共同プレス 書や日・ベトナム共同声明、日イント	声明、APEC ハノイ ドネシア共同声明、	における人間の安全保障への言及状況 宣言等数多くの国際的フォーラムの採択文 日英共同声明、日モンゴル共同声明、安全 人間の安全保障」への言及を確保した。
	平成 18 年度の「草の根・人間の安	全保障無償資金協力 キ戸及び公衆トイレ	力」に基づくプロジェクトの実施状況 力」実施案件数は 1,212 件、総額約 107 億 建設計画」等、「人間の安全保障」の目指
政策評価の結果 の政策への反映 状況	人間の安全保障を外交政策の一つの柱として位置付けている我が国政府にとり、人間の安全保障概念の普及及びその実践のための事業は極めて重要であるところ、そのより効果的な実施を行うための体制を確保するべく予算要求を行った。 (平成20年度予算額:79,448千円[平成19年度予算:25,355千円]		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 18 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月	2. 自由で豊かな世界を目指す外交(2)世界の貧困削減と成長等への貢献「人間の安全保障」の推進
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (3) 日本外交の深化によるグローバルな課題への対応 ●「人間の安全保障」の推進

施策名	国際的お仇奴ひたるかと母沈后具体	への形织			
加 束石	国際的な枠組みを通じた感染症対策の世界エイズ・結核・マラリア対策		金)に対し、平成18年3月に約1.3億		
施策の概要	ドル、平成19年3月に約1億8600万ドルを任意拠出し、世界基金が進める低中所得国における三大感染症対策への支援に貢献した。 世界基金の理事会において、理事国として世界基金の運営に積極的に関与した。				
施価達等 策結成 に果す 関のべ す概き	出額を保護している。 (暦額は12月が前に大きなに関する。 (暦のでのにいる。 (暦のでのにいる。 (暦のでのにいる。 (暦のでのにいる。 (暦のでのにいる。 (暦のでのにいる。 (暦のでのにいる。 (暦のでのにいる。 (暦のでのにいる。 (暦のでのにいる。 (世上となる) (本のでのにいる。 (本ののでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでのにいる。 (本のでは、まの、 (本のでは、まのでは、まのでは、まのでは、まのでは、まのでは、まのでは、まのでは、ま	なり、大力を大力で表表 ことのであるさい。 これでようのであるさい。 これで実る状 争るさ 続ま期 援 染り8万比期大対核 金億た策ド 支な イア国上 感療迅施。況 入。れ きた期 援 染り8万比期大対核 金億た策ル 接っ ズジの国 症みな階た日 義たい 界世、 る 対の1と3学にる6 のル平援か をた 、アみの 症みな階た日 義たい 界世、 る 対の1と3学にる6 のル平援か をた 、アみの 症みな階に日 義たい 界世、 る 対の1と3学にる6 のル平援か をた 、アみの 対ら続も我的 、世。 金基定 と 支部月年%法張界、 援拠1重平 け 核始は発 策ずき国がに 調界 拠金結 援部現か増(し基マ 出8更成 て 、め三促 を、を際国監 達基 出理 の 間在らと 200 で金き	実績 国で HIV 感染率が減少している。 、世界基金による支援を受けて抗レトロウ 倍増した。また、マラリア予防用の長期残 なる 1 8 0 0 万張りとなった。更に、結核 TS)を受ける患者数も、前年から倍増して		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成19年度政策評価を踏まえ、表系の見直しにより、別の施策の下で		が、平成20年度については、政策評価体 なった。		
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 19 年度 重点外交政策 平成 18 年 7 月				

第 164 回国会 施政方針演説	平成 18 年 1 月	・(…)地球規模問題(感染症、環境等)の解決に向けた幅広い外交努力 (外交・安全補書) 「テロとの闘い、貧困の克服、感染症対策など国際社会が抱えている問題に対して、ODAの戦略的活用や人的貢献により、日本も積極的に協力してまいります。」

施策名	地球環境問題への取組		
施策の概要	や国際機関を通じた取組を推進し、ま 的取組を促進した。 持続可能な開発の不可分の一部をな	たこうした枠組みなす防災について、ま	界的に実現するために、多数国間環境条約 がない分野に新たな議論の場を設けて具体 段が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、 ことにより、持続可能な開発の実現に努め
施価達等に果する要目を持続しているのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	約定するとは、 のをするとみ」のという。 を対したののでは、 のをするとみ」のという。 では、 のをするとみ」のでは、 のをするとみ」のでは、 のをするとみ」のでは、 のをするとみ」のでは、 のをするとみ」のでは、 のをするとのでは、 のをするとのでは、 のをするとのでは、 のをするとのでは、 のででするとでは、 のででするでは、 のででするとでは、 のででするとでは、 のででするとでは、 のででは、 のででは、 のでは、	で と	政策の普及に貢献したため。 能な問題であるため、多数国が参加可能な 範な面に関わるものであるため、取組の相違 。 ものであり、災害による被害を 10 年 数国間環境条約などの国際的枠組みののであり、 がラインの取組に生かすことが目的 にも対応したものとなり、施策を実施する にも対応したものとなり、施策を実施する は、等】 及び国際会議の開催を通じて地球環境問題 こと。 結及び実施による、地球環境問題の解決、我 を行うことにより、地球環境問題に関める。 整備されてきた多数国間環境条約の締結・ を行うことにより、地球環境問題に関する 対する議論と取組の進捗度(国際 を行うことにより、地球環境問題に関する 対する大の発信と定
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成20年度予算要求及び定員要求に反映。今後の方針として、地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組みを促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組み及び新たな課題に対する議論の促進に努める。 (平成20年度予算額:56,122千円[平成19年度予算:21,929千円])		
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
針演説等内閣の 重要政策 (主なもの)	平成 19 年度 重点外交政策 第 166 回国会 施政方針演説	平成 18 年 7 月 平成 19 年 1 月 26	地球規模問題(感染症、環境等)の解決 に向けた幅広い外交努力 国内外あげて取り組むべき環境政策の方
I	// 100 白色石 心吹刀刈取肌	1 /9/2 10 - 1 /1 20	向を明示し、今後の世界の枠組み作りへ

	日	わが国として貢献する

施策名	難民・国内避難民等に対する人道支援を	を通じた人道問題	iへの取組
施策の概要	てアフリカに代表されるように世界の このような人道上の問題に対し適切	様々な国や地域で に対処すると共に	内避難民・被災者を発生させており、加え は依然内乱や地域紛争等が起こっている。 困難な状況に置かれているこれら難民・国 道支援機関・ドナー各国等とも連携し、我
施価達等に果する要目	周のでは、 周のでは、 のが出来でいる。 では、 のが出れでいる。 では、 のが出れでいる。 では、 のが出れでいる。 では、 のが出れでいる。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 では、 のが出た。 のが出た。 のが出た。 のが出た。 のが出た。 のが出た。 のが出た。 のがは、	関め国ど 愛協り、 を関おと 愛て 自めた 一いない たい 民国意の幾関共このと連円 実の際長 切をるて 円分 は各 のレ援間 量 況避交ての執、い地で民な は築力的 つ進道る に資 々政 画ル確測 難 我民を考動理がのと連等道 国に積点 滑る援人 う拠 加対 びのし結 、 国対じ方反会の施通等が表する。 際積極が にこに間 上出 し話 我関で	関する主要な議論に積極的に参加し意見交の安全保障」の考えに基づいた政策提言をで、世界各地の人道支援の現場で活動してを行うことが有効である。 ているものの、人的投入資源を前年同比に等を行い、施策の目標に向けて進展があり、 が国の取組を強化していくため、国際場裡連機関との政策協議の実施、国際機関を通いく。 等】 内避難民等に対し、国際機関への支援を通
政策評価の結果 の政策への反映 状況		牛施策は継続する	が、平成20年度については、政策評価体
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも	施政方針演説等 特になし	年月日	記載事項(抜粋)
更多政策(主なもの)			

施策名 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 (1)国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成・発展に積極的に貢献すること。 (2)研究会等を通じて得られた国際法に関する知見を蓄積し、外交実務においてこれを活用すること。 (3)大学における臨時講義の実施や国際約束に関する情報を継続的にとりまとめること。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

- (1) 国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程の締結に向けた努力を積み重ねた結果、平成19年2月の 閣議決定によりICC ローマ規程及び関連国内法案を国会に提出することができ、同規程の締結 に向けて着実な進展が得られた。
- (2) 国連国際法委員会 (ILC) 委員選挙において、山田中正候補(外務省参与)がアジア・グループ第1位で再選(4期目)され、我が国として国際法の発展に引き続き積極的に参画・貢献する上で重要なポストを確保できた。
- (3) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、海洋をめぐる問題をはじめとする様々な外交課題に取り組むに当たり、国際法に裏付けられた外交政策を展開することができた。

【施策の必要性】

今日の国際社会において、グローバル化の進展に対処しつつ国際関係における様々な問題を解決し、国際関係を円滑に進展させていく上で、国際法の果たすべき役割はますます大きくなっている。このような中、新たな国際ルール作りに積極的に参画するとともに、外交案件を処理する上で国際法を的確に解釈し、国内における知見の普及を含め国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である日本として、日本国民の利益を確保していくために不可欠である。

【施策の有効性】

国際法規の形成は国際社会の秩序作りの根幹を成す作業であるため、国際的な議論の場で、我が国の意見を主張しつつ積極的な貢献を果たすことは、我が国の国益に資する国際法秩序の構築を目指す上で必要かつ効果的である。また、我が国が直面する外交課題への対処に当たっては、日頃の努力により蓄積された国際法に関する知見を活用することが重要であり、そのためには、学界・各国関係者等との積極的な意見交換が不可欠である。同時に、国際法に関する知識を国内に普及することにより、国際法の発展のための基盤を広げるとともに、我が国の外交政策について国民の理解を得ることにもつながる。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【施策の効率性】

国際法に関する国際的な議論の場に出席し、我が国の立場を一貫して主張するとともに、国内の研究会は、その時々の外交課題に照らして時宜を得たテーマを取り扱うことにより、外交実務の必要性に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

今日の国際社会において国際法の果たすべき役割は益々大きくなっており、施策の目標につき引き続き対応する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標】

- (1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。
- (2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等。
- (3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:国際法関連の国際会議への参加をはじめとする国際法秩序の構築に向けた貢献状況

ICC ローマ規程締結に向けた進展、ILC 選挙における山田委員の再選(4期目)、国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。

評価の切り口2:知見の蓄積のための会合の実施及び知見の活用状況

国内の研究者との間で研究会(計 20 回以上)を開催し、我が国にとって重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法の論点を検討し、知見を蓄積するとともに、得られた知見を直面する外交課題や国際会議の対処方針に反映させた。

評価の切り口3:国際法の普及活動の実施状況

我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータ・ベースとして公開するための作業を進め、国際法の研究促進を支援できるよう努力するとともに、公開講座や大学における臨時の講義を実施する際、学生との意見交換等を通じて、国際法に関する知識の普及に努めた。

政策評価の結果の政策への反映

平成20年度概算要求においては、今日の国際社会において国際法の果たすべき役割が益々大きくなっており、施策の目標につき引き続き対応する必要があるとの観点から、(1)国際法に関連

状況	する各種会合における我が国の立場の主張及びそのような会合における国際法規の形成及び発展の促進、(2)国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施、(3)国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的な検討への取り組みと外交実務への活用、(4)我が国の国際約束に関する情報の継続した取りまとめに要する経費を要求した。 (平成20年度予算額:22,649千円[平成19年度予算:24,526千円])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 外交演説	平成 19 年 1 月 26日	ここで、国際社会における「法の支配」 の確立に向け期待される役割を果たすため、一つお願いがございます。国際刑事 裁判所へ我が国として加盟するため、今 国会で、関連条約の締結につき、御承認 いただきたいと思います。また、紛争の 平和的解決に向けた、各種国際裁判の活 用に努めることを申し上げます。
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	領土問題の解決、海洋権益の確保に向けた粘り強い外交 国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等)での積極的貢献と「法の支配」の強化

施策名
 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
 (1)日朝間の諸問題、日ロ平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組(法的な検討及び助言を含む。)
 (2)テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組(法的な検討及び助言を含む。)

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

第5回六者会合で「共同声明の実施のための初期段階の措置」が採択され朝鮮半島の非核化に向けた第一歩を踏み出したこと、G8サミットやAPECの際の日露首脳会談において北方領土問題につき更に精力的に交渉していくことで一致したこと、対米武器・武器技術供与取極を締結し弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に必要な枠組みを確立したこと、ハワード豪首相訪日の際に「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を作成したこと等、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け一定の成果があった。また、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」について国内法の成案を得た上での国会提出、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続、「アジア海賊対策地域協力協定」の発効に向けた各国による締結の促進及び発効後の取組、香港・中国・ロシアとの刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。

【施策の必要性】

- (1)日朝・日ロ関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、 日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置 を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。
- (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。

【施策の有効性】

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日ロ平和条約交渉に適切に対処し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

【施策の効率性】

六者会合や日朝協議の開催、サンクトペテルブルク・サミットやAPECの際の日ロ首脳会談の開催、対米武器・武器技術供与取極の締結、また「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」の国会提出、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続、香港・中国・ロシアとの刑事共助条約交渉の実施等、施策の目標に向けて進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

二国間・多国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、 テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強 化する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

- (1) 我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作ること
- (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:我が国外交安全保障の基盤的枠組みの現状

日朝間の諸問題や日ロ平和条約交渉に適切に対処したこと、日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に少なからず寄与するものである。

日朝関係においては、核問題について平成19年2月に開催された第5回六者会合第3セッションにおいて、「共同声明の実施のための初期段階の措置」が採択され、朝鮮半島の非核化に向けた第一歩を踏み出した。日ロ関係においては、平成18年7月のサンクトペテルブルク・サミットの際や同年11月のAPECの際の日ロ首脳会談において、北方領土問題に関し、これまでに達成された諸合意・諸文書に基づき双方に受入れ可能な解決策を見いだすため、更に精力的に交渉していくことで一致した。日米安保体制関連では、平成18年6月に、同年度から実施が予定されている弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に必要な武器を米国へ供与するため

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

の枠組みを確立する「対米武器・武器技術供与取極」が締結された。また、平成19年3月のハワ ード豪首相の訪日の際には、「安全保障協力に関する日豪共同宣言」が作成された。 評価の切り口2:テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去の 進展状況 テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結/実施を進めることは、国際社 会の不安定要因の除去に大きく寄与するものである。 「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」の国会提出、「国際組織犯罪防止条約」、 「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の 継続、「アジア海賊対策地域協力協定」の発効に向けた各国による締結の促進及び発効後の取組、 香港・中国・ロシアとの刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の 拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。 平成20年度予算においては、二国間・多国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交 安全保障の基盤的枠組み作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定 政策評価の結果 要因の除去に向けた取組を強化するとの観点から、(1)中国、韓国との海洋法の諸問題等に関す の政策への反映 る交渉、日ロ平和条約及び日朝正常化交渉等に要する経費、並びに(2) G8諸国、中国、韓国の 状況 国際約束締結手続状況について調査を行うための経費を要求した。 (平成 20 年度予算額: 12,524 千円[平成 19 年度予算: 8,216 千円]) 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) ・国際的な規範形成を含む多数国間の枠 組み(国連、G8、WTO、OECD、 平成 19 年度 重点外交政策 平成 18 年 7 月 APEC等) での積極的貢献と「法の支 配」の強化 「世界とアジアのための日米同盟」は、 我が国外交の要であります。日本を巡る 安全保障の環境は、大量破壊兵器やミサ イルの拡散、テロとの闘い、地域紛争の 多発など、大きく変化しています。こう した中で、日本の平和と独立、自由と民 主主義を守り、そして日本人の命を守る 関係する施政方 ために、日米同盟を一層強化していく必 針演説等内閣の 要があります。米国と連携して、弾道ミ 重要政策(主なも サイルから我が国を防衛するシステムの **ഗ**) 平成 19 年 1 月 26 早急な整備に努めます。更に、世界の平 第 166 回国会 施政方針演説 和と安定に一層貢献するため、時代に合 った安全保障のための法的基盤を再構築 する必要があると考えます。いかなる場 合が憲法で禁止されている集団的自衛権 の行使に該当するのか、個別具体的な類 型に即し、研究を進めてまいります。在 日米軍の再編については、抑止力を維持 しつつ、負担を軽減するものであり、沖 縄など地元の切実な声に良く耳を傾け、 地域の振興に全力をあげて取り組むこと により、着実に進めてまいります。

施策名 経済分野における国際約束の締結・実施 (1)多角的自由貿易体制を強化し自由貿易・経済連携を推進すること 多角的自由貿易規則を一層強化・整備するための世界貿易機関(WTO)の新ラウンド交渉は未だ 決着しておらず、自由貿易協定(FTA)の構築により、二国間又は地域レベルで自由化を推進する 動きが世界的に加速している。我が国として、多角的自由貿易体制の強化と自由貿易協定・経済連 携協定(EPA)の推進との双方により自由な貿易及び投資の利益を確保し及び増進する。 (2)国民生活に影響を与える様々な経済分野での国際的ルール作りへ参画すること及び日本国 民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること 近年のグローバル化の進展や情報通信の飛躍的な発展により、経済分野の問題についても、その 解決のため国際法上の枠組み作りが重要になっており、我が国もこうした国際約束の作成交渉に当 たり我が国の国民の利益や関心を十分に反映させた上で、その締結・実施を図る。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

- (1) EPA については、平成 18 年 9 月にフィリピンとの間で署名、メキシコとの間でも議定書に署名(その後、双方につき平成 18 年 12 月に国会の承認を得た。)。また、平成 19 年 3 月にシンガポールとの間の EPA 改正議定書及びチリとの間の EPA に署名し、タイとの間の EPA への署名の準備を整えた(平成 19 年 4 月に署名。その後 4 月中に 3 件とも国会提出。)。加えて、平成 18 年度においては、ASEAN 全体及びインドネシアとの交渉を継続するとともに、ブルネイ、GCC、ベトナム、インドとの交渉を開始するなどの進展が見られた。
- (2) その他の国民に影響を与える経済分野での国際約束につき、平成 18 年度には 1 本の条約が 国会で承認され、平成 19 年通常国会には 3 本の条約を提出するなどの進展が見られた。 また、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための二国間 協定につき、平成 18 年度には 3 本の条約が通常国会で承認され、平成 19 年通常国会には 3 本 の条約を提出し、更に協定作成交渉が進められるなどの進展が見られた。

【施策の必要性】

- (1) WTO 新ラウンド及び自由貿易協定・経済連携協定の交渉の推進は、物品・サービスの貿易及び投資の一層の自由化を通じ、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、同手続における我が国の主張・立証は法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。また、経済分野の条約研究者等との間で WTO パネル判例についての研究・意見交換を行うことは、「WTO の司法化」現象が進んでいる中で有意義。
- (2) 日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進との観点から、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定める社会保障協定、二国間の投資の自由化、促進及び保護を目的とする投資協定、並びに二国間での二重課税の回避等を目的とする租税条約は、いずれも重要。これらを含め、経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結び付きを強化し、経済活動の基盤として一層の予測可能性・安定性のある環境を提供するとの意義を有する。

【施策の有効性】

- (1) WTO の新ラウンド交渉には、農業、漁業補助金、アンチ・ダンピング、貿易円滑化などの WTO ルールの明確化を始め、今後の交渉においては法的に複雑な論点が多数存在。この中で法的な 観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。
- (2) WTO 発足後、我が国が関係する事案も含め、WTO の紛争解決手続に付せられる事案はますます増加。このようないわば「WTO の司法化現象」とも言い得る事態の中で、法的な観点から検討・助言を行うことは、我が国が当事者として有効な主張・立証を行うことに資する。
- (3) EPA は、物品及びサービスの貿易のみならず、投資、政府調達、競争、ビジネス環境整備、相互承認、協力といった広範な内容を含み得るものであり、法的な観点からの十分な検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実に不可欠。
- (4)経済分野の多数国間条約は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。また、社会保障協定や投資協定、租税条約といった二国間の国際約束の作成・締結により、海外におけるかかる経済活動を保護・促進していくための法的基盤が提供される。

【施策の効率性】

EPA/FTAの分野に限らず、その他の経済分野での国際約束についても、その交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

施策の目標(1)及び(2)につき、引き続き対応していく必要がある。FTA/EPAのみならず、

その他の国際約束についても、交渉段階から十分な体制で関与していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標】

- (1) 多角的自由貿易体制を強化し自由貿易・経済連携を推進すること
- (2) 国民生活に影響を与える様々な経済分野での国際的ルール作りへ参画すること及び日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:多角的自由貿易体制の強化のための努力の内容及び自由貿易・経済連携の推進の 状況

- 以下のような取組により、多角的自由貿易体制の強化及び自由貿易・経済連携の推進に貢献した。 (1) 平成 13 年 11 月のドーハ閣僚会議で始まった WTO 新ラウンド交渉は、平成 18 年 7 月、各国の立場の乖離が埋まらないことから一旦中断された。その後、我が国からの再開に向けた働きかけもあり、11 月から各国間で実務レベルでの議論が再開され、平成 19 年 1 月以降本格的に交渉が再開した。現在、交渉の早期妥結に向けた協議がジュネーブ等で行われているが、国際約束の改正等の具体的な成果は未だ得られていない。
- (2) 平成 18 年 9 月にフィリピンとの間で経済連携協定に署名、メキシコとの間でも議定書に署名(その後、双方につき平成 18 年 12 月に国会の承認を得た。)。また、平成 19 年 3 月にシンガポールとの間の EPA 改正議定書及びチリとの間の EPA に署名し、タイとの間の EPA への署名の準備を整えた(平成 19 年 4 月に署名。その後 4 月中に 3 件とも国会提出。)。加えて、平成 18 年度においては、ASEAN 全体及びインドネシアとの交渉を継続するとともに、ブルネイ、GCC、ベトナム、インドとの交渉を開始した。

評価の切り口2:国民に影響を与える分野でのルール作りに参画した事例及びその成果

日本国民・企業の海外における利益の保護・促進を図った具体例及びその成果 国民に影響を与える経済分野の国際約束及び我が国の国民や企業が海外において行う経済活動 の法的基盤を提供するための国際約束につき、平成 18 年度には 4 本の条約が国会で承認され、平 成 19 年通常国会には 6 本の条約を提出した。このような取組により、国民に影響を与える分野で の国際的ルール作り及び日本国民・企業の海外における利益の保護・促進に貢献した。

政策評価の結果の政策への反映状況

平成20年度予算においては、経済分野の国際約束のうち特に多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を進める経済連携協定、社会保険料の二重払いの問題解決等を目的とした社会保障協定、二重課税を防止し、投資交流を促進させるための租税条約並びに投資の自由化、促進及び保護を目的とした投資協定を諸外国との間で締結することは急務となっていることから、これらの慎重な対応が必要とされる困難な交渉に直接条約締結担当者をあたらせるための経費を要求した。さらに、国際ルールに則った自由貿易体制を維持、発展させていくことは、我が国の対外経済外交の最重要課題であり、このためには、近年その重要性を増しているWTOパネル判例につき研究するなど、WTO協定についての研究が重要であるとの観点から開催している経済社会条約交渉研究会のうち地方からの出席者のための旅費を要求した。

(平成 20 年度予算額: 27,598 千円[平成 19 年度予算: 31,621 千円])

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 19 年 重点外交政策	平成 18 年 7 月	「・世界及び日本経済の成長の基盤整備への積極的取組(EPA/FTAの推進、知的財産権保護の強化、日本企業支援を含む。)」「・国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等)での積極的貢献と「法の支配」の強化」
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 施政方針演説	平成 19 年 1 月	「経済連携の強化は、お互いの国に市場の拡大という大きな恩恵をもたらし、国内の改革にも資するものであります。 ASEAN などとの経済連携協定や日中韓の投資協定の早期締結と、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に取り組みます。」
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月	「WTO 交渉の年内妥結に向けて交渉全体の流れに即して柔軟に対応し、世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行う。EPA について締結国数、質ともに充実させる。」

佐竺夕	4.人八曜 アルルフ 豆腐仏 土の幼牙 - ウザ			
施策名	社会分野における国際約束の締結・実施			
施策の概要	近年のグローバル化の進展や情報通信の飛躍的な発展により、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健等社会分野の問題についても、その解決のため国際法上の枠組み作りが重要になっており、我が国もこうした国際約束の作成交渉に当たり我が国の国民の利益や関心を十分に反映させた上で、その締結・実施を図る。			
施価達等に果する要目では、おければ、おければ、おければ、おければ、おければ、おければ、おければ、おければ	【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 国民生活に影響を与える社会分野での国際約束につき、平成 18 年度には 5 本の条約が国会で承認され、平成 19 年通常国会には 2 本の条約を提出するなどの進展が見られた。 【施策の必要性】 環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作りに積極的に関与することを通じて、ルールの内容を我が国の国民の利益や関心を十分に反映させることが必要。 この意味で、特に多数国間条約作成交渉において、各国がそれぞれ近隣国等との連携を強め、地域間交渉の様相を呈している中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力分野の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義。 【施策の有効性】 社会分野の国際約束は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。また、海洋に面し世界有数の漁業国たる我が国にとって、日々の海洋・漁業関係での国際的な動きに我が国の国益を反映させていく必要性は極めて高い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉政情から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。 【施策の効率性】 社会分野での国際約束の交渉政階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標につき、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標につき、国際検関の場において多数国間交渉の形で行われる国際的ルール作りに積極的に参画してきており、その中で成立した条約で締結の意義のあるものについては、順次締結を進めてきている。本件施策が対象とする分野での国際約束につき、平成 18 年度には5 本の条約が国会で承認			
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成20年度予算においては、社会分野の国際約束のうち特に国際定期航空業務を安定的かつ相互に確保するための航空協定を諸外国との間で締結することは急務となっていることから、これらの慎重な対応が必要とされる困難な交渉に直接条約締結担当者を当たらせるための経費を要求した。また、平成20年度定員においては、気候変動問題等、環境分野の国際的ルール作りの議論が活発する中、我が国の立場を適切に反映させるため、法的助言・検討を行う環境関連条約担当官の増員を要求した。 (平成20年度予算額:528千円[平成19年度予算:0円])			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	平成 19 年 重点外交政策	平成 18 年 7 月	「・国際的な規範形成を含む多数国間の 枠組み(略)での積極的貢献と「法の支 配」の強化」	
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月	「「美しい星 50」に示された 3 提案、 3 原則に基づき、我が国のリーダーシップの下で成功した、平成 19 年のハイリゲンサミットでの合意を基盤として、平成 20 年の北海道洞爺湖サミットにおいて、2013 年以降の具体的枠組みづくりに成果を上げられるよう取り組む。	
		L	を上げられるよう取り組む。」	

施策名 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 (1) 在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の 提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施。 (2) 情報収集手法の開拓及び整備。 (3) 情報分析能力強化のための諸措置の実施。 (4) 分析要員のための研修の実施。 (5) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供。 【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」(理由)

- (1) 本省と在外公館双方の関係者が一堂に会する会議の開催等により、在外公館に対し収集すべき情報は何か本省側の問題意識を的確に伝えるとともに、在外公館職員の広域出張を増やすことにより在外公館の情報収集活動を活発化することが可能となったこと、新たな情報源の開拓により在外公館の情報収集能力を強化できたことから、的確な情報収集という施策の目標に向けて、想定された成果があった。
- (2) 外部有識者等の知見の一層の活用、分析要員のための研修、諸外国との協力強化等を実施することにより、情勢分析ペーパーの作成量及び質に向上がみられたこと。
- (3) 大臣、政務官等の幹部への各種ブリーフを活発化できたこと、また右ブリーフへの政策部局からの積極的な参加を推進したことにより、政策決定ラインへの適時・的確な情報及び情報分析結果の提供が行えたこと。

【施策の必要性】

- (1)複雑かつ流動的な国際情勢に迅速に対応するためには、的確かつ時宜に適った情報収集及び情報分析、並びに情報と情報分析の政策決定ラインへの提供は、我が国及び国民の利益保護のために必要不可欠な施策である。
- (2) また、近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、我が国の平和と繁栄、国民の生命・安全・利益を確保する外交政策を立案・実施していくためには、的確な情報収集及び情報分析の成果を政策決定ラインに適時に提供することが必要不可欠。

【施策の有効性】

的確な情報収集及び分析を行うためには、在外公館に対し収集すべき情報は何か本省側の問題意識を的確に伝えるとともに、在外公館職員の広域出張の増加等により情報収集活動を活発化し、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する評価の実施などにより、情報収集能力を強化すること、並びに外部有識者等の知見の一層の活用、分析要員のための研修、諸外国との協力強化等を実施することにより、情報分析能力を強化することが有効である。また、情報及び分析結果の政策決定ラインへの適時の提供を行うためには、大臣、政務官等の幹部への各種ブリーフを活発化するとともに、右ブリーフへの政策部局からの積極的な参加を推進することが有効である。

【施策の効率性】

主要在外公館の政務責任者の会議の実施やデータベース構築、分析要員の能力強化のための研修等の実施によって施策の目標に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を 行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:情報収集及び情報分析能力の強化の状況

- (1)情報収集能力については、在外公館に対する特定重要テーマに関する本省側問題意識を提示することや、本省及び参加公館との情報の共有を通じて在外公館の情報収集活動を活発化した。また、在外公館において情報源を追加、既存の情報源との比較・対象を可能とした。
- (2) 情報分析能力については、国内外の専門家との分析に関する意見交換の増大、関連情報のデータベースの更なる拡充、専門分析員の若干名の増加等の措置を講じた。

評価の切り口2:外交政策の立案・実施への寄与の度合い

省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席、関連情報を提供する他、政策決定ライン(省内外)への定期的なブリーフを実施、さらに右ブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進する等、省内政策部局との連携を強化。また、分析ペーパーに評価シートを添付して政策部局等の意見を聴取するようにしたことを通じて、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題が設定された。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

施策を継続し、かつ、より一層強化するとの評価結果を踏まえ、今後とも一層体制を充実させるべく、予算(特に人的情報収集機能の強化に係る予算)、機構、定員要求に反映させていく。 (平成20年度予算額:594,092千円[平成19年度予算:612,715千円])

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 165 回国会 所信表明演説	平成 18 年 9 月 29	外交と安全保障の国家戦略を、政治の強力なリーダーシップにより、迅速に決定できるよう、官邸における司令塔機能を再編、強化するとともに、情報収集能力の向上を図ります。
	第 166 回国会 施政方針演説及び外交演説	平成 19 年 1 月 26日	ますます複雑化する外交や安全保障に関する問題に、政治の強力なリーダーシップにより即座に対応できるよう、官邸の司令塔機能の強化に向けた体制の整備に取り組みます。併せて、内閣の情報機能の強化を図ります。
	平成 18 年度及び平成 19 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月	3.世界に発信する機動的外交 (2)情報収集・分析機能の抜本的強化 ●情報収集・分析体制強化5か年計画の 始動(情報要員の強化、情報活動の環境 整備等)

施策名	海外広報
施策の概要	海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」と、我が国の一般事情についての理解促進を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館における広報事業(講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアへの発信等)、オピニオン・リーダーの訪日招待等の人物交流事業、映像資料や印刷物等の広報用資料の作成、英語版外務省ホームページや在外公館ホームページ等インターネットを通じた広報を実施してきている。
	【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1)事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する広報活動は相当程度対象者に届いていると考えられる。 (2)英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は 54%で、評価対象の 13 カ国・地域中、カナダと同率で最も高いなど、海外における

世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。 【施策の必要性】

近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の 進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策(特 に外交政策)及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成 及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資する ものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。

【施策の有効性】

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、広報目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

【施策の効率性】

在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、効率的な予算執行を図っている。また、広報資料については利用状況調査を実施し、人物交流事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等による支出の効率化に努めていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

有識者層に対しては、その関心や情報入手手段の動向を捉えて効果的に我が国の政策を発信する。一般市民層に対しては、ポップカルチャー人気を長期的な対日関心の醸成につなげる。また、海外広報に必要な人員・予算を確保しつつ、広報事業の実施に必要な資料の整備を引き続き進める。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

海外における対日理解の増進、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:広報事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数等、対象者の反応)

- (1) 在外公館においては、平成18年度、講演会約1,400件や、教育広報約2,000件を含む広報事業を実施。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の9割について、派遣国のメディアで報道がなされている。
- (2) 本邦に招待したオピニオン・リーダーは帰国後訪日経験に基づく発言を行っている。また、 招待した TV 取材チームによる日本特集番組が放送されている。
- (3) 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、目的別に使い分けているが、例えば「にっぽにあ」誌について90%以上の在外公館が現地において好評であると評価するなど、配布先の反応はおおむね好意的である。また、視聴覚広報資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界100カ国以上、200近いテレビ局で放映され、延べ約40億人が視聴したと推定される。
- (4) インターネットホームページに対するアクセス (ページビュー) は、外務省ホームページ (英語版) で対前年度比8.9%、在外公館ホームページで対前年度比9.6%、Web Japan で対前年度比7.7%増加している。

評価の切り口2:外国における対日論調、対日意識(報道ぶり、世論調査の結果等)

- (1) 平成 18 (2006) 年 11 月から平成 19 (2007) 年 1 月にかけて英国 BBC ワールド・サービスが 世界 27 カ国で行った世論調査では、25 カ国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で 54%であり、評価対象となった 13 カ国・地域中、カナダと同率で最も高く、我が国に対する高い評価が見られる。ただし、中国及び韓国においては、我が国が悪い影響を及ぼすとする回答が過半数を占めている。
- (2) 外務省が実施した対日世論調査では、米においては有識者の91%、一般回答者の74%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、EU(英、仏、独、伊)においては有識者の86%が日本を信頼できると回答するなど、我が国に対して好意的な見解が示されている。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

平成19年度政策評価では、今後の方針として「有識者層に対しては、その関心や情報入手手段 の動向を捉えて効果的に我が国の政策を発信する。一般市民層に対しては、ポップカルチャー人気 を長期的な対日関心の醸成につなげる。また、海外広報に必要な人員・予算を確保しつつ、広報事 業の実施に必要な資料の整備を引き続き進める」としたところである。 政策評価の結果 これを踏まえ、総合計画課では、平成20年度概算要求において以下の3点を柱とした予算要求 の政策への反映 を行った。 1. ポップカルチャー人気を導入とした対日関心層の拡充(日本文化発信、日本語学習機会の増加、 状況 日本文化を含む一般事情発信強化、クールジャパン発信拠点の整備) 2. 日本の政策に対する理解増進(ITメディアを通じた政策広報強化、有識者の派遣・招へい等) 3. 在外公館の発信機能強化 (平成 20 年度予算額: 1,189,229 千円[平成 19 年度予算: 1,231,400 千円]) 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 4. 日本の魅力とメッセージの積極的発 信 (1) 戦略的な情報発信 ・情報発信力の抜本的強化による「攻め」 平成19年度 重点外交政策 平成 18 年 7 月 の広報(国際テレビ放送等各種メディア の積極的活用) 関係する施政方 ・東アジア、特に中国、韓国に対する積 針演説等内閣の 極的な情報発信 重要政策(主なも 未来に向けた新しい日本の「カントリ **ഗ**) ー・アイデンティティ」、すなわち、我 が国の理念、目指すべき方向、日本らし 平成 18 年 9 月 29 第 165 回国会 所信表明演説 さを世界に発信していくことが、これか らの日本にとって極めて重要なことであ ります。国家としての対外広報を、我が 国の叡智を集めて、戦略的に実施します。

施策名	国際文化交流の促進
施策の概要	各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、(1)文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、(2)人物交流事業、(3)日本語の普及、海外日本研究の促進、(4)大型文化事業の実施を通し、日本の文化・思想・価値観といった「ソフト」な魅力でもって外国人を魅了する。
施策に関する評	【評価結果の概要】

価結果の概要と 達成すべき目標

【評価桁果の㈱安】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

文化交流施策の目標は、諸外国国民の対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解 の促進等であるが、文化交流事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点にお いてその年度の事業の効果を把握できないのみならず、国際情勢の変化や相手国政府の対日施策等 の外部要因によって大きな影響を受ける。よって、文化事業の効果については、周辺的なデータに より判断せざるを得ない(したがって、達成の程度についても直ちに把握することができない)が、 在外公館や国際交流基金の実施している文化事業の裨益者の満足度も高く、日本語学習者数等、 部のデータについては前向きな統計が得られている。さらに、文化事業のより効果的な実施を確保 するための様々な取組が行われているので、目標の達成に向けて進展があったと評価することがで きる。

【施策の必要性】

- (1) グローバル化や情報通信技術の発展と共に、(イ) 各国の市民がインターネット等を通じて 国際的なネットワークを組み、外交上影響力のあるイニシアティブをとる (例えば、NGO 等に よる国際規範作りへの関与)ことや、(ロ)各種メディアを通して世論を形成し、所属政府の 行動に影響を与えるといった形で、非国家主体の外交に与える影響力が増している。
- (2) このような背景事情により、我が国に有利な外交上の環境を作り出していくために伝統的な 政府間の外交のみならず、各国の諸国民に対する働きかけを通じて、対日理解を促進し、親日 感を醸成するとともに、我が国国民との間の相互理解を深めていく必要がある。このため、広 報及び文化交流を通じ、諸外国の市民への働きかけを行っていく必要があるが、このうち文化 交流は、例えば我が国の政策そのものの正当性を訴える政策広報とは異なり、公演事業や人物 交流事業、日本語教育事業といった文化事業の実施・展開等を通じて、日本の文化・思想・価 値観といった「ソフト」な魅力を発信することによって各国国民の対日感情を好転させること ができるという特性を持つ。
- (3) 文化交流の主な担い手は民間の主体(公益法人を含む各種交流団体、企業、大学教育界、メ ディア、NGO、NPO、一般市民等)であるが、外務省及び(独)国際交流基金は、以下の観点か ら文化交流事業を実施し、または、関与する必要がある。
 - (イ) 外交上の効果が高いにもかかわらず、民間ベースに任せておいた場合、採算性といった観 点から実現が困難なものや、大型周年事業におけるオープニング事業の実施等、民間ベース での文化事業実施の呼び水となるような事業について国または(独)国際交流基金が実施・支 援する必要がある。
 - (ロ) 我が国全体として、諸外国市民の対日理解促進、親日感の醸成、相互理解の促進に取り組 むことが、文化事業総体としての効果を高める上で重要である。このため、文化・知的交流 の担い手と広く対話をし、情報を分かち合い、意見交換を続ける体制を整備する必要がある。

【施策の有効性】

我が国の文化・思想・価値観といった「ソフト」な魅力でもって外国人を魅了するためには、文 化事業や知的交流事業を通じて外国人が我が国の魅力に触れる機会を増やし、人物交流を通じて各 国に親日層・知日層を形成し、日本語の学習や日本研究を通じて我が国についてより深く理解する 機会を作ることが有効である。具体的には以下の事業を実施することが適当である。

(1) 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信

公演事業、展示事業、ワークショップ、映画祭といった文化事業を通じた日本文化の魅力の 発信によって、諸外国国民が魅了される効果のみならず、外国文化の我が国での紹介を通じて 我が国が諸外国に関心を持っている姿を伝えたり、我が国と海外の芸術家の共同作業型事業を 行うことによって、諸外国国民が「日本の心」に触れ合えたと感じられる効果の実現を目指す。 また、知的交流事業の展開によって、各国の共通課題や国境を越えた問題について、我が国の 有識者の意見を発信し、解決に向けた貢献を行うとともに、人的ネットワークの構築を図り、 国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示す。

(2) 人物交流事業

各国において日本社会や文化、その背景にある日本人の価値観や思考形態に対する理解を深 め、我が国への親近感を醸成するとの観点からは、その核となる親日層・知日層を各国内に形 成していくことが重要である。このような観点から、現時点で各国において指導的立場におり 一定の影響力を有している者、並びに次世代を担う留学生や将来各界において指導的な立場に 就くことが期待される青年層が我が国の実情を体感し、日本人と直接触れ合うことができる機 会を提供する人物交流事業を推進する。

(3) 日本語の普及、海外日本研究の促進

経済的な理由(ビジネス機会の確保等)や文化的な理由(日本の伝統文化やポップカルチャー等の現代文化への関心等)によって、我が国に関心を抱いた者が我が国に対する関心を維持しうる環境を整備するためには、日本語教育の振興が重要である。このため、海外日本語教育・学習の支援の取組を行う。

また、各国において、深い対日理解に基づいて我が国に関する意見を発信できる層を確保する上で、海外における日本研究の振興は重要であるので、右促進のための措置をとる。

(4) 大型文化事業

大型文化事業とは、政府首脳レベルでの決定や合意等に基づき外交上の節目に集中的に文化 事業等を展開する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる事業を 実施するものである。同事業の実施により対象国の国民の親日感を醸成し、対日理解を促進す る上で高い効果を得ることを目指す。

上記目標を効果的に実現するため、人脈形成、情報収集、要人往来に伴う機動的な運営といった 観点から国自らが一定の層との関係構築を行いフォローアップしていくことが必要なもの、現地要 人や親日団体との関係で国がカウンターパートになるべきものなど、国が行わなければ効果が出な い、または効果が減じるものについては、在外公館文化事業等の形で国が実施する。一方、それ以 外の事業、特に日本語教育機関の支援や日本研究の拠点機関の育成等中長期的な視野からの取組が 必要な事業については、(独)国際交流基金が、外務省によって提示された政策に基づき、事業を 企画・実施し、民間が行う文化・知的交流事業を支援する。

【施策の効率性】

限られた資源の中で、まず、(独)国際交流基金事業については(1)日本語能力試験の受験料徴収を通じた現地独立採算及び自己収入の確保を通じたより少ない政府予算での事業実施、(2)同一の相手先に対して、原則として4年以上の助成を実施しない「3年ルール」の導入、また、在外公館文化事業については(1)文化無償資金協力との連携案件の実施、(2)第三国派遣型在外公館文化事業等を通じた効率的な事業実施が図られた結果、対日理解及び親日感情の醸成の点で施策が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、文化交流事業を拡充強化していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

文化交流事業を展開・促進・支援することにより、日本文化そのもの及びその背景にある価値観 (和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の 醸成を図ること。

【目標の達成状況】

評価の切り口1:文化事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、歩道振り、事業に関する評価(自己評価も含む)各種事業は、裨益者等からは高い評価を受けている他、各種メディアにおいても取り上げられている。なお、(独)国際交流基金の行う個別の事業に対する裨益者等の反応については、外務省が示した政策の下で(独)国際交流基金が効果的に事業を実施したかを測るための指標であるため、独立行政法人評価の下で評価する。

評価の切り口2:事業の効果を示す中長期的なエピソード及び統計

平成16年7月に発表された海外の日本語学習者数(平成15年度(独)国際交流基金調べ。調査は通常5年ごとに実施している)は、前回調査(平成10年度)よりも約12%多い235万6,745人にのぼり、着実に増加している。

評価の切り口3:より効果的な事業の実施に向けた努力の状況

- (1)外交政策に基づいて戦略的に文化事業を実施することによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、平成18年度は以下の措置を実施した。
 - (イ) (独) 国際交流基金事業については、1) 各事業分野についてそれぞれの国・地域の実情に沿った重点事業を明確化した中長期基本方針、2) 国際交流基金海外事務所所在国及びロシア・中東等重点地域における国・地域別基本方針、また、相手国との交流の節目に行われる周年事業を外務省から基金側に伝達することを通じて、相手国からのニーズに応じた事業の実施を通じた親日感の醸成や、現地公館における人脈形成等、相手国外交上の必要性の高い事業を実施することを確保した。このため、国内事業については、真に外交上の必要性の高い事業についてのみ実施がなされ、日本語教材寄贈等、多数の機関に対して少額の支援を実施するスキームについては、必要性を見つつ厳選実施する等、事業の「選択と集中」が図られた。
 - (ロ) また、民間の担い手との連携を図りつつ日本の対外イメージを重点的に向上させる企画として、外交関係樹立 50 周年といった外交関係上の節目等の特別な機会を迎える国や地域との間で文化交流事業を集中的な展開を図るものである「周年事業」についても、外務省全体の外交方針を踏まえつつ、全省的な協議を経て決定し、外交政策のツールとして効果的に用いるべく工夫を行っている。平成 18 年度においては、平成 20(2008)年に実施する周年事業

のうち、資源を集中的に投入すべきものを再検討・決定した。 (2) 地域別ニーズにきめ細かく応えるための取組 また、外務本省及び(独)国際交流基金本部ベースでは必ずしも把握できない各国でのニ ズに対してきめ細かい配慮を行うことによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効 果をより高いものとするべく、平成 18 年度も引き続き、(独) 国際交流基金事業の採否確定 プロセスにおいて、在外公館が特に強く要望する事業を取り纏めたものである特記事項を各在 外公館より提出させ、このうち外務本省として優先度が高いと思われる事業につき、(独)国 際交流基金に対し、その採用について検討を要請した。特記事項については、在外公館として 立証することを要求する基準を設けるとともに、幾つかの記入例を示すことによって記載内容 について在外公館毎にばらつきが出ないようにした。

(3) 事業のより効果的な実施を図るための取組

文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、以下の措置を実 施した。

- (イ) 在外公館文化事業について、他スキームとの連携によってより効果的な事業実施を図るた め、「文化無償関連型」事業を平成17年度より新設するとともに、「第三国派遣型」事業 を強化実施した。
- (ロ) さらに、元日本留学生の一層効果的なフォローアップの実施のため、帰国する国費留学生 の帰国後の連絡先を聴取し、各在外公館に通報することとしたほか、連絡先を聴取した元留 学生を対象としてメルマガを発行することとした。
- (4) 事業実施の必要性の不断の見直しのための取組

基盤強化等の所期目的が達成された機関に対する援助を新たなニーズが生じている他の機 関へ効果的に移行するために、(独)国際交流基金による日本語・日本研究に係る支援につい ては、平成16年度より、継続しての助成は原則として3年を上限とすることとした。

(5) より少ない費用での効果的な事業の実施を行うための取組

(独) 国際交流基金が海外での実施を所掌する日本語能力試験について、実施体制の見直し を進めた。その結果、平成 16 年度予算において、1000 万円であった日本語能力試験収入につ いて、平成18年度予算において、8000万円を計上することができた。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

政策評価の結果を踏まえ、引き続き以下の事業を実施するため、予算要求を行った。

- ① 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信 (在外公館文化事業・国際交流基金事業等)
- → 拡充強化

人物交流事業の実施

→ 拡充強化

③ 日本語の普及、海外日本研究の促進

- → 拡充強化
- ④ 大型文化事業の実施 (日中文化・スポーツ交流年、日印交流年、日タイ修好 120 周年)
- → 内容の見直し

(平成 20 年度予算額: 14,094,155 千円[平成 19 年度予算: 14,275,413 千円])

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも **の**)

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
•	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	4. 日本の魅力とメッセージの積極配信 (2) 文化外交の積極展開 ・人や文化の交流の促進(周年事業、ポップカルチャーの活用、民間活動との連携を含む)

施策名	文化の分野における国際協力
施策の概要	文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献するとともに、親日感を醸成するため、(1) ユネスコを通じた協力、(2) 文化無償資金協力を実施する。
	「証価結果の概要】

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

文化協力施策の目標は、人類の文化の更なる発展及び親日感の醸成等であるが、文化協力事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握するのは困難であるのみならず、国際情勢の変化や相手国政府の対日施策等によって影響を受ける可能性もある。よって、文化協力事業の効果については、周辺的なデータにより判断することが適当であるが、総じて、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われている。

よって、目標の達成に向けて進展があったと評価することが出来る。

【施策の必要性】

- (1) グローバル化や情報通信技術の発展とともに、(イ) 各国の市民がインターネット等を通じて国際的なネットワークを組み、外交上影響力のあるイニシアティブをとる(例えば、NGO等による国際規範作りへの関与)ことや、(ロ)各種メディアを通して世論を形成し、所属政府の行動に影響を与えるといった形で、非国家主体の外交に与える影響力が増している。
- (2) このような国際環境の下、我が国に有利な外交上の環境を作り出していくために、各国の国民の対日感情をより良好なものとしていくことが重要である。このため、文化財やスポーツ等を含む文化及び高等教育の分野において国際的な貢献を行うことによって、対日理解の向上や親日感の醸成を図る必要がある。すなわち、文化協力を通じて、開発途上国の文化の保全及び発展を支援し、同国の国民が自国の文化に対して持つ「誇りと自尊心」を刺激することを通じて、親しみやすく精神的な豊かさも重視する日本としての「ソフト」なイメージを普及させることが重要である。
- (3) また、いわゆる文化遺産は人類共通の財産ともなりうるものであり一度失われれば、回復することは難しい。よって、人類の貴重な財産たる各国の文化遺産を世代を超えて引き継ぐ責任を果たし、さらには新たな文化の発展に寄与するため、文化遺産の保存のための措置や文明間の知的対話等を推進することが必要である。

【施策の有効性】

二国間協力(文化無償資金協力)及び多国間協力(ユネスコ、国連大学を通じた協力)を通じ文化の分野での国際貢献を行うことにより、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献し、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすとともに、この分野における日本の知見を活かしつつ、世界各国における親日感の醸成を図ることが有効である。

【施策の効率性】

限られた資源の中、文化無償資金協力の効果的な多数案件の実施や我が国が推進するユネスコ関係条約の発効など、ユネスコ等を通じた国際協力という点での施策が進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に活かす 形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。

文化無償資金協力に関しては、開発途上国の文化・高等教育振興、文化保全事業、我が国が実施する文化事業等を行うための文化交流拠点の拡大、対日理解や親日感情の増進に繋がる文化無償資金協力案件については引き続き実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること。

【目標の達成状況】

評価の切り口:文化、知的交流の分野における国際貢献の度合(ユネスコ等における交渉・事業等 への貢献の度合い、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に関する評価(自 己評価を含む)

- (1) ユネスコ等を通じた協力については、関連のユネスコ国際会議(執行委員会、世界遺産委員会等)に積極的に参加し、交渉を積極的に関与・貢献した。また、我が国が条約の作成段階から積極的に取り組んだ無形文化遺産条約、ドーピング防止国際規約が平成18年度に発効した。更に、ユネスコ日本信託基金事業については、文化遺産保存信託基金(約178万ドル)を実施、無形文化財保存・振興信託基金(約198万ドル)を承認、人的資源開発信託基金(約366万ドル)を承認した。
- (2) 文化無償資金協力については、政府ハイレベルの会談等の中で文化無償実施に対する謝意が述べられ、また案件実施に係る交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスにて幅広く報じら

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

	れた他、実施機関関係者よりも、文化・高等教育活動が格段に改善した旨述べられるなど高い 評価が得られている。平成 18 年度においては一般文化無償資金協力については 21 件、草の根 47 件を実施している。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	政策評価の結果を踏まえ、引き続き以下の事業を実施するため、予算要求を行った ① ユネスコ、国連大学を通じた協力 → 拡充 ② 文化無償資金協力 → 拡充 (平成 20 年度予算額: 2, 162, 554 千円[平成 19 年度予算: 2, 180, 696 千円])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	施政方針演説等 平成 19 年度 重点外交政策	年月日 平成 18 年 7 月	記載事項(抜粋) 4. 日本の魅力とメッセージの積極配信(2)文化外交の積極展開・ユネスコ等を通じた国際文化協力の推進

施策名	効果的な外国報道機関対策の実施
総理、外務大臣をはじめとする政府首脳への外国メディアによるインタビューや、総内外記者会見や外国メディアへのブリーフ・懇談などを積極的に実施。報道関係者(ペン記者)招待、各国首脳同行記者への取材協力、外国メディアに対する会見、オープンハウス、インタビュー、取材協力等)の実施。バランスのとれた対日報道を確保すべく積極的にプレス・リリース等の広報資料を作る。	
	誤解に基づく外国報道機関の報道等が出た場合は、ただちに掲載社への申し入れ・反論投稿等の 対策を講じる。
	【評価結果の概要】
	【評価の結果・理由】 「目標達成に向けて相当な進展があった。
	(理由)
	平成 18 年度は、戦後日本の平和国家としての歩みを否定するかのような事実誤認に基づく報道が多くなされた。中でも、小泉総理(当時)の靖国神社参拝、安倍政権の誕生とその後の各政策(憲法改正への動き、教育基本法の改正、防衛庁の省移行など)、我が国の核武装の可能性に関し、事
	実誤認に基づく報道や偏向的論調が多く見受けられたが、そのような中、反論投稿掲載率7割弱を 達成できた。また、英文プレス・リリースも546件発出し、記者会見も77回、インタビューも486件 件記述し、対外的な情報発信に努め、諸外国における対日理解を増進させることができた。
	【施策の必要性】 我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い、我が国に対して好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させることにより、諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図

我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い、我が国に対して好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させることにより、諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の「主張する外交」を展開するにあたり不可欠なものであり、ひいては我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながるものである。

【施策の有効性】

事実誤認に基づく外国報道機関の報道に対する反論投稿、英文プレス・リリースの発出、外国報道機関関係者向けの記者会見並びに懇談及びインターネット・チャット記者会見、外国報道機関による我が国政府関係者に対するインタビュー及び、外国記者の招聘は、外国メディアによる我が国及び我が国政府の政策への理解を深め、海外における対日理解・親近感を醸成するのに極めて有効である。さらに、外国報道機関の対日理解の深化は、バランスのとれた迅速な日本関連報道にも貢献する。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

【施策の効率性】

記者会見、プレス・リリースの発出、反論投稿等は、追加的な拠出費用の小さい広報手段であり、得られた広報効果を考量すれば、施策の効率性は高い。また招聘記者についても、その約6割強が帰国後に対日報道を行っていることから、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であったことを示している。

【今後の方針】

外国メディアが国際世論に与える影響が増大していること、また、在京特派員の数が減少し続ける中で、対外発信の一層の強化の必要性が高まっている。更なる拡充強化が必要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

外国報道機関による報道を通じ海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への 理解を増進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:情報発信量と我が国外交政策への反応(反論投稿、プレスリリース量、記者会見の回数等)

事実誤認に基づく外国報道機関の報道に対して、反論投稿を実施し紙面等に掲載させることにより、諸外国における対日理解の深化につながった。

英文プレス・リリースの発出、外国報道機関関係者向けの記者会見、インターネット・チャット記者会見等を通じ、外国報道機関の対日理解の深化、公正かつ迅速な日本関連報道に寄与した。

外国報道機関による我が国政府関係者に対するインタビューを実施し、我が国のメッセージを外国報道機関を通じて国際世論に訴えることで対日理解の深化、諸外国における日本関連報道、対日理解の増進につながった。

評価の切り口2:招聘した外国記者が訪日後執筆した記事の分析

外国記者に日本を体験する機会を与えることで、外国報道機関による対日理解を深化せしめ、正確な対日理解に基づく日本関連記事が執筆・掲載され、諸外国における対日理解の増進に寄与した。

政策評価の結果の政策への反映状況

平成19年度の政策評価結果をふまえ、引き続き効果的な外国報道機関対策の実施が不可欠であると考え、従来からの事業の強化に加え、以下の新規事業を含めて予算要求、及び以下の定員要求を行い、政策へ反映している。

対外発信のための抜本的体制強化のために以下を行う。

① 本省・在外公館幹部のメディア対応能力強化として、メディア対応スキルの向上を図り、もって対外発信力の抜本的な質的向上を図るための、メディアトレーニング実施費が新規予算化

	された。(本省予算として 2,990 千円)。 ② 本省と在外との意思疎通を抜本的に強化し、在外の外プレ対策意識・能力を根本的にテコ入れするための、在外での会議におけるメディア・トレーニング実施のための出張旅費が予算化された(外国旅費) (1,286 千円)。 ③ 国・地域の論調に関する基礎的客観的データに基づいた戦略的な対外発信戦略を実現するための、海外論調分析員雇用費が予算化された(諸謝金) (4,660 千円)。以下の定員要求を行う。 ① 対日報道の論調分析業務量の増大及び専門能力の要請に鑑み、論説・論調班に海外メディア論調分析に携わる外事職員 (3級) 1名を要求したが、見送りとなった。 ② 在中国大使館における対日報道分析、プレス対策の戦略策定及び実施を行う報道担当官(4級)を1名増員した。 (平成20年度予算額:594,337 千円 [平成19年度予算:598,676 千円])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 165 回国会 所信表明演説	平成 18 年 9 月 29日	我が国の外交が、新たな思考に基づく、 主張する外交へと転換するときがやって きたのです。「世界とアジアのための日 米同盟」をより明確にし、アジアの強固 な連帯のために積極的に貢献する外交を 進めてまいります。
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	第 166 回国会 施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	に富むアジアの構築、世界の平和と安定 への貢献を3本の柱とし、真にアジアと 世界の平和に貢献する「主張する外交」 を更に推し進めてまいります。
<i>(</i>)	第 166 回国会 外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	「主張する外交」とは、空威張りをしよ うというのではありません。何より情報 の収集と分析の、更なる強化が不可欠で す。日本の主張に耳を傾けたいと相手に 思わせることが重要です。ポップカルチャー、サブカルチャーを活用することが セー、サブカルチャーを活用することが さたいという人というしょう。日本語を学びたいという人と でしまう。日本語を学びたいという人と でしまうになくてはなりませんし、メ ディアの激しい進歩に、ついていかねば なりません。

施策名	適切な国内広報・報道機関対策の実施
施策の概要	我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を増進させるために、外交政策についての各種情報 を様々な方途を活用して適時に分かり易く提供し、また、外交のあり方についての世論の動向を的 確に把握し外交政策の企画立案・実施の参考とする。
	V-T/m/+ B a I II T

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)国民へのメディアを通じた間接的情報提供(報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出、発信力のある有識者への情報提供)及び直接説明(各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布)を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、国民からの多種多様な意見を的確に把握することができた。

【施策の必要性】

国際社会の相互依存関係が深まる中、国際問題が国民生活に直接影響を及ぼすケースが増加しており、我が国の外交政策に対する国民の関心は益々高まっている。我が国が外交政策を強力かつ効果的に遂行するためには、国民の支持・理解を得ることが不可欠であり、そのために我が国の外交政策についての各種情報を適時に分かり易い形で提供するとともに、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案・実施の参考として適切に活用していく必要がある。

【施策の有効性】

- (1) 多くの国民は、メディアを通して、我が国の外交政策についての各種情報を入手している。 外務省として報道機関に対し外交行事における取材の便宜を提供するとともに、適時に記者会 見及び記者ブリーフを実施し、報道発表を発出している。更に我が国の外交政策の解説をメディアにおいて行う有識者に適切な情報提供を行うことによって、事実関係を正確に反映した報 道を促すことが重要である。
- (2) 一方、報道がセンセーショナルな案件に偏る側面は否定できず、また、その時々の動きを主に報道することから、外務省が各種フォーラム、講演等の実施、パンフレット等の広報資料の作成・配布、定期刊行物への取材・編集協力等を通じて、我が国の幅広い外交政策を背景・経緯も含めて丁寧に国民に直接説明を行うことは不可欠である。
- (3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を 通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国 民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案・実施する上で重要であ り、国内広報・報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。
- (4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進する上で極めて有効である。

【施策の効率性】

報道対策と国内広報は相互補完的であり、広聴活動をも有効に活用し、相互に連携することで、 効果的・効率的な国内広報・報道対策を実施できた。

【今後の方針】

引き続き、国内広報、報道機関対策及び広聴活動を有機的に活用し、外交政策についての各種情報を適時に分かり易く提供し、我が国の外交政策に対する国民の理解・支持の増進を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

【施策の目標】

外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増 進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口:情報発信量と我が国の外交政策に対する国民の反応

- (1) 平成 18 年度は、口頭による情報発信として、従来は週1回だった外務報道官の会見を週2回に増やし、情報発信力の強化を図った。記者会見は計237回行った(原則毎日最低1回以上実施)。また、各種外交案件に際しては、主管局課長より、外務省詰め記者、各社論説・解説委員に対し、バック・グラウンド・ブリーフを計288回実施した。文書による情報発信として、国際情勢や外交案件についての我が国のメッセージを表明する「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を93件、事実関係を中心に情報を提供する「外務省報道発表」等を1798件発出した。さらに、発信力のある有識者に対して、郵送・メール・面談等を通じ、定期的に情報を提供した。こうした取り組みが報道内容に反映されている。
- (2) 平成 18 年度に実施した「外交フォーラム―外務大臣と語る 120 分― (旧称外務省タウンミーティング)」(2回)、講演会等(240回)については、開催後参加者アンケートを実施・集計しており、大多数の参加者が外交政策に対する理解が深まった、また今後も継続を希望する、と回答している。
- (3) 外務省ホームページに寄せられたメールの意見、電話・FAX・書簡で寄せられた意見は約15,700件に上り、報告書を省内関係部局に迅速かつ適切に配布することで、外交等に関する国民の意見・関心を的確に把握・共有している。また平成18年度は「日伯(ブラジル)関係」「海外安全」の2テーマに関する世論調査を実施して、世論動向や国民の認識の度合いを把握しており、その調査結果は政策立案等の参考として活用している。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

政策評価の結果の政策への反映	平成19年度政策評価の結果を踏まえ、我が国の外交政策に対する国民の更なる理解・支持を得るために、引き続き様々な方途を活用した情報発信等の強化に努めることとした。 (平成20年度予算額:827,787千円[平成19年度予算:832,314千円])		
状況	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 18 年度 重点外交政策	平成17年8月	戦略的な情報発信 ・情報発信能力の抜本的強化による「攻め」の広報(インターネット戦略の抜本的改革等) ・政策広報の積極的な展開(我が国の戦後の平和外交と国際貢献、歴史・教科書をめぐる問題等)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成18年7月	戦略的な情報発信 ・ 情報発信能力の抜本的強化による「攻め」の広報(国際テレビ放送等各種メディアの積極的活用)・国民への外交政策の説明強化
関係する施政方針演説等内閣の	第 164 回国会 外交演説	平成 18 年 1 月 20 日	情報発信能力の強化 ・ 我が国の発言はますます重みを持ってきています。我が国には、伝えるべき信条がありますが、それは言葉となって初めて信条とみなされるものです。 ・ 我が国外交の目指すところを論じ、国内外に伝えていくことに私自身努力することを約束し、
重要政策(主なもの)	第 165 回国会 外交演説	平成 18 年 9 月 29 日	むすび 私は、国民との対話を何よりも重視します。メールマガジンやタウンミーティングの充実に加え、国民に対する説明責任を十分に果たすため、新たに政府インターネットテレビを通じて、自らの考えを直接語りかける「ライブ・トーク官邸」を始めます。
	第 166 回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	むすび戦略的に内外に発信する新たなプロジェクトを立ち上げます。
	第 166 回国会 外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	主張する外交 わたくしは外務大臣として、我が外交 の意欲と、時に夢を、明確な言葉に託し て語るよう努めてきました。 「主張する外交」とは、空威張りをしよ うというのではありません。・・日本 の主張に耳を傾けたいと相手に思わせる ことが重要です。・・・メディアの激し い進歩に、ついていかなければなりませ

ん。

施策名	効果的なIT広報の実施		
施策の概要	外務省と外交政策についての内外の理解を促進するために、ユーザ(国民等)の視点に立ち、外 務省ホームページを通じた迅速で分かり易い情報提供を行うことで説明責任を果たす。		
施価達等に果する要目を受けているをはます。	【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) ホームページのアクセス数の増加及びパリアフリー化への対応の進展の状況から、目標に向けて進展があったと言える。また、このホームページを通じた広報は省内の連携体制の改善につながり、外交政策をより効果的に内外に説明することに寄与した。 【施策の必要性】 インターネットの普及等によりあらゆる情報が氾濫する中で、外交に対する国民の関心も高まっており、外交政策についての正確で迅速な情報提供の必要性は説明責任の観点からも不可欠となっている。 【施策の有効性】 外務省ホームページを通じた広報の実施は、我が国の外交政策について国内外の多数の利用者の理解を促進することに寄与している。 【施策の効率性】 限られた予算の中で、外務省ホームページのデザインや使いやすさの抜本的な改定を行うと共に、広報動画も用いて分かりやすく迅速に情報を提供することで、1日46万件以上のアクセス(ページビュー:日本語、英語、携帯版合計)を確保し、多くの人々に効率的な情報提供ができた。 「今後の方針】 更に使い易く、分かり易いホームページ作りと迅速な情報提供に努め、外交政策に対する国内外の理解の一層の促進に資する。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の書標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標の達成状況】 インターネットを通じ外交政策に対する国内外の理解の促進に寄与した。 評価の切り口1:ホームページアクセス数 外部業者による客観的なサイト評価の結果を踏まえ、引き続き親しみ易いコンテンツの拡充等を行うことで、より使い易いホームページを目指した結果、アクセス数は増加しており、インターネットを通じ外交政策に対する国内外の理解の促進に寄与した。 評価の切り口2:パリアフリー化対応ページを増やしたことにより、ホームページアクセスの層が拡大し、インターネットを通じ外交政策に対する国内外の理解の促進に寄与した。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成19年度政策評価の結果を踏まえ、今後もホームページを通じた迅速で分かり易い情報提供に積極的に取り組むこととした。 (平成20年度概算要求額:262,855千円[平成19年度予算:300,537千円])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも	平成 18 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月	3.世界に発信する機動的外交 (1)戦略的な情報は新とパブリック・ ディプロマシー(対市民外交)の強化 ●情報発信能力の抜本的強化による 「攻め」の広報(インターネット戦略の 抜本的改革等)
の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	◇日本の魅力とメッセージの積極発信 戦略的な情報発信 ●国民への外交政策の説明強化
1	İ	Ī	

施策名	領事サービスの改善・強化
施策の概要	(1) 邦人の利便性及び福利向上のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上のため、IT 化の推進、福利厚生 面での支援強化等のための取組を進めた。 (2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講 じた。 (3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関 (ICAO) の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に 努めた。
	【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

領事業務の IT 化の推進、医療等福利厚生面での邦人に対する支援強化、領事業務実施体制の着実な整備、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。

【施策の必要性】

近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わっている領事業務へのニーズは高まっており、更に、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、IT化、福利厚生面での支援強化、領事担当官の能力向上、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。

【施策の有効性】

- (1) IT 化等による手続の簡素化、邦人の福利厚生面での支援強化の取組は、サービスの向上・利便性の向上につながり有効である。
- (2) 領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。
- (3) ICAO の国際標準に準拠した生体情報を取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使 した IC 旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

【施策の効率性】

- (1)限られた資源の中、IT 化の推進等により邦人の利便性向上が着実に図られており、とられた 手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

領事サービスの改善・強化については、終わりのない目標と位置付けており、平成 19 年度以降 も重点政策として目標達成に向け推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

- (1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること
- (2) 領事業務実施体制を整備すること
- (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:在留届の電子届出件数の伸び及び在留邦人向けメールマガジンシステムの導入公 館数の伸び

(1) 在留届電子届出件数

平成 16 年度: 18981 件、平成 17 年度: 19867 件、平成 18 年度: 24596 件

(2) メールマガジンシステム導入公館数

平成 16 年度: 43 公館、平成 17 年度: 65 公館、平成 18 年度: 88 公館

評価の切り口2:領事出張サービスの回数

平成 16 年度: 497 回、平成 17 年度: 746 回、平成 18 年度: 711 回

評価の切り口3:在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録率の伸び

(1) 在外選挙人名簿年間登録申請件数

平成 16 年度: 15,729 人、平成 17 年度: 20,839 人、平成 18 年度: 21,635 人

(2) 在外選挙人名簿登録件数(注:帰国による登録抹消者及び市区町村選管での登録審査に期間を要するため(1)とは乖離がある。)

平成 16 年度: 5,541 人、平成 17 年度: 9,260 人、平成 18 年度: 7,358 人

(3) 在外選挙人名簿登録率

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 平成 16 年度:11.45%、平成 17 年度:12.09%、平成 18 年度:13.06%

(外務省調べ)

評価の切り口4:日本人学校・補習授業校への援助

次の数の日本人学校及び補習授業校に対し、校舎借料、現地採用講師謝金等に係る援助を行って おり、邦人支援策の向上に寄与した。

(1) 日本人学校

平成 16 年度: 83 校、平成 17 年度: 85 校、平成 18 年度: 85 校

(2) 補習授業校

平成 16 年度: 189 校、平成 17 年度: 185 校、平成 18 年度 187 校

評価の切り口5:医療情報の積極的な提供及び海外巡回医師団の派遣

(1) 医療情報の提供

鳥インフルエンザを始めとする世界各地の感染症につき、海外安全ホームページ、感染症関連情報ホームページ等を通じて情報提供を行い(平成18年度の感染症関連渡航情報発出件数:32件)、国民の海外渡航の際の健康面での啓発に寄与した。

(2)海外巡回医師団派遣

平成 18 年度は、医療事情のよくない 37 カ国・59 都市に 12 チームの医師団を派遣し、1400 人の在留邦人を対象として健康相談を実施し、日本とは違う環境の下で生活する邦人の身体・ 精神両面での健康・衛生管理に寄与した。

評価の切り口6:領事研修受講者のアンケート及び外部講師よりの評価

(1) 領事研修受講者のアンケート結果

領事初任者研修(年2回)、領事中堅研修(年1回)、在外公館警備対策官研修(年1回) を実施し、受講者のほぼ全員より知識・専門性の向上が図られ有益であったとの評価があった。

(2) 外部講師よりの評価

外部講師(大学教授等)よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野 の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

評価の切り口7:IC 旅券の発給状況

平成 18 年度においては約 467 万冊の IC 旅券を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

評価の切り口8:領事業務の業務・システムの最適化事業の進行状況

領事関連データ管理システムにおいて、在留届の二重登録防止等の機能を付与したほか、セキュリティの強化を達成した。また、平成 19 年度以降に達成予定の在留邦人数実態調査のシステムによる自動化、戸籍・国籍事務のシステム上の管理、査証発給端末と旅券発給端末の一部統合等の開発を順調に進めており、海外邦人の利便性の向上、領事業務実施体制の整備に寄与した。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

- 1. 平成20年度予算要求においては、事務事業ごとにメリハリのある要求を行った。 (平成20年度予算額:13,522,824千円[平成19年度予算:13,233,525千円])
- 2. 平成20年度定員要求においては、IC旅券の高度化への対応のための定員増(本省)及び領事担当官の定員増(在外公館)を要求した。

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)

施政方針演説等	年月日
平成 18 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月
平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 8 月

1. 国民と共にある外交

- (2) 国民の安全の確保
- ●心のこもった領事サービスの実施 ◇国民の安全・安心の確保

記載事項(抜粋)

●多様なニーズに即したきめ細かい領 事サービスの実施

施策名	海外邦人の安全確保に向けた取組
施策の概要	(1)海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化しうるよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めると共に、そのための的確な情報収集・発信力の強化。 (2)海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務にあたる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務のアウトソーシング化、内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化、更に医療ほかの専門性の強化等、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。
	【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

平成18年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における施策を進め、全体としては相当な進展があったと考える。特に、スマトラ沖大地震・インド洋津波以降の大規模自然災害の被害及び世界各地で発生するテロの残酷さ等を背景に、緊急事態への対応体制、安否確認システムの整備を確実に進め、また、危機管理意識の高揚と共に、鳥・新型インフルエンザという新たな脅威に対しても、各国政府及び関係機関等とも連携しつつ、対策を講じることができたことは大きな進展であった。また、こうした施策の実現に向け、平成19年度予算においては、業務の効率化を図りつつ必要な経費を確実に反映させ、邦人保護業務を進める上での基盤強化を図ることが可能となった。

【施策の必要性】

国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題であり、海外における国民の身体・生命及び財産を守るための努力は外務省の最重要任務の一つである。また、海外における邦人の安全対策及び邦人保護業務に際しては、常に、予算・人員の効率性向上を図りつつ、効果の最大限化を図ることは、国民及び時代の要請である。

【施策の有効性】

海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が多様化する海外での危険を正確に認識し、「自分の身は自分で守る」意識をもって予防策を講じることが重要である。このため国民が、常時変化し、多様化する海外の危険を的確に察知し、回避するための安全対策を講じられるよう、渡航先の治安・テロ情報に加え、感染症等国民の安全に関連する最新情報を的確かつ細やかに提供することが不可欠であり、このための正確な情報収集・分析及び魅力的な発信体制の強化を図ることが有効である。第二に、安全対策を講じたにも拘わらず、不測の事件・事故あるいは災害等のトラブルに遭遇した国民に対して、時間・場所に関係なく、必要かつ十分な支援を、迅速かつ確実に行いうる外務本省及び在外公館の体制並びに支援のための基盤の整備・強化が必要である。特に、平成16年末に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波以降、同様な大規模自然災害が継続している中で、こうした大規模緊急事態に際する人的、物的整備が急務となっている。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【施策の効率性】

多様化する海外における危険に応じて、正確かつ的確な情報及び支援を提供するため、在外公館及び外務本省の人的・物的資源を効果的かつ効率的に投入、展開し得る体制の整理及び強化、また業務の一部アウトソーシング化、内外の関係団体との連携・協力の強化を図ることは施策の目標及び時代の要請に合致しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

海外における邦人保護については、在留邦人の増加傾向が継続し、これに加えて、「2007年問題」で示される如く平成19年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え潜在的な海外渡航人口に合流すること及びテロの広域化、自然災害の大規模化等世界規模で危険・危機が多様化し、かつ複雑化する中、依然として、海外邦人の保護に際する政府への期待は高い。このような状況に対応するためには、国民の危機回避意識を醸成・増進すると共に、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、ネットワーク化を進めつつ、在外公館の邦人援護の体制・システムを強化し、右に向けた予算要求を行うことが重要となっている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標】

- (1) 海外邦人の安全対策を強化すること(広報・啓発)
- (2) 海外邦人の援護体制を強化(基盤・体制) すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:情報発信基盤の強化に向けた取組状況

平成18年度には、安全情報収集委託業務の見直し、外国政府安全対策担当者の招聘等を通じた現地情報収集力体制の強化、海外安全ホームページのアクセスビリティ及びユーザビリティの向上によるアクセス数の増加を図った他、幅広い層に人気のあるオリエンタルラジオをイメージキャラクターとする等海外安全キャンペーンへの関心を高めた。また、海外における多様な危険を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料(海外事件簿等)をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供した。更に、こうした国民のための情報を外務省ホームページのみにならず、政府全体の広報の取組との連携をはかり、政府広報の手段を活用し、海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施し

た。

評価の切り口2:海外邦人の危機管理意識強化に向けた取組状況

平成18年度には、テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。

評価の切り口3:多様化する危機・ニーズへの対応強化

(1) 休館時緊急電話対応体制の強化状況

施政方針演説等

夜間・休日等在外公館閉館時等時間的制約に関係なく、海外邦人からの緊急連絡に対応しうるよう、在外公館休館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成18年度には(予算の制約はあったものの)導入公館を平成17年度の40公館から1公館追加導入し、41公館に拡充するとともに、平成19年度予算において東南アジア地域への更なる拡充に向けた予算を確保した。

(2) 遠隔地等における即応体制強化の進捗状況

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行いうるよう、現地協力者の初動時の支援を得るに必要な謝金及び管轄公館の領事担当官が迅速に現場に赴くための旅費等、平成19年度において関連予算を増額した。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

施策を(1)海外邦人の安全対策を強化すること(広報・啓発)及び(2)海外邦人の援護体制を強化すること(基盤・体制)の両面から、対策と強化を図った。その結果、予算上の制約はありながら、平成18年度においては、それぞれの分野で確実な進展を維持し、また、平成19年度においては、更なる事業の見直しを行い、効率化、重点化を図りつつ、事業を確実に進展し得る予算を確保した。こうした短期、中・長期的な観点からの事業の見直し及び効率化を更に推進する工夫により、新年度予算の要求において、合理的かつ適切な事業予算の要求を盛り込むことができた。なお、アウトソーシング、ネットワーク作り等の推進及び大規模緊急事態への対応は、まだその緒に就いたばかりであり、今後更に具体的な事業の実現、拡大が課題である。平成20年度には、アクティブなシニアといわれる高年齢層の海外渡航・移住人口の増加、想定を超える規模・状況下での自然災害、テロ等の発生及び新型インフルエンザ等の感染症の発生等を受け、継続的に海外邦人安全対策・体制の強化を図ることが緊要である。

(平成 20 年度予算額:831,735 千円[平成 19 年度予算:930,282 千円])

関係する施政方
10.0 MIL 0 0 0 0 0 10.0 0 0 0
針演説等内閣の
重要政策(主なも
(1)
の)

	心以刀刃疾机夺	꾸기니	山野寺 (1)人(十)
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	2. 国民の安全の確保と繁栄の促進 (2) 国民の安全・安心の確保 津波、地震、テロ等大規模緊急事態や海 賊等をはじめとする多様化する危険・危 機への対策強化
ı			

年 日 日

記載重項 (抜粋)

施策名	外国人問題への対応強化
施策の概要	中国団体観光の促進等諸外国との観光、ビジネス等の人的交流を促進する措置とともに、日系人のなりすまし防止、人身取引対策等のため査証審査の厳格化措置をとり、適正な査証審査と査証をとれて、 WANの拡充を進めた。また、外国人問題に関する取組として、海外交流審議会答申のフォローアで、 プ、国際シンポジウムを実施するとともに、関係国政府との協議を通じて問題解決に向けた協力は制を強化した。
	【評価結果の概要】
	【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1) 引き続き入国者数が大幅に増加する一方、不法残留者数、犯罪検挙人員に増加は見られず、人的交流の拡大と出入国管理等厳格化の両方の要請に十分応えることができた。 (2) 二国間の領事当局間協議は、相手国政府に対し当該国国民の不法滞在・犯罪の問題を認識させ、問題解決に向けた連携強化に大きく貢献した。 (3) 国際シンポジウムは、海外交流審議会答申やG8サミットの首脳文書のフォローアップの意義を担っており、外国人問題に関する国内関係省庁他との議論の活発化、世論の啓発に寄与し
	た。 【施策の必要性】 (1) 我が国と諸外国との間の人的往来が急速に拡大している中で、ビジット・ジャパン・キャンペーンを通じた外国人観光客の誘致促進、規制改革会議等を通じた外国人ビジネスマンに対する査証簡素化の要望を踏まえ、問題のない外国人に対する査証緩和措置を実施し健全な人的対流の一層の促進を図る一方、外国人犯罪の増加等治安問題に対する国民の関心の高まりを受け、査証審査を厳格に行い、好ましからざる外国人の入国を未然に防止する体制を強化する必要がある。
	(2) 外国人の不法滞在、犯罪等に対する対策強化のため、関係各国との領事分野での政府間協認を促進させる必要がある。我が国の外国人在留者数が約201万人(平成17年12月末現在)に達し、教育、社会保障、労働環境等の問題への総合的な対応が求められているので、省庁横断的な対応を検討するとともに、地方自治体とも連携して、外国人問題に関する国民の理解を認め、効率的かつ有効な措置を講じていく必要がある。 【施策の有効性】
E策に関する評	(1) 犯罪対策閣僚会議の行動計画や人身取引対策行動計画等を踏まえつつ、問題のない外国人に対する査証緩和措置を実施するとともに、好ましからざる外国人に対する査証審査を厳格化で、その入国を未然に阻止するため、査証 WAN の拡充をはじめとする適正な査証発給のための
説に関する品 品結果の概要と を成すべき目標 等	(2)関係省庁間で整理され経済財政諮問会議に提出された「生活者としての外国人」に関する終
	限られた資源の中、査証面から人的交流促進と出入国管理等厳格化の両方の要請に応えることでき、外国人問題についても、領事当局間協議、国際シンポジウム等により国民の理解増進、政府での検討の加速化に寄与したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。 【今後の方針】
	適正な査証発給に向けた体制整備を更に強化するとともに、出入国管理等の問題、在日外国人の在留管理への取組を促進し、関係省庁、関係各国、課題を抱える地方自治体とも連携を深めていく 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

- (1) 外国人問題への対応の強化により人的交流を拡大し、出入国管理等厳格化の要請に応えること
- (2) 在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと

【目標の達成状況】

評価の切り口1:適正な査証発給のための体制の整備

査証関連措置(韓国人に対する短期滞在査証免除措置の無期限延長、中国国民訪日団体観光促進措置等)の効果もあり、外国人入国者数が平成 18 年も引き続き増加している(短期滞在新規入国者数:平成 17 年・575 万人→平成 18 年・641 万人)一方、不法残留者数(平成 17 年・19 万人→平成 18 年・17 万人)や刑法犯検挙人員数(平成 17 年・8,505 人→平成 18 年・8,167 人)は減少しており、双方からの要請に十分応えることができた。

評価の切り口2:在日外国人が抱える問題の状況と解決のための施策の実施状況

平成18年度には6カ国との間で領事当局間協議を開催し、相手国政府に当該国国民の不法滞在・犯罪の問題点を然るべく申し入れるとともに、問題解決に向け協力を強化することができた。また、海外交流審議会答申やG8サミットの首脳文書のフォローアップとして、第3回国際シンポジウムの開催を通じ、在日外国人問題について国内関係省庁との連携強化、具体的な措置に向けた政府の

政策評価の結果 の政策への反映 状況	検討を加速させることができた。 適正な査証発給に向けた体制整備を更に強化する。 在日外国人の在留管理への取組を促進し、関係省庁、関係各国、課題を抱える地方自治体とも連携 を深めていく。 (平成 20 年度予算額:851,722 千円[平成 19 年度予算:708,055 千円])		
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の	施政方針演説等 平成 18 年度 重点外交政策	年月日 平成 17 年 8 月	外国人受入体制の更なる整備

施策名	ITを活用した業務改革
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、運営・維持経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。
	【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1) 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」(平成 18 年度成果重視事業)においては、ホストコンピュータ上で運用している 45 業務・システムのうち 28 業務・システム(全体の 62%)の再構築を完了し、完了比率目標を達成した。 (2) 「外務省情報ネットワーク最適化」においては、平成 20 年度からの最適化に向け平成 18 年度までに最適化計画の基本要件となる基幹通信網を 183 公館へ、秘匿 IP 電話を 187 公館へそれぞれ設置し、今後も継続していく。 (3) 「在外経理システムの再構築」(平成 18 年度成果重視事業)においては、在外経理システム用データベースサーバを構築し、経理データ集計機能の強化を達成した。 【施策の必要性】 (1) 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」については、平成 18 年度重点外

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

毎毎に関する証

【施策の有効性】 (1)「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間 3億円削減し、業務処理時間を年間 1500 時間削減することにつながり、効果的である。

(3) 「在外経理システムの再構築」については、在外公館における会計担当官の膨大な業務を簡素化・効率化するため、在外経理システムの再構築による環境整備を進めることが必要である。

交政策に掲げられた IT 関連の業務改革を推進し、業務の効率化を達成するため、ホストコン

ピュータ上で運用している内部管理業務・システムの最適化に取り組む必要がある。 (2) 「外務省情報ネットワーク最適化」については、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を 図るため、現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し、十分なセキュリティと、外交活 動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し通信機能

- (2) 「外務省情報ネットワーク最適化」では、全体的なセキュリティレベルの向上とともに平成22年度の計画完了時には年間1億7000万円の経費削減、及び1万7000時間の業務時間短縮が見込まれる。
- (3) 「在外経理システムの再構築」では、最適化計画完了後は年間約6万6700時間(目標試算値)の削減が見込まれる。また、システムの維持・運用経費については、平成18年度から平成20年度まで、年平均2082万4000円の経費低減に相当する効果が見込まれる。

【施策の効率性】

を強化する必要がある。

ホストコンピュータについては入札によるオープン機器の導入、基幹通信網及び秘匿 IP 電話については入札を実施、並びに在外経理システムも入札を実施し、競争原理の導入により効率化を図った。

【今後の方針】

- (1) 「外務省情報ネットワーク最適化」及び「在外経理システムの再構築」については、引き続き事業を推進し、行政運営の簡素化・効率化・合理化を目指す。
- (2) 「内部管理業務用ホストコンピュータ再構築」については、外務省の「人事・給与等業務・システム」をホストコンピュータから切り離して、一般サーバ等を利用する環境に再構築することを検討して、成果事業目標の達成を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口:業務・システム再構築の完了比率(最終的には成果指標により評価するも、システム整備途中につき本年度は完了比率で評価)

- (1) 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ 上で運用している 45 業務・システムのうち 28 業務・システム(全体の 62%)の再構築を完了 し、システム維持経費の削減に寄与した。
- (2) 「外務省情報ネットワーク最適化」においては、平成20年度からの3年計画である最適化の基本要件整備のため、平成19年度までに全在外公館(220公館)に基幹通信網を整備及び秘匿IP電話を設置する予定であるところ、平成18年度までに基幹通信網を183公館(84%)に整備、秘匿IP電話を187公館(85%)に設置した。
- (3) 「在外経理システムの再構築」においては、在外経理システム用データベースサーバを構築したことから経理データ集計機能の強化を達成し、業務の簡素化・効率化・合理化に寄与した。

政策評価の結果の政策への反映状況

- ① 府省共通の「人事・給与等業務システム」の計画見直しが行われていることを受けて、外務省の人事・給与等業務・システムについては、ホストコンピュータから切り離して、オープンな環境に再構築することとし、その再構築のための経費を要求する。
- ② 平成 16 年度から整備を開始した基幹通信網及び秘匿 IP 電話を引き続き運用するための経費、 並びに 新たに開設した 6 公館への導入経費を要求。外務省情報ネットワーク最適化計画中の構

	③ 「在外経理システムの整備」に、 経理システムの将来像とするサー 算において要求した。	ついては、引き続き バ本省集約等の最近 外務省全体の予算	トVPNの整備を行うための経費を要求。 事業を推進するための経費とともに、在外 強化計画見直し作業経費を平成20年度予 に関わっており、特定の項の下の予算は計
即広十2歩五十	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	施政方針演説等 平成 18 年度 重点外交政策	年月日 平成 17 年 7 月	記載事項(抜粋) 3. 世界に発信する機動的外交 (3) 実施体制強化 IT 化による業務の効率化

施策名	外交実施体制基盤の整備・強化
施策の概要	 (1)世界の主要国としてふさわしい定員・機構を達成することにより外交実施体制を強化する。 (2)在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、不法な攻撃から館員の生命及び身体の安全確保を図るとともに、これら攻撃を抑止する。 (3)在留邦人の安全確保及び我が国の権益の保護のため、外務本省及び在外公館における危機管理体制を整備・強化する。 (4)英、仏、独、西、露、中国、アラビア語を研修語とする I 種及び専門職若手職員の語学力を検証し、現在行われている語学研修の改善策を検討する。
施策に関する評価結果の概要と	【評価結果の概要】

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由)

- (1)世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力については、在外公館の増強、定員の純増、機構改革の実施等で進展があった。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化については、各種の物的な警備強化措置、警備体制の強化、 各種研修や警備訓練を実施したなどの進展があった。
- (3) 緊急事態への対策強化については、外務本省における連絡体制、緊急事態発生時の対応基本事項等の整備などの進展があった。
- (4) 若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直しについては、検証結果に基づき、具体的な語 学研修目標の明確化、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試 験の改善など語学研修の改善策を順次実施するなどの進展があった。

【施策の必要性】

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を担い追求するための外交を実施する上で、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。外務省は、平成18年度重点外交政策において、①国民と共にある外交(安全保障政策や邦人保護・領事政策等の我が国・国民の安全の確保と日本企業支援や経済連携協定(EPA)の増進等の我が国・国民の繁栄の増進)、②自由で豊かな世界を目指す外交(アジアにおける安定的協力関係の強化、国連改革の推進、貧困・平和・地球規模問題等への取組)、③世界に発信する機動的外交(戦略的な情報発信とパブリック・ディプロマシーの強化、情報収集・分析機能の抜本的強化、外交実施体制の強化)を展開するための体制強化に取り組んでいく旨決定している。

これらの重点外交政策は、今後も引き継がれていくべきものであり、その円滑な実施に資するべく、外交実施体制基盤の整備・強化という本施策を推進することは必要不可欠である。

【施策の有効性】

(1)世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力

現在の外務省の定員・機構は、世界の他の主要国と比し大きく見劣りするものであり、外務省の業務がますます増大している中で、世界の主要国としてふさわしい定員を確保し、在外公館を整備することは、外交実施体制を強化する上で有効である。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

警備対策官及び警備専門員に対する研修、館員に対する警備関係講義を行うこと、各在外公館において、所在国の治安情勢や脅威を勘案した警備訓練を実施すること、大規模行事の実施に際しては安全な実施に万全を期すことは、在外公館に各種の物的な警備強化措置を講じ、安全確保のための体制を一層強化する上で有効である。

(3) 緊急事態への対策強化

緊急事態発生時の外務本省における連絡体制を定期的に更新すること、外務本省及び在外公館用として策定したマニュアルを踏まえ、外務本省及び在外公館における危機対応に必要な設備の保守・整備を行うことは緊急事態の発生に備えた体制整備として有効である。

(4) 若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し

検証結果に基づき、具体的な語学研修計画の設定、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、 通訳研修の拡充、統一語学試験の改善などを順次実施することは、語学研修の改善のために有 効である。

【施策の効率性】

(1) 世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力

体制強化のために在外公館・人員を拡充し、国際業務の変化を踏まえた機構改革を行ったが、 とられた手段は適切であり効率性の観点からも適当であった。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

物的な警備強化措置、専門家研修、警備関係講義、警備訓練等の実施により、在外公館の警備体制の強化が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) 緊急事態への対策強化

外務本省における連絡体制の更新、対応マニュアルの整備、設備の保守・整備等の実施を通 じ、緊急対策本部等の短時間の設置、初動体制の整備を効率的に行うことができ、とられた手 段は適切かつ効率的であった。

(4) 若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し

具体的な語学研修目標の明確化、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、 統一語学試験の改善等の実施により、語学研修の改善が見られたことから、とられた手段は適 切かつ効率的であった。

【今後の方針】

- (1)世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力 世界の主要国としてふさわしい定員・機構は今後とも更に整備・強化する必要がある。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化 テロリストの攻撃は、年々威力を増しており、在外公館の警備体制は、常に整備する必要がある。
- (3) 緊急事態への対策強化 緊急事態は多様であり、常に最善の体制を整備する必要がある。
- (4) 若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し 今般の事業の対象である主要 7 言語とは別の 34 研修語及びⅢ種職員の語学力及び研修語学 についても検証、見直しを行う必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:外務省の人員、機構の整備状況

平成 18 年 8 月の外務本省の機構改革、平成 19 年度定員要求により定員 51 人の増、平成 19 年度 機構要求による 6 大使館、2 駐在官事務所の新設や 1 総領事館の廃止を行った。

評価の切り口2:在外公館の警備体制の強化の状況

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門家研修、警備関係講義、警備訓練等の実施を行った。

評価の切り口3:緊急事態の発生に備えた体制整備の状況

緊急事態の発生に備えた体制整備については、緊急事態発生時に外務本省における連絡体制や基本マニュアルを活用し成果を収めた。

評価の切り口4:若手職員の語学研修の改善状況

若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直しについては、語学研修目標の明確化、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試験の改善等の実施を行った。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

【予算要求等への反映内容】

- (1) 平成19年度政策評価書においては、激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化するという「目標の達成に向けて進展があった」とされる。
- (2)上記平成19年度政策評価の結果を踏まえ、本施策の目標達成に向けて事務事業(1)~(2)の取組を継続し、あらたに事務事業(3)「外交を支える情報防護体制の多面的な強化」を追加し、平成19年度実施分の政策評価に本件施策の評価を行う予定である。
- (3) 平成20年度にも本施策を実施するため事務事業の予算要求を行うもの。

(平成20年度予算額:本件施策は、外務省予算全体の予算に関わっており、特定の項の下の予算は計上されていない。[平成19年度予算額:36,086,996千円の内数])

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成 18 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月	3.世界に発信する機動的外交 (3)実施体制強化 ●世界の主要国としてふさわしい定員体制の達成に向けた努力 ●外国における我が国の「顔」である在外公館の体制・警備強化、勤務環境の改善 1.国民と共にある外交 (2)国民の安全の確保 ●津波、地震、テロ等大規模緊急事態や 海賊等への対策強化
	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	1. 日本外交の基礎体力の強化 (1) 外交実施体制の強化 ●国民の安全・安心の確保や繁栄の促進 等に不可欠な定員体制の整備 ●外交最前線たる在外公館の増強、警備 体制・勤務環境の改善(テロ対策、在外 選挙実施等) 2. 国民の安全の確保と繁栄の促進 (2) 国民の安全・安心の確保 ●津波、地震、テロ等大規模緊急事態や 海賊等をはじめとする多様化する危険・ 危機への対策強化

15.55				
施策名	対ベトナム国別援助政策 我が国は、外交、経済的相互依存関係、人道的・社会的観点から、ベトナムの発展を支援するた			
施策の概要	おか国は、外父、経済的相互依存民 め、成長促進、生活・社会面での改善			
施価達等に黒する要目を受けているをはませい。	大部子 (は展別では、 は展別では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	際して、先方より我が国ODAに対する謝る。ベトナムはASEAN10カ国の中で第2のる。我が国にとって、ベトナムは製造拠点、つ国であり、援助によるベトナムの投資待の経済面での好循環につながることが期待である。助国の開発計画との整合性等)会面での政事が、重点事項、援策に合致して投資環境整備、電力施設の効率に合致して投資環境整備、電力施設の効果等)Cを含援事業で我が国の他事業や他が進めたの成果等)Cを含援事業で我が国の他事業やしたが進めた。ごを含まるとともにが進むたが、大きなとのである。とともに、現地のののであった。でい、協議を活発化するとともに、現地のののは、現地のののであった。でい、協議を活発化するとともに、現地のののである。	
政策評価の結果 の政策への反映	VI-1に統合され、同施策の下で一括	して予算要求される		
状況	(平成 20 年度予算額: 327, 203, 428 ⁻ 施政方針演説等	千円の内数[平成1 	9年度予算:340,467,304 千円の内数]) 記載事項(抜粋)	
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	お戦争頃(放件) インド・東南アジアを含む南部アジア及び豪州との対話・協力の推進	
の)				

施策名	対ブータン国別援助政策				
施策の概要	我が国はブータンとの友好関係を踏まえ、同国の民主化に向けた取組を支援している。 を 陸国という不利な条件の中で経済開発に努めている姿勢を評価し、国民が幸福感をもって 社会を最終目標とする国民総幸福量 (GNH: Gross National Happiness) を開発の基本理念 掲げているブータンに対し、ブータン独自の考え方を尊重した ODA を実施している。対ブー 助は、①農業・農村開発、②経済基盤整備、③社会開発、④良い統治を重点分野としている。				
施価達等に無する要目	る。(2)毎年のDA にで関連を表している。(2)毎年のDA にで関連を表している。(2)毎年のDA にで関連を表している。(2)毎年のDA にで関連を表している。(3)もまりのでは、「1000年間では、1000年間では、「1000年間では、100	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	助国の開発計画との整合性等) 盤整備、社会開発、良い統治)及びそれに 立政の要請が強い農業及び経済インフラ分国 支援整のの要請が強い農業分野に合からの要請が強会開発分野にのからしており、かつ他ドインスがしまった。 をの成果等) レベルが向上してでは、いいでは、イのがによっては、のでは、しいICEFとのがであるでは、イのがは、は、イのがは、は、イの的規模である数でであるなど、がの規模であるなど、がであるなど、がであるなど、ができなどがはないが、2006年4月においず、2006年4月にきまりであった。 間でのであった。 間でのであるでは、の定例化等であるでいく。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成20年度については、政策評価体系の見直しにより、平成20年度政策評価実施計画の施策				
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
対演説等内閣の 重要政策(主なも の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	南部アジア及び豪州との対話・協力の 推進 ODAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携 の強化		

施策名	対モロッコ国別援助政策			
施策の概要	国王モハメッド6世による国家政策「人間開発に係る国家イニシアティブ(National Initiati for Human Development: INDH)」に沿って地域格差是正及び貧困削減に取り組んでいるモロッコ対し、我が国は、モロッコの6つの開発重点分野である①農業及び水産業開発、②水資源開発、基礎インフラ整備、④地方開発、⑤環境、⑥社会開発分野を中心に支援をしている。しかしながら地域格差や貧困は依然として際立ったものがあり、今後とも MDGs の目指す分野としても、モロッコのこうした取組を継続的に支援していく。			
施価達等に無対に関めている要目では、ままでは、ままでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	会社の日本に (2) と東野も的独地の定義 (2) と策のは、1956 を行いて (3) が、1956 では、対して (4) といっては、対しにといって (5) では、対しにといって (6) では、対して (6) では、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは、がは	「大きな」とと点れ、(種できょうのは、 はない、足が、は、これで、で、医・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ッコ側カウンターパート共に緊密な連絡を施している。 流を通じて以外では、一切のは、にいりのは、にいりのは、にいりのは、にいりのは、にいりのは、にいりのは、にいりのは、にいりのは、にいりのは、にいりのを合性が、自身を一で、はいりのでは、ことのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成20年度については、政策評値 VI-1に統合され、同施策の下で一括	h体系の見直しによ して予算要求される	り、平成20年度政策評価実施計画の施策	
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	ODA の戦略的拡充とバイ・マルチの連携 の強化 MDG s 達成への貢献、経済成長を通じた 貧困削減、南南協力	

施策名	対ボッグマヨロ1位中が徐		
施汞石 施策の概要	対ザンビア国別援助政策 我が国は、対ザンビア国別援助計画(2002年10月)において、①農村開発を中心とする貧困対策への支援、②費用対効果の高い保健医療サービスの充実、③均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援、④自立発展に向けた人材育成・制度構築、⑤域内相互協力の促進、の5つを重点分野と位置づけ、右に基づき対ザンビア経済協力を実施してきている。		
施価達等に果する要目	る。(2)2006年1月のよりでは、 表明される。 【施策の必要性】 が大は強性を国際では、からの を表の必要性】がいいいでする。 【施策の必要性】がいいいでする。 「ボ策の必要性」がいいでする。 「ボッツでは、内では、内では、内ででででは、内でででででででででででででででででででで	で、「東)ののよう(国美・月野後ので情報 国ののでは、 で、「東)ののよう(国美・月野後ので情報 国ののでは、 一、「東部等い力整や困TIC村 れによ無。果・の十見。 のし。 てカ協た維被野略ロや 点を大が関分交 でし、 で、大が、大き、大が、大き、大が、大き、大が、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	国の開発計画との整合性等) 我が国の上位政策(ODA大綱、ODA中 SP)、第五次国家開発計画等)、さらには と十分な整合性が確保されている。また、 本の比較優位のあるインフラ面への支援も ごとの成果等) ごしたモデル・プロジェクトを実施するな がンビア政府や裨益者の評価を得ている。 と技術協力の連携、対象地域の限定など工 と技術協力の連携、対象地域の限定など五 る。 施過程の適切性・効率性等) NGO、現地の大使館・JICA、さらに 行われた。ザンビア政府側との政策協議は ている。このように、本施策を実施する上 の国家開発計画に則した形、かつ選択と集
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成20年度については、政策評価体系の見直しにより、平成20年度政策評価実施計画の施策 VI-1に統合され、同施策の下で一括して予算要求されることとなった。 (平成20年度予算額:327,203,428千円の内数[平成19年度予算:340,467,304千円の内数])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発への強力の推進ODAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化
	L	[

施策名	対マダガスカル国別援助政策		
施策の概要	我が国は、マダガスカル貧困削減戦略文書の柱である「経済成長の推進」、「人間が安心して生活できるシステムの推進」に力点を置きつつ、平成18 (2006) 年2月に政策協議の場で確認された開発課題を解決するための支援を実施している。1.農水産業・農村開発(①農業開発、②水産開発、③環境開発、④保健医療事情の改善、⑤安全な水へのアクセス改善、⑥初等教育へのアクセス改善)、2.民間セクター開発・貿易・投資促進という二つの開発課題を設定し、これら1.2.の課題解決のために人材育成やインフラ整備を重視している。		
施価達等に果する要目を持ちます。	(評価結果の概要) (評価結果の概要) (評価の結果・理由) 「目標の造成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 我が国の対マダガスカル援助を通じ、上記施策の概要で記載した各開発課題の改善に貢献している。 (2) 援助政策の策定・実施過程でマダガスカル政府と緊密な協議が行われており、マダガスカル側の間差・一文を的確に反映した支援が行われている。 (2) 援助政策の策定・実施過程でマダガスカル政府と緊密な協議が行われており、マダガスカル側の間差・一文を的確に反映した支援が行われている。 (重確の必要性) 「佐策の必要性」 「本産等に多人な発展の可能性を経めており、アジアとアフリカをつなぐ位置からアジア経済のダイナミズムをアフリカへつなげていく「保け橋」としての役割が期待できる。他方、国民の大半が1日1ドル以下での生活を余儀なくされており、貧固問題等、経済・社会開発上の広策が温塵を抱えている。かかる観点より、アジアとアフリカの接点であるマダガスカルとの協力関係の維持は、同国の経済発展のみならず、アジア・アフリカ回地域における安定と繁荣に寄与する側面も有し、意義が大きい。 【施策の要当性】(我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との定めは過度の維持は、同国の経済発展のみならず、アジア・アフリカ両地域における安定と繁荣に寄与する側面も有し、意義が大きい。 【施策の場当性1 (我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画とのを合性等)対マダガスカル援助の重点開発課題(前述の「施策の観要」参照)及びそれに基づき実施されている事業は、(1)一連のマダガスカルの国寮開発計画(貧極削減破略文書(PRSP)、中長期開発戦が同自力した政策(MAP)等)、(2)ミレニアム開発目標(MDGs)やTICAD等の国際的優先課題、そして(3)教が国のDA上位の数とでは、大学がスカルの最全に表している。集後含金協力を通じた生産・流通設備の整備、技術協力を通じた適正技術等及に向けた支援等を実施、各セクターにおける生産性向上、農・水産業従事者の能力強化等・正面けて支援等を実施、各セクターにおける生産性向上、農・水産業従事者の能力強化・対策の対域で対な力が、の影響に関しては、マダガスカル側の社会開発指環改善では、マダガスカル側の社会開発指環改善に関しては、マダガスカルの教育、他が対しのとなっている。と表の経済を治ないる。と表の経済を治域に関いている。と表の経済を対域に関している。を先順位、実施能の等を適切に踏まえて対 スカル側関係で対えり、同国の開発・一次、優先順位、実施能の学を適切に踏まえてガスカルを開発者を密にしている。こまた、保健・医療分野でのフランスとの協調等も施策の効率性を高めるのに寄与している。こまた、保健・医療分野でのフランスとの協調等も施策の効率性を高めるのに寄与している。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【確なの目標】 アジアとアアリカの接点に位置する地数学的に重要な同国の経済・社会発展を支援し、良好な二間関係の更なの発行と対し、関係の関係に関係の関係に関係の関係に関係の関係に関係の関係に関係の対しに重要なが関係に関係の関係に関係の関係に関係の関係に関係を関係している。 「建立などの対しないるに対しないるが対しないるといないるに対しないるといないるに対しないるといないるといないるに対しないるといないるといないるといないるといないるといないるといないるといないると		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成20年度については、政策評価体系の見直しにより、平成20年度政策評価実施計画の施策 VI-1に統合され、同施策の下で一括して予算要求されることとなった。 (平成20年度予算額:327,203,428千円の内数[平成19年度予算:340,467,304千円の内数])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも の)	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	アフリカ開発会議 (TICAD プロセス) を通じたアフリカ開発への協力の推進 ODA の戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化

施策名	農業・農村開発に関する我が国の援助政策		
施策の概要	我が国は、貧困削減を ODA 重点課題の一つとしており、貧困削減の支援に関して、均衡のとれた開発を目指すための農村地域の発展を課題の一つとして挙げている。我が国は DAC 加盟国における農業・農村開発分野のトップドナーであり、「開発イニシアティブ」の中で、途上国の貧困削減に寄与する包括的な取組として、農業・農村開発の推進を示している。		
施価達等に果する要目を受けるとはできます。	理、特別のにより、 である。のと、のには、 と、のと、のには、 と、のと、のには、 、であるのでのには、 、でいてお国ロ例でたいにがプ事を出てが国を当り、 、でいてお国ロ例を出てが国を当り、 、でいてお国ロ例の上ののにる。 、でのにる。 、でのにる。 、でのにる。 、でのにる。 、でのにる。 でのため、 、でのにる。 でのため、 でのため、 、でのにる。 でのため、 でのに、 でのため、 でのに、 でのに、 でのに、 でのに、 でのに、 でのに、 でのに、 にのいに、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にの、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの	は、大型のでは、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型	助国の開発計画との整合性等) して、均衡のとれた開発を目指すための農れている。また、「開発イニシアティブ」 に入れた農業・農村開発の推進について述 ごとの成果等) を融などへの援助を通じて実現されている。 の整備により、米や主要食糧作物の生産性 献している。食糧の安全保障については、のケーススタディ国で向上した。生計向上 り、インフラの利便性の改善、農業の生産 施過程の適切性・効率性等) 案件審査能力にも改善が見られるが、相手 より、実施体制の今後の強化も求められる。 減に向けて進展があった。今後も貧困削減 同分野政策文書の策定を検討していく。
政等評価の結果	貢献すること。		
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成20年度については、政策評価体系の見直しにより、平成20年度政策評価実施計画の施策 VI-1に統合され、同施策の下で一括して予算要求されることとなった。 (平成20年度予算額:327,203,428千円の内数[平成19年度予算:340,467,304千円の内数])		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策 (主なも	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	ODA の戦略的拡充とバイ・マルチの連携の 強化
の)			

施策名 地球的規模の問題への取組(環境・森林保全)に関する我が国の援助政策 開発途上国における環境問題は、国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題であり、我が国 は ODA 大綱において地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題への取組を重点課題として位置づ けている。また、ODA 中期政策において、地球温暖化対策、環境汚染対策及び自然環境保全を3つ 施策の概要 の重点分野とし、このうち、自然環境保全分野において森林の保全・管理を取り上げている。これ により、我が国は、自然環境保全や森林資源の持続的利用を目的とした森林に関する取組への協力 を積極的に行ってきた。 【評価結果の概要】 【評価の結果・理由】 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、農村地域の生 活改善等、様々な効果が見込まれる。 (2) かかる援助を通じ、現地での植林に適した種子・苗木の生産の支援、植林・土壌流出防止な どの技術向上に繋がった。 【施策の必要性】 森林は、空気中のCO2を吸収・固定すると共に、土壌の流出防止、木材や薪炭材等の自然資源 の生産、生態系の保全、水源の涵養等の多様な役割を果たしている。しかし、世界の森林は依然と して深刻な速度で減少を続けている。途上国では農地への転用や過剰な伐採、過放牧など人口増加 や貧困を背景として森林の減少・劣化が進み、アジアやアフリカでは砂漠化も進行している。さら に森林資源の減少は、自然破壊を通じて地域住民の生活を圧迫し、貧困をさらに深刻なものにして いる。かかる現状から、我が国は、環境の保全や住民の貧困削減を促進するため、開発途上国にお ける植林や、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営の取組などを積極的に支援している。 【施策の妥当性】(我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等) 1992 年の「国連環境開発会議 (UNCED) 」において、「環境と開発に関するリオ宣言」とその行 動計画である「アジェンダ 21」及び「森林原則声明」が採択され、森林の減少や劣化への対策は国 際社会が協力して解決すべき地球的規模の問題の一つとして明確に位置づけられた。その後、「森 林に関する政府間フォーラム」や「国連森林フォーラム」等を通じて、国際社会の森林問題に対す る取組につき協議、法的枠組みの検討などが行われている。 施策に関する評 価結果の概要と 達成すべき目標 など」を明確に位置づけている。

こうした国際社会の動きに対応するべく、ODA 大綱では、地球温暖化をはじめとする地球的規模 の問題への取組が重点課題として位置づけ、ODA 中期計画では、地球的規模の問題への取組を更に 具体化して、地球温暖化対策、環境汚染対策、自然環境保全の3つを重点分野とすると共に、自然 環境保全分野において、「自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理

【施策の有効性】(国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等)

森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、資源エネルギーの 供給、農村地域の生活改善等様々な効果が見込まれている。また、①乾燥地や荒廃地への植林に際 してモデル開発や研究開発を被援助国関係者共同で行うなどの技術移転、②植林樹種に在来種を用 いることによる生物多様性保全への配慮、③果樹などの経済林の造成を通じた住民の収入向上など に留意しながら、持続可能な森林経営に資する取組を行っている。

【施策の効率性】(援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等)

環境・森林保全分野での異なる援助スキーム間の連携については多くの事例で確認されている (第三者評価の対象 55 件中 17 件)。中国山西省での植林事業の事例では、①技術協力で植林の適 正技術の開発と人材の育成がなされ、②それを活用して無償資金協力で日本の専門家主導での植林 の実施体制を構築し、③有償資金協力によって日本の専門家なしで中国側が主体的に植林事業を行 う、といった各スキームの特徴を効果的に生かしながら段階的に実施し、包括的な取組を行った。 また、JICA や JBIC の調査団の一員として国内省庁関係者や大学の研究者等を参画させ、我が国が 持つ経験と科学技術を活用する取組がなされた。このように、本施策を実施する上でとられた手段 は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

森林保全の重要性及び我が国の支援の効果が明らかになった。今後も環境分野の途上国支援政策 において、森林保全を適切に位置づけていくこととする。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、資源エネルギーの供 給、農村地域の生活改善に貢献し、ひいては、貧困削減、持続可能な開発、人間の安全保障に資す ること。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

平成20年度については、政策評価体系の見直しにより、平成20年度政策評価実施計画の施策 VI-1 に統合され、同施策の下で一括して予算要求されることとなった。

(平成 20 年度予算額: 327, 203, 428 千円の内数 [平成 1 9年度予算: 340, 467, 304 千円の内数])

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも

施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 地球規模問題 (感染症、環境等) の解決 平成 19 年度 重点外交政策 平成 18 年 7 月 に向けた幅広い外交努力

の)		

+ ht h		→ 150 Pl → 1, Mr	
施策名	地域協力(中米地域)に関する我が国の援助政策		
施策の概要	中米地域の域内協力の枠組みを対象として、同枠組み内での目的の推進や、地域の共通課題への対処に協力する。その分野は、中米統合機構(SICA)事務局やプエブラ・パナマ(PPP)事務局への支援から、感染症、教育、自然災害対策、インフラ整備や拡充まで多岐にわたっている。		
施価達等に無対に関めている要目を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	【評価結果の概要】 【評価の結果・同の概要・理由】 「理師のは、これでは、 「理師のでは、これでは、 「理師のでは、これでは、 「理師のでは、これでは、 「理師のでは、これでは、 「理師のでは、 「理師のでは、 「理師のでは、 「理師のでは、 「では、 「ののでは、 「でののでは、 「でのでは、 「でのでは、 「でのでは、 「でのでは、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「	「大き犬」の国域施養)と責中国用し出のがら、切伝と、倫丁標 る事 開化や国 行地力はの携域的協もさ域献、点展た 性播れ びて期 に 解る国中 平協枠要合化跨支に致た共た国らた果 効普手 SIS 、 に 済方際米 行力組で性をる援関し重通。間のだ品 率及段 に と しのみあ、図広すすて点課ま協他けの 性活は 事 定 り な に は な に は 、	育などの中米地域で共有する問題の改善にのための基盤整備や域内の人的交流の促進かっている。 おいて中米各国から我が国の立場に支持をの関係は強化されてきた。 各所で地域協力の枠組みが形成されでが国及び我が国と価値観を共有するあれた。 の野発計画との整合性等)ともフラのとまたが、貿協力の大きにか、貿協力の大きにか、貿易の財産が多い。でとの成果等)の取組支援により、「自由貿易や関境をいると、新パートナーシップ構想(「「小をの成果等)の取組支援により、「自由貿易や関境をもの成果等)の取組支援により、「自由貿易や関境をがあると、新パートナーシップ構想(「「小をの成果等)の成果等)の成果等)の成果等)のは実現のがは、高いでは実現のが、高いとでは、一とのは、一とのは、一とのは、一とのは、一とのは、一とのは、一とのは、一との
政策評価の結果	善隣友好関係の強化に貢献するとともに、我が国と同地域各国との協力関係強化を図ること。 平成20年度については、政策評価体系の見直しにより、平成20年度政策評価実施計画の施策		
の政策への反映状況	VI-1 に統合され、同施策の下で一括	して予算要求される	
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なも	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月	中南米諸国との関係強化 ODA の戦略的拡充とバイ・マルチの連携の 強化
の)			

施策名 体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施 効果的・効率的な ODA を行うため、その司令塔、政策の企画立案、実施主体各々において実施の体制を強化する。

【評価結果の概要】

【評価の結果・理由】

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)

- (1)「ODAの戦略的活用」という問題意識のもと、内閣における「海外経済協力会議」の設置、 外務省における国際協力企画立案本部や国際協力局の新設、JICA 法改正法の成立、国際協力に 関する有識者会議の設立等の改革を実現した。
- (2) これにより、ODA の戦略性強化、二国間援助と国際機関経由の援助の連携強化、技術協力、 有償資金協力及び無償資金協力の各手法間での連携強化等を一層促進するための体制が強化 された。
- (3) NGO の能力強化について追加的予算措置を講じ、更なる NGO との連携強化に向けてタスクフォースを立ち上げるなど、局全体の取組が強化された。

【施策の必要性】

ODA は外交の重要な手段・基盤であり、様々な ODA 事業を積極的に展開してきたが、ODA 大綱及び中期政策に基づき、一層効果的・効率的な ODA の実施に資するための体制整備を行う必要がある。

【施策の有効性】

戦略的 ODA の活用を実施するための司令塔、政策立案、実施のそれぞれの機能を強化することで、 我が国の援助をより効果的・効率的に実施するための体制を強化することができる。

【施策の効率性】

当該施策の遂行により「限られた援助資源(予算・人員)を有効に利用し、成果重視の ODA の実現を図る」ことができるため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【今後の方針】

(1) 我が国に期待される役割を効果的に果たすための企画立案の推進

平成20年は、我が国においてG8首脳会合や第4回アフリカ開発会議(TICADIV)が開催される。このような重要な外交上の会合が集中する年に向けた対応を含め、我が国に期待される役割を効果的に果たしていく。同時に途上国の開発や人道支援を通じた世界の平和と安定の実現、地球的規模の課題の解決といった、国際社会の一員としての責務を果たすとともに、グローバル化が進む中で日本の経済的繁栄を確保すべく、優先分野をより明確にした戦略的な0DAの企画立案を、海外経済協力会議で審議される基本戦略の下で推進していく。また、その結果を関係省庁・実施機関と共有し、会議の結果を案件の形成・実施に反映していく。

(2) 国際機関等を通じた援助について、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応 国際機関等を通じた援助についても、それぞれの特色を踏まえつつ、国益に沿った戦略的な 対応を行うとともに、二国間援助との連携による相乗効果の発揮を図る。

(3) JICA 法改正法の成立を踏まえた新 JICA の組織・業務の詳細設計

JICA 法改正法の成立を受け、ODA 政策を踏まえた3援助手法の一体的実施及び機動的で迅速な実施を可能とする新 JICA の組織・業務等の詳細設計について、具体的な議論を進める。議論に当たっては、「新時代のODA 実施体制作り(新 JICA の制度設計のポイント)」(平成18年6月)を踏まえ、海外経済協力会議の審議を踏まえたODA 政策の下、実施機関(JICA、JBIC 及び新 JICA)による機動的かつ迅速な実施を確保するため相応しい体制を構築する。

(4) NGO が参加可能な ODA 事業の拡充及び新たな NGO の能力強化

政府とNGOの相互補完関係を強化すべく、向こう5年間でNGOが参加可能なODA事業の飛躍的な増大を目指す一方、NGOによるODA事業実施に必要とされる実践的能力向上、また、NGOの国際競争力の育成のための施策を強化していく。それを進めるに当たり、NGOとの連携強化のためのタスクフォースを国際協力局内に立ち上げ、具体的な施策を検討していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施を図ること

【目標の達成状況】

評価の切り口1:総理官邸の海外経済協力会議を頂点とする、ODA 戦略・企画立案・実施の一体的 運用体制の整備状況

平成 18 年4月、我が国の海外経済協力(政府開発援助、その他政府資金及びこれらに関連する民間資金の活用を含む。)に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済援助の効率的な実施を図るため、内閣に内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣を構成員とする海外経済協力会議が設置された。平成 18 年度中に海外経済協力会議は7回開催され、アジア、中国、インド、イラク、資源・エネルギー、貿易・投資、0DA についての量及び質、対日理解の促進等に関する海外経済協力について審議された。

評価の切り口2:二国間・多国間連携の強化を含め、外務省の企画立案機能強化を意図する国際協力企画立案本部の設置及び国際協力局の創設の進捗状況

外務省が担う ODA の企画立案機能を強化するため抜本的な体制強化を行い、平成 18 年 4 月に外務大臣を長とする国際協力企画立案本部を設置するとともに、同年 8 月、旧経済協力局と旧国際社

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等 会協力部の関連部局を合わせ、国際協力局へと組織を大幅に編成替えした。国際協力企画立案本部 は、随時開催され、イラク、貿易・投資、アジア、アフリカ、中央アジア、中南米等について審議 された。

評価の切り口3:3援助手法の JICA への統合の状況(「独立行政法人国際協力機構法の一部を改 正する法律」(JICA 法改正法)成立)

今般の ODA 改革を受け、平成 18 年の臨時国会(第165回国会)において JICA 法改正法が成立し た。これにより、平成 20 年 10 月に発足する新 JICA は、有償資金協力、無償資金協力、技術協力 の3つの援助手法を一体的に実施することとなる。新 JICA は資金規模からみて世界有数の援助実 施機関となる。また、調査や案件形成・実施の段階で援助手法間の連携が有機的に促進され、より 効果的・効率的な援助の実施に資する。また、3つの援助手法に総合的に精通した人材が育成され ることが期待される。

評価の切り口4:NGOとの連携強化の状況

地方自治体、内外の NGO、民間部門、学術機関及び国連機関との意見交換・人事交流をより活発 に行うことで、連携の一層の強化と情報の集約に努め、NGO との連携強化のためのタスクフォース を国際協力局内に立ち上げた。NGO との連携強化については、NGO が参加可能な ODA 事業の拡充、 新たな NGO の能力強化を推進。

政策評価の結果 の政策への反映 状況

来年我が国で開催される第4回アフリカ開発会議(TICADIV)及び北海道洞爺湖サミットに 向け、地球規模の課題に取り組むため、我が国がリーダーシップを発揮することが必要。特に、環 境・気候変動問題への取組については、安倍前総理の下で提案された「美しい星50」を踏まえつ つ、アフリカにおける気候変動(地球温暖化)に対する緩和策に貢献し、適応策の強化に資する協 力を行うとともに、広く環境問題に取り組むため、JICA 交付金の政策増 41.7 億円を要求した他、 貧困・飢餓撲滅の支援を強化するため、貧困削減戦略支援無償 11 億円、コミュニティ開発支援無 償61億円等の予算要求を行っている。

平成 20 年 10 月に発足する新 JICA 創設に向け、①効率的で透明性の高い援助の実施に関する政 策増 3.3 億円、②新 JICA 設立に向けた研究・情報機能の強化 5.0 億円、といった政策増を要求し

NGO は外交におけるパートナーとして、「日本 NGO 連携無償」「草の根・人間の安全保障無償」 「NGO 事業補助金」等、日本や海外の NGO 等が独自に行う事業への資金協力は 140.4 億円 (対前年 度比 9.3%増) を要求している。

この他、今後の運営上重要となる援助手法統合運用担当や NGO 能力強化対策担当について各々定 員要求を行っている。

(平成 20 年度予算額: 327, 203, 428 千円 [平成 19 年度予算: 340, 467, 304 千円]

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも **の**)

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
ī	平成 18 年度 重点外交政策	平成 17 年 8 月	2. (2)世界の貧困削減と成長等への 貢献●ODAの戦略的拡充
,	平成 19 年度 重点外交政策	平成 18 年 7 月 19 日	1. (1)外交実施体制の強化 ・アフリカ等における ODA の現地実施体 制の抜本的強化、NGO・民間との連携強化 (能力強化を含む。)
I			

(2) 未着手案件

案件名(借入国)	「次世代航空保安システム整備計画」(フィリピン)
閣議決定日	2002年3月26日
事業目的	フィリピンの航空運輸システムの安全性・信頼性・効率性の向上を図る。
政策評価の結果・	・ 遅延の要因は解決し、その後事業は順調に進捗
今後の対応方針	・ 本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「北ルソン風力発電計画」(フィリピン)
閣議決定日	2002年3月26日
事業目的	電力供給量の拡大、環境負荷の少ない国産エネルギー資源の開発を図る。
政策評価の結果・	・ 遅延の要因は解決し、その後事業は順調に進捗
今後の対応方針	・ 本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続
反映状況	案件を継続

(3)未了案件

案件名(借入国)	「イスタンブール上水道整備計画」(Ⅱ)(トルコ)
閣議決定日	1996年4月26日
事業目的	取水堰導水設備及び浄水場を建設することにより、急増するイスタンブール市の
	水需要に対応する。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗
今後の対応方針	・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、事業の必要性は依然高
	いことから、貸付を継続
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「コロンボ北部上水道整備計画」(スリランカ)
閣議決定日	1996年5月14日
事業目的	これまでほとんど給水の行われていなかった地域に新たに給水区域を拡張する。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗
今後の対応方針	・ 事業の遅延要因は解消した上、本案件の必要性は高いため、貸付を継続
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「ワラウェ川左岸灌漑改修拡張計画(Ⅱ)」(スリランカ)
閣議決定日	1996年5月14日
事業目的	農作物の増産、雇用の創出、生活環境の整備及び地域経済の活性化を図る。
政策評価の結果・ 今後の対応方針	・ 事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗 ・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、事業の必要性は依然高 いことから、貸付を継続
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「キングストン首都圏上水道整備計画」(ジャマイカ)
閣議決定日	1996年6月25日
事業目的	首都圏における上水の安定供給を図る。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗
今後の対応方針	・事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、事業の必要性は依然高
	いこと等から、貸付を継続
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「海岸線汚染対策・上水道整備計画」(レバノン)
閣議決定日	1996年7月9日
事業目的	水不足、及び海岸線汚染を改善する。
政策評価の結果・	一部詳細設計変更等により事業が遅延
今後の対応方針	・ 遅延要因はほぼ解消した上、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「全国排水路整備計画」(パキスタン)
閣議決定日	1996年8月7日
事業目的	灌漑排水の維持管理にかかる組織制度改革、排水セクターにかかる調査研究、灌
	漑排水施設の改善を行う。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、遅延要因はほぼ解消
今後の対応方針	・ 遅延要因は解消した上、本案件に対する必要性は依然高いことから、貸付を継
	続
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「バロチスタン州中等教育強化改善計画」(パキスタン)
閣議決定日	1996年8月7日
事業目的	中学校の新設、技術家庭科教室の増設、女性教員寮の新設等を行い、基礎教育の
	普及を目指す。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、現在遅延要因は解消
今後の対応方針	・ 遅延要因は解消した上、事業の完了も近いことから、貸付を継続
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「パラナ州環境改善計画」(ブラジル)
閣議決定日	1996年8月20日
事業目的	水質の保全による住民の生活環境の改善を図る。
政策評価の結果・ 今後の対応方針	事業が遅延したが、現在事業は順調に進捗事業の進捗を妨げていた要因は解消していること、事業の必要性は依然高いこと等から貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「セアラ州風力発電建設計画」(ブラジル)
閣議決定日	1996年8月20日
事業目的	増大する電力需要を満たすため、環境に対する負荷の少ない風力発電を行う。
政策評価の結果・	・ 実施機関から事業計画の変更があった。
今後の対応方針	・ 本事業に関する貸付を中止する。
反映状況	案件を中止

案件名(借入国)	「ユンカン(パウカルタンボⅡ)水力発電所建設計画」(ペルー)
閣議決定日	1996年8月27日
事業目的	電力需要の増大に対処するため、設備容量 126MW の水力発電所を建設する。
政策評価の結果・ 今後の対応方針	・ 遅延要因は解消した。・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事の最終段階にあることから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「カリガンダキA水力発電所建設計画」(ネパール)
閣議決定日	1996年10月4日
事業目的	カリガンダキ川に流込式発電所を新たに建設する。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗しており、現在、事業は完成に近
今後の対応方針	づいている。
	事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、事業は完成に近づいている
	ことから、貸付を継続する
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「パダン新空港建設計画」(インドネシア)
閣議決定日	1996年12月3日
事業目的	増大する航空需要に対応するため、パダン市街郊外に新空港を建設する。
政策評価の結果・	・ 遅延が生じていたが、現在遅延要因は解消している。
今後の対応方針	・ 遅延要因は解消した上、開港間近であることから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「幹線道路補強計画(Ⅱ)」(インドネシア)
閣議決定日	1996年12月3日
事業目的	円滑な道路交通の確保及び道路輸送の効率化を図る。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、現在工事は順調に進捗している。

今後の対応方針	・ 遅延要因は解消した上、工事の最終段階にあることから貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「多目的ダム発電計画」(インドネシア)
閣議決定日	1996年12月3日
事業目的	多目的ダム建設事業の発電部分を建設し、各地域の急増する電力需要に対処しよ
	うとする。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、既に遅延要因は解消している。
今後の対応方針	・ 遅延要因は解消していること、本案件に対する必要性は依然高いことから、貸
	付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「バリ海岸保全計画」(インドネシア)
閣議決定日	1996年12月3日
事業目的	海岸侵食を抜本的に防ぐため、海岸保全対策を実施する。
政策評価の結果・ 今後の対応方針	事業が遅延していたが、その後事業は順調に進捗している。事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も進捗していることから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「ハノイ市インフラ整備計画(第1フェーズ:タンロン北地区公的支援)」(ベトナム)
閣議決定日	1997年1月10日
事業目的	開発に必要な種々の関連インフラ(道路、給水施設、排水施設、汚水処理施設) 整備を支援する。
政策評価の結果・ 今後の対応方針	・ 給水施設、汚水処理施設及び電力供給施設は完成済。道路・排水施設は平成20年までに完成予定。 ・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も進捗していることから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「ダニム電力システム改修計画」(ベトナム)
閣議決定日	1997年1月10日
事業目的	ダニム発電所及び送変電施設の改修を行う。
政策評価の結果・ 今後の対応方針	事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も進捗していることから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「ケララ州上水道整備計画」(インド)
閣議決定日	1997年1月10日
事業目的	ケララ州の5地域の浄水供給状況を改善するため、上水道施設の新設、拡張、改
	修を行う。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。
今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も進捗していることか
	ら、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「シマドリ石炭火力発電所建設計画」(インド)
閣議決定日	1997年1月10日
事業目的	アンドラ・プラデシュ州に石炭火力発電所を建設することにより、電力需給の改
	善を図る。
政策評価の結果・	・ 当初より政策決定から10年を超える貸付実行期限を設定していたもの。

今後の対応方針	・ 事業の必要性は高いことから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「デリー高速輸送システム建設計画」(インド)
閣議決定日	1997年1月10日
事業目的	デリーに地下鉄及び地上・高架鉄道を建設する。
政策評価の結果・	・ 当初より政策決定から 10 年を超える貸付実行期限を設定していたもの。
今後の対応方針	・ 事業の必要性は高いことから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「ツイリアル水力発電所建設計画」(インド)
閣議決定日	1997年1月10日
事業目的	インド北東部地域の電力事情改善のため、ダムを建設し、60MWの貯水池式水力発
	電所を建設する
政策評価の結果・	・ 当初より政策決定から 10 年を超える貸付実行期限を設定していたもの。
今後の対応方針	・ 事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「ソンドゥ・ミリウ水力発電計画」(ケニア)
閣議決定日	1997年1月28日
事業目的	60MW の流込式発電所を建設し、電力需要の伸びに対応する。
政策評価の結果・ 今後の対応方針	・ 事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。 ・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、近々完成予定であることから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「社会改革支援地方港湾開発計画」(フィリピン)
閣議決定日	1997年3月14日
事業目的	港湾及び港湾へのアクセス道路等の関連インフラ整備を行い、地方貧困層の撲滅
	を図る。
政策評価の結果・	・ 事業が遅延したが、遅延した要因は解決し、現在事業は順調に進んでいる。
今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していることから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

案件名(借入国)	「メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御計画」(フィリピン)
閣議決定日	1997年3月14日
事業目的	湖岸堤及び排水施設の建設や河川改修工事を行うことにより、洪水被害を防止す
	るとともに、生活環境の向上を図る。
政策評価の結果・ 今後の対応方針	事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も完了間近であることから、貸付を継続する。
反映状況	案件を継続

2 事前評価

(1)無償資金協力(平成19年度に公表された案件)

Th 体 の A Th	「ニヴィルサナ和主のも11年1111111111111111111111111111111111
政策の名称	「デブブ州地方都市給水計画」(エリトリア国)
政策評価の結	(1) 対象地域の4都市において、現在平均22.1%の給水率が、2015年には本件事
果の概要	業により、100%となる。なお、この100%はエリトリアの高い人口増加率(10
不可加叉	年間で約60%増加)を考慮したものであり、給水人口は現在の約2万人から約
	15万人に増加する。
	(2) 良好な水質の安定的な供給により、衛生状況が改善され、水因性疾患の減少
	が期待され、また住民の高価な給水車配水への依頼が減少し、貧困削減に寄与
	出来る。また、長距離、徒歩の水汲み労働から婦女子が解放される。
	(3) エリトリアはスーダンの紛争地域と隣接し、南部では紅海の狭い出入口を扼
	するなどアフリカ地域の平和の定着に重要な地政学的位置にあり、1993年の独
	立以降、我が国との関係も良好である。エリトリアでは、エチオピアとの国境
	紛争等により、社会の諸施設が相当破壊され、安全な飲料水の供給はエリトリ
	アがその開発上高い優先度をおいている分野である。
	(4) 我が国がその高い地下水開発の技術により本計画を実施することは、注目度
	も高い事業であり、その外交的効果も大きく、両国の友好関係を強化するもの
	である。
政策評価の結	無償資金協力の実施
	交換公文の署名(平成19年5月28日)
果の政策への	
反映状況	供与限度額:15億2,400万円
	平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「新マナー建設及び連絡道路整備計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
政策評価の結	(1)・ 新橋の建設により、落橋の危険性が除去される他、重量制限の緩和や幅員
果の概要	の拡張により、安全で安定した人及び物資の輸送が可能となり、スリランカ
	の中でも所得の低い周辺地域の住民生活の向上が確保される。
	・ 連絡道路の整備により、1 車線から 2 車線に拡幅されるほか、嵩上げによ
	る冠水防止により、安全で安定した人及び物資の輸送が可能となる。
	・ 国道 A14 号線はアジア・ハイウェイに位置づけられており、インド〜マナ
	一島間のフェリー航路(現在は運休中)が再開された際には、スリランカと
	インドを結ぶ路線の一部を構成することとなる。
	(2) また、同国の国家開発戦略において、地方開発の促進を重視していることか
	ら、橋梁・道路インフラを整備する本案件は、同国における開発効果が大きい。
	(3) さらに、本計画は、スリランカの民族紛争の最も直接的な影響を受けた北・
	東部州の住民に直接裨益する、同国の「平和の定着と国造り」に大きく資する
	案件であることから、本計画の実施により、日本とスリランカの二国間関係強
	化への効果が期待される。
政策評価の結	無償資金協力の実施
果の政策への	交換公文の署名(平成 19 年 5 月 23 日)
反映状況	供与限度額:18 億 3, 600 万円
	平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「首都圏基幹道路改修計画」(パラオ共和国)
政策評価の結果の概要	 (1)・ 基幹道路の交通容量が増加し、交通の流れが円滑になる。 ・ 長時間の冠水による交通障害の頻度が低減される。 ・ 歩車道分離により、歩行者を巻き込む交通事故(車道外)が減少する。 ・ 道路交通の円滑化により、地域開発、首都圏の機能向上、経済活性及び医療・教育施設など社会サービスへのアクセス向上に繋がる。 (2) また、同国の国家開発計画においても、社会基盤整備が最重要課題として位置づけられており、道路インフラを整備する本案件は、同国における開発効果が大きい。さらに、第4回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議において、経済成長、持続可能な開発、良い統治、安全確保及び人と人との交流を重点分野

	とする支援策を表明しており、道路インフラの整備は同支援策とも合致する。 (3) さらに、本計画の実施により、日本とパラオの二国間関係強化への効果が期待される。
政策評価の結 果の政策への	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 5 月 22 日)

「キルワ道路拡幅計画(2/2期))」(タンザニア連合共和国) 政策の名称 キルワ道路の片道1車線を2車線化することにより、現在、対象区間にお 政策評価の結 いて朝夕の通勤・通学のピーク時(朝6時から9時、夕16時から20時)の 果の概要 混雑による平均速度:7キロメートル毎時が、20キロメートル毎時に改善さ れ移動時間が短縮される。 キルワ道路は、テメケ市を縦断する都市道路及び南部地方への幹線道路の 機能ももっているため、本計画の実施によりテメケ市民80万人及び南部沿岸 地域住民 270 万人の合計 350 万人が裨益する。 通勤通学時に利用する乗り合いバスの利便性が向上することにより、移動 手段として欠かせないものとして利用している低所得者に裨益する。 (2) タンザニアはアフリカにおける最重点支援国の一つであり、また、従来、基 礎生活 (BHN) 分野及び基礎的なインフラ整備の分野において、経済社会開発の 面を重視しつつ積極的に援助を行う方針を掲げており、本案件は我が国の対タ ンザニア支援の基本政策に合致している。 (3) 我が国の対アフリカ外交の基軸である TICAD プロセスにおいても、インフラ 整備を含む経済成長を通じた貧困削減を重点事項として位置づけており、本案 件は我が国の対アフリカ開発支援策とも合致している。 (4) 本計画の実施により、日本とタンザニアの二国間関係強化への効果が期待さ れる 政策評価の結 無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成19年5月29日)

政策の名称 「ラギューン母子病院整備計画」(ベナン共和国) 政策評価の結 (1)・ 医療機材の調達・強化により、安全

供与限度額:14億500万円

平成20年度予算要求に反映

反映状況

果の概要

- **の結** (1)・ 医療機材の調達・強化により、安全かつ衛生的な医療活動を行うことが可能となる。
 - ・ 施設の建設・整備により、現在やむを得ず不十分な施設の下位レベルの医療施設で対応している患者が同病院へ搬送されることが可能となり、レファレル患者数が増加する。
 - ・ 医療サービスを提供する環境が改善されることにより、外来患者数、分娩 件数及び手術件数の増加に対応可能となる。
 - ・ 医療機材のマニュアルの作成により、維持管理手法の技術指導の実施により医療機材の不具合・故障が軽減され、適切な維持管理体制が確立される。
 - ・ 保健医療従事者のための教育病院として機能が強化されることにより、ベナンの医療技術レベルが向上する。
 - (2) 同国の貧困削減戦略文書 (PRSP) では保健サービス裨益人口拡大が目標の 1 つであり、「妊産婦・新生児死亡率削減国家戦略 (2006-2015)」においても、治療及び保健サービスの質の向上、及びこれらを享受できる環境の提供、貧困住民に対する保健医療サービス状況の改善等を最重点項目としている。同国最大の都市コトヌにおける主要な母子病院の施設整備を実施することにより、妊産婦の死亡率と新生児死亡率の低下に貢献する本案件は開発効果が大きい。
 - (3) 保健分野においては、我が国はこれまで 1993 年度に「コトヌ国立大学病院医療機材整備計画」、2001 年度に「予防接種拡大計画」を実施しており、本案件の実施は同国保健分野の協力に対する我が国の一貫した協力方針を維持強化するものである。
 - (4) また、MDGs (乳幼児死亡率の削減及び妊産婦の健康の改善) に重点を置き、2005 年に我が国が表明した「保健と開発イニシアティブ (2005-2010)」達成へ向けたアフリカ支援の一環として我が国のリーダーシップを強化するもので

あり、外交的意義が高い。さらに、本件実施により、日本とベナン共和国との 二国間関係強化への効果が期待される。 政策評価の結 果の政策への 反映状況 無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成19年5月30日) 供与限度額:12億2,400万円 平成20年度予算要求に反映

「ザンベジア州及びテテ州地方道路橋梁建設計画」(モザンビーク共和国) 政策の名称 (1)・ 車両重量制限が25トンから43トン相当に緩和され、大型車両も通行が可 政策評価の結 能となり、同国北部地域の流通・交通が活性化される。 果の概要 ・ 雨期の出水による通行止め(2ヶ月)が解消されることで、安定的な交通 が確保できるようになり、沿線地域の経済活動の活性化に資する。 (2) モザンビークは、近年南部アフリカ開発共同体及びアフリカ連合のメンバー としての活動に力を入れており、我が国は、ODA 大綱、アフリカ開発会議(TICAD) 等での議論やミレニアム開発目標、PARPA(モザンビーク版 PRSP)を基に、モ ザンビークの貧困削減に資する分野を支援してきている。また、国家再建計画 においてインフラ整備が重要であるとしており、交通インフラを整備する本案 件は、同国との関係において外交的効果が大きい。さらに、本計画の実施によ り、日本とモザンビークの二国間関係強化への効果が期待される。 無償資金協力の実施 政策評価の結 交換公文の署名(平成19年5月28日) 果の政策への 供与限度額:18億4,500万円 反映状況 平成20年度予算要求に反映

政策の名称	「西部地域県病院整備計画」(ケニア共和国)
政策評価の結	(1) キシイ県立病院では施設が老朽化し、また外来診療機能と中央診療機能が分
果の概要	散するなどの非効率から患者に負担がかかっているが、これを新築の外来診療
	棟に集約し、最適な規模とすることで病院本来の診療機能が回復する。
	ケリチョー県立病院では、救急患者も一般外来受付で対応してきたため、病
	院全体の能力低下が生じているが、救急診療専門棟の新築により、重傷の救急
	患者に対する対応能力が高まると共に、一般外来患者の受診能力も向上する。
	(2) 本件では、ニャンザ州キシイ県住民(約52万人)及びリフトバレー州ケリチ
	ョー県住民(約53万人)にとって、地域の中核となる第二次診療病院の機能回
	復により医療・衛生環境が改善する。また、現在患者が集中している上位病院
	である州立病院との適正な役割分担が可能になる。 (3) ケニアは東アフリカの政治・経済面で指導的役割を果たしており、我が国と
	の関係も良好である。保健、医療分野の改善はケニア自身がその開発で高い優
	た度を置いており、我が国が本計画により中枢的な医療施設の改善を行うこと
	は、いわゆる「日本の顔の見える事業」として、その外交的効果も大きく、両
	国の友好関係を強化するものである。
政策評価の結	無償資金協力の実施
果の政策への	交換公文の署名(平成 19 年 5 月 30 日)
反映状況	供与限度額:12億6,300万円
~->\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	平成 20 年度予算要求に反映

政 策 の 名 称 ┃ 「小児感染予防計画」(ナイジェリア連邦共和国)	
政策評価の結果の概要 (1)・ 特にポリオ感染の危険が高い12州において、ポのポリオワクチンを供与することにより、一度もたことのない子どもが減少すると共に、同国、ひけるポリオ撲滅に資する。 ・ 5歳未満児の主要な死亡原因であるマラリア対い111地方行政区において、本案件による蚊帳約で眠ることのできる5歳未満児や妊産婦の割合が行政区平均)から少なくとも25%以上に改善させ・ 貧血や脱水症状等の改善に資する保健サービスり、同国の乳児死亡率、5歳未満児死亡率、妊産	ポリオ・ワクチンを接種しいては、アフリカ大陸にお策として、感染の危険が高20万帳の供与は、蚊帳の下2006年末の22%(111地方つ効果を有する。等を組み合わせることによ

	(2) 本件はアフリカにおけるマラリア対策のために我が国が表明した 1,000 万帳の蚊帳の供与の一環として実施するものである。 (3) 本件の実施により、日本とナイジェリア連邦共和国との二国間関係強化が増
政策評価の結 果の政策への 反映状況	進される。 無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 6 月 8 日) 供与限度額:11 億 0,100 万円 平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「モウルビバザール気象レーダー設置計画」(バングラデシュ人民共和国)
政策評価の結	(1)・ 洪水の原因となる豪雨の予警報発令が、1日1回から豪雨探知後1時間以
果の概要	内に発令される。
	・ フラッシュフラッド (鉄砲水) の予警報が、発令できなかったものが豪雨
	探知後1時間以内に発令される。
	・ 暴風雨の予警報が、6時間毎から豪雨探知後1時間以内に発令される。
	・ バングラデシュ国内における洪水被害のハイリスク地域に居住する約
	8,200万人(全人口の約67%)のために、適切な洪水・暴風雨の予警報が発
	令される。 (2) また、バングラデン、ほかいては、洪水、見風声及びサイカロン体によった。
	(2) また、バングラデシュにおいては、洪水、暴風雨及びサイクロン等による自 然災害が社会経済へ甚大な影響を与えており、同国の開発計画である貧困削減
	戦略文書において、早期警戒を含む災害管理体制の整備が重要であることが示
	されていることから、本件の実施は、同国の開発計画に合致する。また、我が
	国の対バングラデシュ国別援助計画においても、重点目標「社会開発と人間の
	安全保障」における重点セクター「災害対策」の目標として「災害監視及び予
	警報・避難システムの強化」を位置づけており、我が国の援助方針とも合致す
	5.
	(3) さらに、本計画の実施により、日本とバングラデシュの二国間関係強化への
	効果が期待される。
政策評価の結	無償資金協力の実施
果の政策への	交換公文の署名(平成 19 年 6 月 12 日)
反映状況	供与限度額:10 億円
	平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「中部高原地域地下水開発計画」(ベトナム社会主義共和国)
政策評価の結	(1) ベトナム中部高原地域の3省5コミューンにおいて公共水道網が整備され、
果の概要	対象地区の給水人口 320 万人のうち 4 万 5 千人 (1.4%) の住民に対して安全で
	衛生な飲料水を安定供給することが可能となり、対象地域の水道普及率の上昇
	に寄与する。(現在 43.8% が 2009 年に 45.2%まで上昇)
	(2) 建設された給水施設が開発モデルとなり、ベトナム政府の自助努力により地
	方給水施設の普及拡大が可能となる。また、生活・衛生レベルが向上し水質低
	下に起因する皮膚病、下痢、眼病等の罹患率減少が期待できる。
	(3) 2006 年 10 月のズン首相訪日の際には首脳間で初の共同声明を発表し、アジ
	アの平和と繁栄のための戦略的パートナーシップに向け両国関係を更に強化す
	ることで合意しており、本件は日越両国の協力関係を強化するものである。
	(4) 2007年1月の日 ASEAN 首脳会議では、今後3年間メコン地域を我が国経済協
	力の重点地域として ODA を拡充する旨打ち出しており、「CLV 開発の三角地帯」
	を対象とする本件の実施による外交効果は極めて大きい。
政策評価の結	無償資金協力の実施
果の政策への	交換公文の署名(平成 19 年 6 月 12 日)
反映状況	供与限度額:20 億1,200 万円
	平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「第二次プノンペン市洪水防御及び排水改善計画」(カンボジア王国)
政策評価の結	(1) 本計画の対象地域は、官公庁や観光スポット、商店・市場等の首都機能が集
果の概要	まる地域であるにも拘わらず、年4回以上の浸水被害が発生している。本計画
	での排水施設の改修・新設により2年確率の降雨に起因する浸水被害規模が、

これまでの最大浸水深 60 センチメートル(家屋内でも膝上まで浸水する程度)から 20 センチメートル以下(家屋に浸水しない程度)に、最長浸水継続時間が 12 時間から $1\sim2$ 時間未満に軽減される。これにより約 4 万世帯(約 12 万人)、約 3,000 軒の商業施設、約 50 軒の公共施設が裨益する。

また、護岸補強工事の実施によりプノンペン市の洪水防御機能が強化され、 既往最大洪水(約30年確率)に対して破堤・越水を生ずることがなくなり、約 12万世帯(約46万人)、7,600軒の商業施設、約100軒の公共施設の安全が確保される。

加えて北部 3 排水区の汚水排水をプノンペン市南部の湿地に排水し、湿地の 浄化作用で浄化された水を河川に戻すこと(遮集方式)により、河川汚染の低 減効果が期待される。間接的効果として、経済的被害発生の防止、衛生環境の 改善、浸水による交通遮断時間の縮小に寄与する。

(2) 本案件は同国の首都であるプノンペン市の中でも、官公庁や商業・観光スポットの集まる北部地域を対象としたものであり、我が国の顔が見える案件として外交的インパクトが大きい。また、日・カンボジア二国間の要人往来を控え、本計画の実施により、両国間関係強化への効果が期待される。

政策評価の結果の政策への

反映状況

無償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年6月14日)

供与限度額: 25 億9,500 万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称

「ウランバートル市廃棄物管理改善計画」(モンゴル国)

政策評価の結 果の概要

- (1)・ ナラギンエンゲル新規最終処分場が建設され、ウランバートル市中心部から出るごみの9割以上の最終処分を行うことが可能となる。
 - ・ ごみ収集運搬用機材が整備されることで、2010年を目標に、ゲル地区を含むウランバートル市内対象地域にごみ収集サービスが提供される。特に、ゲル地区においてはごみ収集率が大幅に改善(42%→80%)し、不法投棄が減ることで生活環境が改善される。
 - ・ 埋立用機材が整備されることで、ナラギンエンゲル新規処分場においては 衛生埋立(即日覆土)が、既存のモーリンダワ処分場においては準衛生埋立 (毎日ではないが定期的に覆土)が実施されることから、処分場周辺の環境 が改善される。
- ・ 技術指導の実施により、環境社会に配慮した最終処分の運営が確保される。 (2) 本年2月にはエンフバヤル・モンゴル大統領が訪日し、安倍総理との間で「日本・モンゴル共同声明」「今後10年間の日本・モンゴル基本行動計画」を策定・公表したところ、本計画の実施により、我が国とモンゴルの二国間関係がさらに強化されることが期待できる。

政策評価の結果の政策への

反映状況

無償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年6月26日)

供与限度額:10億1,400万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称

「中波ラジオ放送網整備計画」(ウガンダ共和国)

政策評価の結 果の概要

- 1)・ UBC の放送サービスエリアが現在の国土の 25%から 77%に回復し、本件対象地域である中央及び西部地域住民 1,415 万人が新たに中波放送を受信可能となり、ウガンダ国民の情報格差是正に貢献する。
 - ・ 政治、経済、保健・衛生等、多様な情報の入手が可能となる結果、生活環境の改善ならびに経済産業活動の促進に資することから、同国が取り組んでいる貧困削減の推進に寄与する。
 - ・ 公共放送に必要な番組製作機材ならびに中波放送設備の整備により、安定した放送サービスの実施が可能となる。
- (2) 我が国は、対ウガンダ支援において、人的資源開発及び基礎生活支援を重点 分野として位置づけており、ウガンダ国民がラジオ放送を通して等しく情報に アクセスする機会を拡大し、同国の「貧困撲滅行動計画(PEAP)」の目標達成、 生活改善、ならびに民生安定に寄与する本案件は、右方針を促進するものであ り、開発効果が大きい。
- (3) ウガンダは、政治・経済の両面において大湖地域の平和と発展に積極的な役

割を果たしており、我が国との関係も良好である。同国の目標である貧困削減 に資する本件の実施は、ODA 大綱の重点課題である「貧困削減」及び「持続的 成長」の観点からも意義が大きく、日本とウガンダ共和国との友好関係を強化 するものである。 政策評価の結 果の政策への 反映状況 無償資金協力の実施 供与限度額:11億1,200万円

平成20年度予算要求に反映

政策の名称	「持続的沿岸漁業振興計画」(インドネシア共和国)
政策評価の結	(1)・ 干潮時でも漁獲物を船から直接陸揚げできるようになり、水揚げ時間は大
果の概要	幅に短縮(約2時間/隻→約1時間/隻)
	・ 次の操業のための氷・燃料を従来よりも安く、且つ一箇所で補給できるよ
	うになる。
	・ 取引時間が収束するため、仲買人の仕入時間が短縮される。
	・ 衛生的な荷捌場での魚の取引が可能となる。
	・ 氷の安定供給により漁民の氷利用率が増え、漁獲物の鮮度が向上する。
	(2) 水産分野においては、マグロに関する国際場裡等での IUU (違法・無規制・
	無報告)対策等の協力関係が重視されるようになっており、我が国はインドネ
	シア共和国との間で水産分野で友好的な協力関係を有しているが、本案件の実
	施はこれを維持強化するものである。
	(3) さらに、本計画の実施により、日本とインドネシア共和国の二国間関係強化
	への効果が期待される。
政策評価の結	無償資金協力の実施
果の政策への	交換公文の署名(平成 19 年 7 月 6 日)
反映状況	供与限度額:10 億 7, 000 万円
	平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画」(インドネシア共和国)
政策評価の結	(1) 1)鳥インフルエンザウィルス等に関する世界保健機構 (WHO) の勧告が遵守
果の概要	され、検査スタッフ及び近隣住民の安全が確保される。
1,111,111,111	・ 整備前:バイオセイフティレベル1(対応可能な病原菌:大腸菌等)
	・ 整備後:バイオセイフティレベル2+一部レベル3(対応可能な病原菌
	: 鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、狂犬病等)
	2)インドネシアの人口の 63%(約 1.5 億人)、家禽飼養羽数 70%(約 13
	億羽)が集中するジャワ島及びスマトラ島において、国立家畜疾病診断セ
	ンター(DIC)における診断能力を向上させることができる。
	・ 整備前:ジャワ島の診断可能件数:約12,000件程度/年
	・ 整備後:ジャワ島の診断可能件数:約 24,000 件以上/年
	3) ソフトコンポーネントの実施によって、スバン、メダン、ランプンにお
	ける鳥インフルエンザ診断能力及び検査施設の維持管理能力が向上する。
	(2) 本案件は、鳥インフルエンザ被害が最も多いインドネシアに対して、初めて
	鳥インフルエンザ診断のための施設を整備するものであり、保健分野における
	意義は大きく、また、外交上のインパクトは大きい。
	(3) さらに、本計画の実施により、日本とインドネシア共和国の二国間関係強化
	への効果が期待される。
政策評価の結	無償資金協力の実施
果の政策への	交換公文の署名(平成 19 年 9 月 13 日)
反映状況	供与限度額:17 億 8,100 万円

政策の名称	「第四次小学校建設計画」(ベナン共和国)
政策評価の結	(1)・ 教育環境の整った教室で学習できる児童が、プロジェクトが終了する 2010
果の概要	年には約 13,750 人増加する。
	教室及び便所の整備が新たに行われることで、学校の衛生環境が改善され、
	女子児童の就学が向上する。
	ソフトコンポーネントの実施により、学校の維持管理能力の強化が図られ、

学校における施設や運営に対するオーナーシップが醸成される。
(2) 建設工事にかかる地域リソースの活用により、コミュニティの雇用促進、活性化が図られる。また、ソフトコンポーネント活動の実施により、地域コミュニティにより構成される学校運営維持管理組織の活動が活発化し、コミュニティ自体の発展が期待される。
(3) 本計画の実施により、日本とベナンの二国間関係強化への効果が期待される。

政策評価の結果の政策への

無償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年12月5日)

反映状況

供与限度額:10億3,000万円

政策の名称	「オロミア州小学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)
政策評価の結果の概要	(1) 学校教室等の建設や改修、及び教育家具の調達により、就学児童数の増加と、教育環境の改善が見込まれるとともに、給水施設及びトイレの建設により、学校の衛生環境が向上する。また、施設の使用、維持管理に関する技術指導により、地域住民による持続的な学校運営や、衛生環境の改善に対する意識向上が図られ、適切な学校運営体制が構築される。 (2) エチオピアでは、「貧困削減のための加速的かつ持続可能な開発計画(PASDEP:エチオピア版 PRSP)において、人的資源の開発、特に教育を重点分野としており、また、教育省の「教育セクター開発計画」では、初等教育の質の向上と、児童の教育へのアクセス向上を目標として掲げている。本事業はこのようなエチオピアの開発計画と合致している。 (3) エチオピアは東アフリカで最大の人口を有し、我が国との関係も良好である。人材開発や教育はエチオピア自身がその開発上高い優先度を置いており、我が国が本計画により、技術協力とあわせて教育環境の改善に貢献することは、いわゆる「日本の顔の見える事業」として、その外交的効果も大きく、両国の友
	好関係を強化するものである。
政策評価の結	無償資金協力の実施
果の政策への	交換公文の署名(平成 19 年 12 月 4 日)
反映状況	供与限度額:10 億 4, 100 万円

(2) 有償資金協力(平成19年度に公表された案件)

政策の名称	「コール・アルズベール肥料工場改修計画」(イラク共和国)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、コール・アルズベール肥料工場における肥料の生産能力の 改善を図り、もって肥料供給の増大を通じた農業生産性の向上と同国の経済・社会 復興に寄与することが期待される。また、日イラク経済関係が強化され、二国間関 係の増進、さらには我が国の安全と繁栄の確保に資することになる
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 4 月 9 日) 供与限度額: 181 億 2,000 万円 平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「原油輸出施設復旧計画」(イラク共和国)
政策評価の結 果の概要	本案件を通じ、原油輸出施設の安定的稼働及び設備能力の強化を図り、もってイラクの経済・社会復興に寄与することが期待される。また、日イラク経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安全と繁栄の確保に資することになる。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 4 月 9 日) 供与限度額:500 億 5,400 万円 平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「電力セクター復興計画」(イラク共和国)
政策評価の結 果の概要	本案件を通じ、イラク電力供給の安定化を図り、もって民生の向上、産業の活性 化等が期待される。また、日イラク経済関係が強化され、二国間関係の増進、さら には我が国の安全と繁栄の確保に資することになる。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 4 月 9 日) 供与限度額: 325 億 9,000 万円 平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「バスラ上水道整備計画」(イラク共和国)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、上水供給能力の改善による民生の向上を図り、もってイラクの経済・社会復興に寄与することが期待される。また、経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安全と繁栄の確保に資することになる。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 7 月 31 日) 供与限度額: 429 億 6,900 万円 平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「パナマ市及びパナマ湾浄化計画」(パナマ共和国)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、パナマ首都圏における住民の生活・衛生環境の改善、生態 系改善及びパナマ首都圏のイメージ向上などの効果が見込まれる。また、中長期的 には我が国との二国間関係の強化につながることが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 6 月 25 日) 供与限度額: 193 億 7,100 万円 平成 20 年度予算要求に反映

の 名 称 ┃「マハラシュトラ州送変電網整備計画」(イ	ンド)
// ロ イヤト 「マハフンュトフ州」と変電網整備計画 (ノ	1.

政策評価の結	本案件の実施により、事業対象地域において急増する電力需要に対応する安定的
果の概要	な電力供給を確保し、もって同地域の経済発展と生活水準向上に寄与する。また、
	本件の実施によって経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安
	全と繁栄の確保に資することが期待される。
政策評価の結	有償資金協力の実施
	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 8 月 14 日)
政策評価の結 果の政策への 反映状況	11 2 12 1 - 101 1 2 1 2

政策の名称	「ゴア州上水道整備計画」(インド)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、対象地域において急増する水需要に対応する安全かつ安定的な上下水道サービスの提供を図り、もって同地域の住民の生活環境の改善に寄与する。また、本件の実施によって経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安全と繁栄の確保に資することが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 8 月 14 日) 供与限度額: 228 億 600 万円 平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「モンバサ港開発計画」(ケニア共和国)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、モンバサ港の貨物取扱量増加によるケニア及び近隣諸国の 経済発展、港湾サービスの向上、港湾関連施設の付加価値増加が見込まれ、長期的 には同国の経済発展ひいては我が国との二国間関係の増進につながる。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 11 月 20 日) 供与限度額:267 億 1,100 万円

政策の名称	「災害復興・管理セクター・プログラム・ローン」(インドネシア共和国)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、インドネシアの災害復旧・復興を支援するとともに、防災分野の政策・制度改善を通じて、災害被害の軽減及び効果的な災害復興・復旧の実施に寄与することが期待される。さらには、インドネシアの経済・社会発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 12 月 4 日) 供与限度額: 231 億 8, 200 万円

政策の名称	「ハリプール新発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、発電量の増大と発電所の運営・維持管理の効率化が達成される。また、長期的には、同国の安定的発展の確保、我が国を含むアジア地域の安定、我が国と同国の二国間関係の緊密化等に資することが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 12 月 11 日) 供与限度額: 177 億 6,700 万円

政策の名称	「新ウランバートル国際空港建設計画」(モンゴル国)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、国際空港としての利便性の向上を図るとともに、航空輸送 の信頼性・安全性の向上を図ることができる。さらに、長期的には、モンゴル経済 の持続的発展ひいては我が国との二国間関係の促進に寄与することが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 3 日) 供与限度額: 288 億 700 万円

政策の名称	「ハリヤナ州送変電網整備計画」(インド)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、急増する電力需要に対応する安定的な電力供給を確保し、 もって同地域の経済発展と生活水準向上に寄与する。また、本件の実施によって経 済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安全と繁栄の確保に資す ることが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 10 日) 供与限度額: 209 億 200 万円

政策の名称	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ 2)(第三期)」(インド)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施によって増加する輸送需要への対応を図り、もって交通渋滞の緩和と交通公害の減少を通じた地域経済の発展及び都市環境の改善に寄与する。また、本件の実施によって経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安全と繁栄の確保に資することが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 10 日) 供与限度額: 721 億円

政策の名称	「ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ 1)」(インド)
政策評価の結	本案件の実施により、増加する道路交通需要への対応を図り、もって交通渋滞の
果の概要	緩和及び地域経済の発展に寄与する。また、本件の実施によって経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安全と繁栄の確保に資することが期待される。
政策評価の結	有償資金協力の実施
果の政策への	交換公文の署名(平成 20 年 3 月 10 日)
反映状況	供与限度額: 418 億 5,300 万円

政策の名称	「ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策計画」(インド)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、急増する水需要に対応する安全かつ安定的な上水道サービスを図り、もって同地域の住民の生活環境の改善に寄与する。また、本件の実施によって経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安全と繁栄の確保に資することが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 10 日) 供与限度額: 223 億 8,700 万円

政策の名称	「第4次開発政策借款」 (インドネシア共和国)
政策評価の結 果の概要	本案件の実施により、マクロ経済の安定、投資環境整備、経済・財政改革の推進、 ガバナンスの改善が図られ、もって民間投資の増加、貧困の削減が謀れることが期 待される。さらには、インドネシアの経済・社会発展を通じた我が国との二国間関 係の強化が期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 18 日) 供与限度額: 220 億 8,000 万円

政策の名称	「中部ルソン高速道路計画」(フィリピン共和国)
政策評価の結	今般、追加円借款を供与することにより、本計画の資金不足分を補い、中部ルソ
果の概要	ン地域における物流の効率化を促進するという事業効果が十分発現されることにな
	る。また、本計画を成功裏に終了させることにより、日比間の友好関係が促進され

	ることが期待される。
政策評価の結	
果の政策への	交換公文の署名(平成 20 年 3 月 25 日)
反映状況	供与限度額: 171 億 600 万円

政策の名称	「南北高速道路建設計画(ホーチミン市-ゾーザイ間)(第一期)(ベトナム社会 主義共和国)
政策評価の結 果の概要	本計画により、処理能力が限界に達している国道1号線、51号線の渋滞緩和、 都市間移動の時間短縮を図り、工業発展に著しいホーチミン市周辺の交通重要増へ の対応が可能となる。また、長期的には、ベトナム経済・社会の活性化に、ひいて は我が国との二国間関係の緊密化に貢献することが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 26 日) 供与限度額: 166 億 4,300 万円

政策の名称	「ハノイ市環状 3 号線整備計画」(ベトナム社会主義共和国)
政策評価の結 果の概要	本計画により、ハノイ市内の交通渋滞の緩和、及びホアラック・ハイテクパークからベトナム北部主要港湾や空港へのアクセスの改善が可能となる。また、長期的には、ベトナム経済・社会の活性化に、ひいては我が国との二国間関係の緊密化に貢献することが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 26 日) 供与限度額: 280 億 6,900 万円

政策の名称	「フエ市水環境改善計画」 (ベトナム社会主義共和国)
政策評価の結 果の概要	本計画により、汚水処理能力の向上及び浸水被害の軽減が図られる。また、長期的には、フエ市の生活衛生環境の改善、フォン川の水質改善に、ひいては二国間関係の緊密化に寄与することが期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 26 日) 供与限度額: 208 億 8,300 万円

政策の名称	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(I)」(タイ王国)
政策評価の結 果の概要	本件の実施により、渋滞及び大気汚染の緩和が見込まれる。また、本案件を実施することにより、長期的には、タイにおける経済の発展及び都市環境の改善、さらには我が国との二国間関係の強化が期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 26 日) 供与限度額: 624 億 4, 200 万円

政策の名称	「ヴァルナ港及びブルガス港コンテナターミナル整備計画」 (ブルガリア共和国)
政策評価の結 果の概要	本件の実施により、急増する貨物需要に対応すると共に物流の効率化を促進する ことが見込まれる。また、本案件を実施することにより、長期的には、ブルガリア の経済発展、さらには我が国との二国間関係の強化が期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 28 日) 供与限度額: 369 億 3, 200 万円

政策の名称	「ジャワ南線複線化計画(第三期)」(インドネシア共和国)
政策評価の結 果の概要	本計画の実施により、インドネシアにおける鉄道輸送能力が向上し、当該地域の 投資環境の改善及び経済発展が見込まれる。さらには、インドネシアの経済・社会 発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 20 年 3 月 28 日) 供与限度額: 188 億 1,900 万円

(3) 平成18年度に公表された事前評価で、平成20年度予算要求に反映した案件

無償資金協力

政策の名称	「南タラワ水産業関連道路整備計画」(キリバス共和国)
政策評価の結果の概要	【必要性】 ・ キリバス共和国では、第 10 次国家開発戦略(2004~2007 年)の中で、経済成長のために水産業の発展とその発展を支えるためインフラを整備することが重要であるとしている。 ・ 同国南タラワの交通インフラは、水産物流通や漁業者の移動に重要な役割を果たしているが、老朽化等による路面状況の悪化から走行性が低下し、水産物の荷痛みや輸送時間の増加・交通事故の発生などの問題が生じている。 ・ 同国政府は、上記問題に対処するために本件計画を策定し、我が国に無償資金協力を要請してきたものである。 【効率性】 ・ 本件を実施するにあたり、対象道路の路面状況、「路盤強度」を定量的に評価し、改修タイプを区分した上で、各対象道路の改修タイプを決定したほか、路盤の厚さは各対象道路の大型車交通量から導き出す等、現状を踏まえた必要最小限の補修を実施することにより、コスト削減を図り、本案件の効率性を高めている。 【有効性】 ・ 本件の実施により、以下のような成果が期待される。 ・ 主要道路の走行性が改善されることにより移動時間が短縮される。 ・ 主要道路の走行性が改善されることにより移動時間が短縮される。 ・ 主要道路の走行性が改善されることにより移動時間が短縮される。 ・ 主要道路の走行性が改善されることにより移動時間が短縮される。 ・ 上記背景のもとにあって、交通インフラを整備する本案件は、同国との関係において外交的効果が大きく、また、漁業分野における友好的な協力関係を維持強化するものである。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成19年1月24日) 供与限度額:12億8,500万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称「マラディ州及びザンデール州小学校教室建設計画」(ニジェール共和国)政策評価の結果の概要【必要性】よりである。・ ニジェール基礎教育・識字省は、「教育開発 10 ヵ年計画 (PDDE)」

- ・ ニジェール基礎教育・識字省は、「教育開発 10 ヵ年計画(PDDE)」の中で、初等 教育に関しては、就学率の増大、教育方法と教材の改善等を目標としている。
- ・ 同国では、就学率の地域間の格差が大きく、本案件対象地域のマラディ州においては都市部では65.6%であるのに対し農村部では45.4%、ザンデール州における都市部では75.2%であるのに対し農村部では41.4%と依然として農村部では就学率が低い水準にある。
- ・ ニジェール全国の現存の教室の約 1/4 は、屋根、壁の建替えを毎年必要とする 藁葺き教室であり、恒久的な施設への建替えが求められている。
- ・ ニジェール共和国政府は、上記問題に対処するために本件計画を策定し、我が 国に無償資金協力を要請してきたものである。

【効率性】

- ・ 本件は、コミュニティ開発支援無償を活用して実施される案件であり、小庇及び天井の設置などを省くといった現地仕様に基づく施工及び現地業者・資機材の積極的活用を図ることで、コスト削減を目指すものである。
- ・ 本件を実施するにあたり、要請対象校の教室及び便房の数量設定については、 教育状況、サイト状況、費用対効果等のデータについて学校調査票を定量的に評価することで各地域における優先整備校リストの作成を行い、要請対象校における適正規模を設定した。

【有効性】

- 本件の実施により、以下のような成果が期待される。
 - ・ 教室の建設、建替え、施設設備の調達により、生徒収容数が増加する。
 - ・ 便房の建設により、対象校における衛生的な学習環境が整備される。

・ 技術指導により地域住民の学校運営維持管理に対する意識向上が図られ、適 切な学校運営体制が確立される。

・ 同国の PRSP (貧困削減戦略文書)では、基礎的生活分野である教育、水供給、保健医療、村落開発を重点分野としており、同国における就学率の拡大の達成に貢献する本案件は、開発効果が大きく、また、同国教育分野に対する我が国の一環した協力方針を維持強化するものである。

政策評価の結 果の政策への 反映状況 無償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年2月1日)

供与限度額:10億1,800万円 平成20年度予算要求に反映

平成20年度予算要求に反映

政策の名称	「アンツィラナナ州及びトリアラ州小学校教室建設計画(マダガスカル共和国)」
政策評価の結 果の概要	【必要性】 ・ マダガスカル政府は「貧困削減戦略文書(PRSP)」の下、教育セクターへの投資計画を重点分野の一つに掲げており、1900年代後半以降同国の初等教育就学率は上昇傾向にあるが、児童数増加に施設建設が対応出来ておらず、1 教室あたりの生徒数は57.3人(2005/2006)と過剰を呈しており、教育環境の改善が課題となっている。 ・ 同国政府は我が国に対し全国的にも教室充足率が低い北部アンツィラナナ州及び南西部トリアラ州に対し、教室の建設及び建替え並びに教育家具の調達に必要な資金につき、無償資金協力を要請してきたものである。 【効率性】 ・ 本件は、コミュニティ開発支援無償を活用して実施される案件であり、資機材
	は全て現地調達とし、また各州の気候・地理学的条件に合わせた設計仕様(雨の少ない乾燥地帯のトリアラ州では天井のない仕上げ等)により、コスト削減に努めている。 ・ 本件を実施するにあたり、要請対象校の教室及び便房の数量設定は、サイトの就学需要、施設状況、費用対効果等のデータについて定量的に調査し作成した、各地域における優先整備校リストに基づき必要数を算定した。 【有効性】 ・ 本件の実施により、以下のような成果が期待される。
	 教室の建設、建替え、教育家具の調達により、教育環境の改善及び児童収容数の増加が見込まれる。 給水施設及び便所の建設によって衛生環境が向上する。 学校施設の維持管理のためのガイドラインが策定され、技術指導により地域住民の学校運営維持管理に対する意識向上が図られ、適切な学校運営体制が確立される。 同国PRSPにおいても、教育は優先項目の一つであり、本案件はこのような上位目標に合致しており、実施による有効性は高い。 本案件の実施は同国教育分野に対する我が国の一貫した協力方針を維持強化するものであり、マダガスカルと日本の二国間関係の強化が期待される。
政策評価の結 果の政策への 反映状況	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成19年3月5日) 供与限度額:10億3,200万円 平成20年度予算要など反映

有償資金協力

政策の名称	「インダス・ハイウェイ建設計画(第Ⅲ期)(パキスタン・イスラム共和国)」
政策評価の結果の概要	【必要性】 ・ パキスタンの道路セクターは、旅客輸送の89%、貨物輸送の96%を担っており、 道路網の最適利用が最優先課題となっている。特に、国内物流の基幹ルートであ るインダス・ハイウェイ(国道55号線)は本事業を含む一部区間が未整備のため に円滑な交通のボトルネックとなっており、本案件のニーズは高い。 ・ 本案件は、健全な市場経済の発達、バランスのとれた地域社会・経済の発達等 を掲げた対パキスタン国別援助計画に整合する。

【効率性】

・ 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。

【有効性】

- ・ 本案件の実施により、インダス・ハイウェイにおける交通のボトルネックが解消され、ハイウェイ全体の効果が発現することが期待される。
- 本案件の実施は、シンド州地域における社会・経済発展に寄与し、パキスタン 全体の経済発展ひいては我が国との二国間関係の強化につながる。

政策評価の結果の政策への

反映状況

有償資金協力の実施

交換公文の署名(平成18年12月13日)

供与限度額:194億5,500万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称 「港湾整備計画」(イラク共和国) 【必要性】 政策評価の結 ウンム・カスル港はイラクで最も重要な港湾であり、その整備を進めることは、 果の概要 イラク経済・社会の復興においても喫緊の課題である。しかしながら、イラン・ イラク戦争、湾岸戦争等の紛争や経済制裁により港湾整備への新規投資や維持管 理が不十分であったことから、港湾機能が大幅に低下しており、本案件に対する ニーズは高い。 本案件は、運輸等のインフラ整備も視野に入れた支援を行うとするわが国の基 本政策と整合する。 【効率性】 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。 【有効性】 本案件の実施により、港湾機能の回復及び交通・流通網の拠点としての機能の 復興が期待される。また、本案件の実施はイラクの経済・社会復興に寄与し、ひ いては我が国との二国間関係の強化につながる。 政策評価の結 有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成19年1月10日) 果の政策への

反映状況

供与限度額:346億5,500万円 平成20年度予算要求に繁栄

政策の名称	「アル・ムサイブ火力発電所改修計画」(イラク共和国)
政策評価の結 果の概要	【必要性】 ・ イラクにおいて、十分な電力を確保することは、経済復興と社会安定回復にとって必要不可欠である。しかしながら、湾岸戦争等の紛争や経済制裁により電力部門への新規投資や維持管理が不十分であったことから、発電機能が大幅に低下しており、本案件に対するニーズは高い ・ 本案件は、電気通信等のインフラ整備も視野に入れた支援を行うとするわが国の基本政策と整合する。
	【効率性】 ・ 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が確保される。 【有効性】
	・ 本案件の実施により、バグダッドを中心とするイラク全土の電力供給体制の効率化と安定化、さらには電力供給能力の改善による民生の向上や産業の活性化等が期待される。また、本案件の実施はイラクの経済・社会復興に寄与し、ひいては我が国との二国間関係の強化につながる。
政策評価の結	有償資金協力の実施

政策評価の結 果の政策への 反映状況

果の政策への | 交換公文の署名(平成19年1月10日)

供与限度額:367億6,400万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称

「大コロンボ圏都市交通整備計画」(スリランカ民主社会主義共和国)

政策評価の結 果の概要

【必要性】

- ・ コロンボ首都圏においては、毎年14%前後の自動車登録台数の増加に対し、道 路整備が追いつかず慢性的な渋滞が発生しており、物流面でのボトルネックとし て経済成長の阻害要因となることが懸念され、本案件のニーズは高い。
- ・ 本案件は、対スリランカ国別援助計画において重点分野の一つとなっている「経済基盤の整備に向けた制度改革と援助」に該当するため、我が国の基本政策と整合する。

【効率性】

・ 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。

【有効性】

・ 本案件の実施により、バイパス機能による首都圏の渋滞緩和、地方間の接続性の向上を通じた経済活動の活性化、地方間経済格差の是正が期待される。また、長期的にはスリランカの経済発展ひいては我が国との二国間関係の増進につながる。

政策評価の結 果の政策への

反映状況

有償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年3月23日)

供与限度額: 219 億 1,700 万円 平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称

「北西スマトラ連系送電線建設計画」(インドネシア共和国)

政策評価の結 果の概要

【必要性】

- ・ 本計画の位置するアチェ・北スマトラ系統及び西スマトラ系統は、経済成長に伴い、今後電力のピーク需要が増加する見込みである。一方、スマトラ島の供給信頼度(停電時間及び停電回数)はインドネシア全体の平均より低い水準にあり、適正な電力供給システム構築のために送変電設備の整備が急務となっており、本案件のニーズは高い。
- ・ 本案件は、対インドネシア国別援助計画の中で、円借款の重点分野として掲げられている投資環境改善のための経済インフラ整備(電力)に合致する。

【効率性】

・ 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。

【有効性】

・ チェ・北スマトラ系統及び西スマトラ系統を連系して両系統の電力供給能力を 向上させ、電力需給逼迫の緩和及び供給の信頼性向上を図り、もって投資環境を 改善し、経済発展に寄与する。さらには、インドネシアの経済・社会発展を通じ た我が国との二国間関係の強化が期待される。

政策評価の結果の政策への

有償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年3月28日)

反映状況 供与限度額:161億1,900万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称

「貧困削減地方インフラ開発計画」(インドネシア共和国)

政策評価の結 果の概要

【必要性】

- ・ インドネシア政府は、国家中期開発計画及び国家貧困削減戦略において 2009 年までに貧困層の割合を 8.2%に削減することを主要優先課題とするとともに、 初等教育や保健サービスの充実、貧困層の雇用機会創出の重要性を掲げている。 同政府は、補償プログラムとして貧困地域を対象に保健及び初等教育サービスの 充実、小規模インフラ整備などを緊急に実施する方針であり、本計画のニーズは 高い
- ・ 本案件は、対インドネシア国別援助計画に掲げられた三つの柱のうち、貧困削減、教育、保健・医療、基礎的公共サービスの向上を通じた「民主的で公正な社会造り」に合致する。

【効率性】

・ 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が

確保される。

【有効性】

・ 貧困地域の基礎インフラを整備することを通じて、貧困削減に寄与する。さらには、インドネシアの経済・社会発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。

政策評価の結果の政策への

反映状況

有償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年3月28日)

供与限度額:235億1,900万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称

「プサンガン水力発電所建設計画」(インドネシア共和国)

政策評価の結 果の概要

【必要性】

- ・ 本案件の位置するナングル・アチェ・ダルサラム州では、2004 年 12 月に発生したスマトラ沖地震・津波災害からの復興に加え、2005 年 8 月にインドネシア政府と独立アチェ運動との間で成立した和平合意による復興が進められている状況の下、今後、アチェ・北スマトラ系統のピーク需要は上昇する見込である。今後見込まれる同系統における既存ピーク電源設備の老朽化による運転停止等を考慮すると、電源構成の適正化の観点から、新たなピーク電源開発が急務となっており、本案件のニーズは高い。
- ・ 本案件は、対インドネシア国別援助計画の中の「平和と安定」のための支援に 合致するとともに、「民間主導の持続的な成長」実現のための支援の中の円借款 の重点分野として掲げられている投資環境改善のための経済インフラ整備(電力) に合致する。

【効率性】

・ 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。

【有効性】

・ アチェ・北スマトラ系統の需給逼迫の緩和、供給の安定化を通じたスマトラ島 北部の経済成長、アチェの復旧・復興支援及び貧困緩和、再生可能エネルギーの 利用による地球環境負荷の軽減に寄与する。さらには、インドネシアの経済・社 会発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。

政策評価の結 果の政策への 反映状況

| 有償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年3月28日)

供与限度額:260億1,600万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称

「ハイデラバード都市圏送電網整備計画」(インド)

政策評価の結 果の概要

【必要性】

- ・ ハイデラバード市及びその隣接地域は、近年、IT 産業やハイテク産業が発展し、これに伴う工場の増加及び人口の増加が電力需要の増加をもたらしている。特にハイデラバード市のピーク時の電力需要は今後年平均 11%の伸びが予想されている。他方、既存の変電所においては 2006 年時点で変圧器容量に対するピーク時電力量がすでに適正水準を大幅に上回っており、今後の電力需要の増加に対して安定的に電力を供給することが困難となっていることから、本案件のニーズは高い。
- ・ 本案件は、対インド国別援助計画において重点分野となっている「経済成長の 促進」に該当するため、我が国の基本政策と整合する。

【効率性】

・ 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。

【有効性】

・ 本案件の実施により、経済成長の促進、地域経済の発展及び生活環境の向上等が期待される。また、長期的には日印経済関係が強化され、二国間関係の増進、 さらには我が国の安全と繁栄の確保に資する。

政策評価の結果の政策への

有償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年3月30日)

供与限度額: 236 億9,700 万円

됸	血	状	沿
"	ᅜ	11	771.

平成20年度予算要求に反映

政策の名称

「アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画」(インド)

政策評価の結 果の概要

【必要性】

- ・ アンドラ・プラデシュ州における灌漑面積及び灌漑率は 2002 年時点でそれぞれ 450 万 h a、40%を超えていたが、近年の灌漑施設の老朽化により、2005 年には 380 万 h a 、37%まで減少している。また、水利組合が灌漑施設の十分な維持管 理を行う機能を果たしていないことにより、灌漑施設の効率的な活用を実現する には至っておらず、本案件のニーズは高い。
- 本案件は、対インド国別援助計画において重点分野となっている「貧困・環境 対策」に該当するため、我が国の基本政策と整合する。

【効率性】

本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。

【有効性】

本案件の実施により、地方開発に対する効果が期待される。また、長期的には 日印経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安全と繁栄の確 保に資する。

政策評価の結 果の政策への 反映状況

有償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年3月30日)

供与限度額:239 億7,400 万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称

「グジャラート州森林開発計画(II)」(インド)

政策評価の結 果の概要

【必要性】

- ・ グジャラート州の疎林の面積は 1995 年の 5,262k ㎡から 2003 年には 8,601 k m²に拡大、疎林率も45.2%から57.5%に増加する等、森林の荒廃が進んでいる。 このことは同州の森林の水源滋養力、森林の自然再生力の低下をもたらし、住民 の貧困化を招いており、本案件のニーズは高い。
- 本案件は、対インド国別援助計画において重点分野となっている「貧困・環境 問題の改善」に該当するため、我が国の基本政策と整合する。

本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。

【有効性】

本案件の実施により、地方開発、防災、森林の再生等が期待される。また、長 期的には日印経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の安全と 繁栄の確保に資する。

政策評価の結

有償資金協力の実施

果の政策への 反映状況

交換公文の署名(平成19年3月30日)

供与限度額:175 億2,100 万円 平成20年度予算要求に反映

政 策 の 名 称 | 「ケララ州上水道整備計画(II)」(インド)

政策評価の結 果の概要

【必要性】

- ・ インド南西部沿岸部のケララ州南部に位置する州都ティルバナンタプラム市等 においては、都市への人口の急増に伴い生活用水を中心とした上水需要の増加が 生じている。また、これらの地域のうち井戸水に依存している地域においては、 海水が地下水に浸透することにより井戸水の水質が悪化しており、本案件のニー ズは高い。
- 本案件は、対インド国別援助計画において重点分野の一つとなっている「貧困・ 環境問題の改善」に該当するため、我が国の基本政策と整合する。

本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。

【有効性】

	・ 本案件の実施により、経済成長の促進、民生の向上、都市環境の改善等が期待
	される。また、長期的には日印経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらに
	は我が国の安全と繁栄の確保に資する。
政策評価の結	有償資金協力の実施
	1.14 m 1 = m 6 (= 1 h 1 n n)

政策の名称	「アグラ上水道整備計画」(インド)
政策評価の結	【必要性】
果の概要	 アグラ市はインド有数の観光地であるが、同市の上水供給量は急増する需要に対応できておらず、観光産業にとって大きな課題である。また、アグラ市及びその周辺の都市では今後とも急激な人口増加が予測されており、生活用水や商業用水等の大幅な需要増加が見込まれており、本案件のニーズは高い。 本案件は、対インド国別援助計画において重点分野の一つとなっている「貧困・環境問題の改善」に該当するため、我が国の基本政策と整合する。 【効率性】 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が確保される。
	【有効性】 ・ 本案件の実施により、経済成長の促進、民生の向上、都市環境の改善等が期待される。また、長期的には日印経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらに
	は我が国の安全と繁栄の確保に資する。
政策評価の結	有償資金協力の実施
果の政策への	交換公文の署名(平成19年3月30日)
反映状況	供与限度額:248 億 2,200 万円
	平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「オリッサ州総合衛生改善計画」(インド)
政策評価の結 果の概要	【必要性】 ・ ブバネシュワール市及びカタック市において現在稼働している下水処理施設がほとんどないため、発生する下水は未処理のまま放流され、市内を流れる排水基準はインド国内の放流基準を大きく超えており、経済活動の停滞や住民の生活環境の悪化を招いており、本案件のニーズは高い。 ・ 本案件は、対インド国別援助計画において重点分野の一つとなっている「貧困・
	環境問題の改善」に該当するため、我が国の基本政策と整合する。 【効率性】 ・ 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が確保される。 【有効性】 ・ 本案件の実施により、民生の向上、防災、都市環境の改善等が期待される。また、長期的には日印経済関係が強化され、二国間関係の増進、さらには我が国の
政策評価の結 果の政策への 反映状況	安全と繁栄の確保に資する。 有償資金協力の実施 交換公文の署名(平成 19 年 3 月 30 日) 供与限度額:190 億 6,100 万円 平成 20 年度予算要求に反映

政策の名称	「ホーチミン市都市鉄道建設計画(ベンタイン-スオイティエン間(1 号線))(I)」(ベトナム)
政策評価の結	【必要性】
果の概要	・ ホーチミン都市圏では、人口の増加に伴う市内交通量の増加が著しく、渋滞が
	深刻化しており、効率的な経済社会活動を阻害する要因となっている。既存の公
	共交通であるバスや鉄道の輸送能力及び道路網の大幅な拡大が困難な状況から、
	交通渋滞及び交通公害の緩和に資する新たな大規模交通システム整備が必要とさ
	れており、本案件のニーズは高い。
	・ 本案件は、対ベトナム国別援助計画の重点分野である「成長促進」及び「生活・

【効率性】

・ 本案件の実施において進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が 確保される。

【有効性】

・ 本案件を実施することにより、増加する輸送需要への対応を図り、もって交通 混雑の緩和と交通公害の減少を通じた地域経済の発展及び都市環境の改善が期待 される。また、中長期的には二国間関係の緊密化に寄与する。

政策評価の結果の政策への 反映状況 有償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年3月30日)

供与限度額:208 億8,700 万円 平成20年度予算要求に反映

政策の名称

「ギソン火力発電所建設計画(I)」(ベトナム)

政策評価の結果の概要

【必要性】

- ・ ベトナムはドイモイ (刷新)政策導入後に急激な経済発展を遂げており、近年の高い GDP 成長率 (年率6~7%)を反映し、電力需要も 2000 年から 2004 年まで全国で年平均 14.8%の割合で増加しており、今後も引き続き 2010 年まで年平均 13%超で増加する見込みである。同国の電力セクターにおける喫緊の課題は、電力需要の急伸への対応であり、旺盛な需要の伸びに応じた供給力の確保が不可欠である。本案件が実施される北部では、発電設備容量をピーク需要が上回る際には南部からの送電でまかなわれているが、送電損失率が大きく効率性は低いことから、本案件のニーズは高い。
- ・ 本案件は、対ベトナム国別援助計画の重点分野である「成長促進」及び「生活・ 社会面での改善」に該当することから、我が国の援助方針に整合する。

【効率性】

- 本案件の実施において進捗状況を適切に監理し、案件の効率性が確保される。 【有効性】
- ・ 本案件を実施することにより、ベトナム北部及び中北部の電力供給能力の向上 を図り、もって同地域の産業競争力強化と民生の向上効果が期待される。また、 中長期的には二国間関係の緊密化に寄与する。

政策評価の結 果の政策への 反映状況

有償資金協力の実施

交換公文の署名(平成19年3月30日)

供与限度額:209億4,300万円 平成20年度予算要求に反映